

広島県災害時公衆衛生活動マニュアル
(平成28年10月改訂版)

平成28年10月
広島県健康福祉局



広島県災害時公衆衛生活動マニュアル目次

はじめに

第1章 総則

I	目的	3
II	災害時公衆衛生活動の基本	3
1	公衆衛生活動の方向性	3
2	公衆衛生スタッフの活動内容	3
3	公衆衛生スタッフの活動形態	5

第2章 県内で大規模災害が発生した場合

I	公衆衛生活動の概要	7
1	公衆衛生活動体制	7
2	フェイズ毎の公衆衛生活動	8
3	避難所等における公衆衛生活動	14
4	要援護者等の特徴と避難生活で配慮すべき事項	20
5	災害時のこころの健康	23
6	支援者の健康管理	27
II	応援・派遣公衆衛生スタッフの受入れ体制	28
1	受入れに関する考え方	28
2	受入れに関する主な役割分担	29
3	応援・派遣公衆衛生スタッフの必要人数及び公衆衛生スタッフ動員計画	29
4	応援公衆衛生スタッフの要請	30
5	派遣公衆衛生スタッフの要請	31
6	応援・派遣公衆衛生スタッフの活動体制の整備	31
7	応援・派遣公衆衛生スタッフの業務	32
III	平常時の対応	33
1	マニュアルの見直し	33
2	防災に関する普及啓発	33
3	訓練・研修の実施	33

第3章 県外で大規模災害が発生した場合（他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣）

1	被災都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割	34
2	他都道府県への公衆衛生スタッフ派遣体制の整備	34
3	公衆衛生スタッフ派遣の調整	34
4	派遣公衆衛生スタッフの班体制	35
5	派遣公衆衛生スタッフとしての基本姿勢と役割	35

参考資料

携行品一覧	3 6
応援・派遣公衆衛生スタッフ受入れ時のオリエンテーション資料	3 7
保健師以外の公衆衛生スタッフの行う支援	3 9
災害時の食事・栄養補給の流れ	4 0
感染症の潜伏期一覧	4 1
消毒剤一覧	4 1
子どもたちのサインと大人にできる対応	4 2
こころの相談機関一覧	4 3
作業に従事する職員への健康管理上的一般的注意事項	4 4
災害時の公衆衛生活動に関する法令等	4 6
災害時公衆衛生調査活動マニュアル	4 8
中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル	5 6

はじめに

はじめに

I 本マニュアルの基本的な考え方

本マニュアルは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条に規定に基づき、広島県防災会議が作成する広島県地域防災計画基本編のうち、「医療救護・助産計画」の公衆衛生活動及び震災対策編の「医療、救護計画」の公衆衛生活動を具体的に示すものである。

II 災害時の活動体制

1 災害時公衆衛生チームの設置

東日本大震災では、急性期の医療救護活動に加え、長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、メンタルヘルス、感染症等の二次的な健康被害を防止するための災害時保健医療活動（公衆衛生活動）の重要性が明らかになった。また、被災地に全国から援助が行われたものの、公衆衛生分野については、保健所を含めた各種行政機関が被災し、調整機能が麻痺したことから対応が遅れ、被災者の生活環境の悪化、健康被害につながったことが指摘された。

このため、被災地域の保健所や市町村の被災状況を把握するとともに、被災者の健康管理や避難所の生活環境の改善を支援するために、公衆衛生に係る専門家で構成するチームを派遣し、支援活動を行う。

広島県災害時公衆衛生チームのイメージ

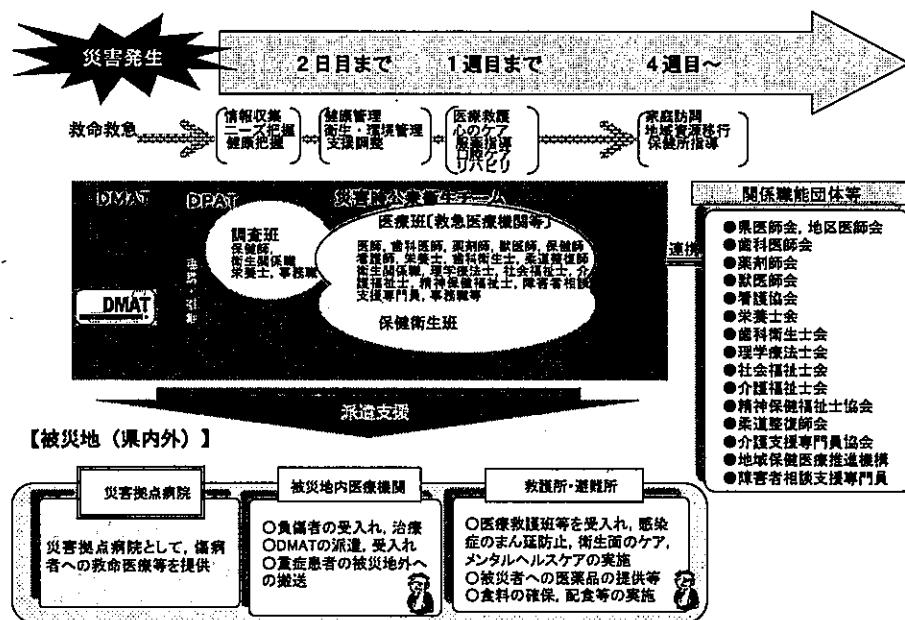


図 1 災害時公衆衛生チームのイメージ

2 災害時公衆衛生チームの概要

チームの派遣に当たっては、必要に応じて災害発生直後に、保健所職員からなる調査班を先行して派遣し、ニーズや被災者の健康等の状況把握を行う。その調査結果に基づいて被災者のニーズに対応した専門職を編成し派遣する。

調査班、医療班、保健衛生班ごとの編成メンバーは、次に示す。

	調査班	医療班	保健衛生班
班編成	<p>県保健所本所単位（県内4ヶ所）の職員による編成を基本とする 保健所長、保健師、衛生関係職、 管理栄養士、事務職</p> <p>※保健所単位の編成とすることにより相互補完が可能</p>	<p>予め応援派遣が可能な医療機関を指定し、調査班の調査結果に基づき、当該医療機関の医師、看護師等を中心に編成</p>	<p>調査班の調査結果に基づき、必要な職・人数で編成 医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、 保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士、衛生関係職、 理学療法士、柔道整復師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、障害者支援専門員、事務職等 ※必要に応じ市町、職能団体の協力を得る。</p>
活動業務	<ul style="list-style-type: none"> ○公衆衛生上のニーズの収集・評価・予測・要請 ○必要な公衆衛生スタッフの職種・人数の評価・予測・要請 ○災害時要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）の状況把握・支援要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療救護 ○健康管理 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康状況把握・健康相談・健康教育 ○栄養管理・衛生管理・環境整備 ○要配慮者・要医療者支援 ○心のケア ○各支援者・団体等の調整 等
活動時期	<ul style="list-style-type: none"> ○DMAT^{*1}に引き続き速やかに活動を開始する。 ○概ねフェイズ1の期間における公衆衛生活動に焦点を当てた調査を実施する。 ○フェイズ1以降であっても、新たな派遣体制の構築や活動の展開に当たって、必要に応じてニーズ把握のために派遣する。 	調査班の調査結果に基づき活動を開始する。	
マニュアル	広島県災害時公衆衛生調査活動マニュアル	災害時医療救護活動マニュアル	広島県災害時公衆衛生活動マニュアル

*1 DMAT とは、災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されており、災害派遣医療チーム（Disaster Medical Assistance Team）の頭文字。

*2 DPAT とは、被災地域の精神保健医療への需要に対して、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援活動を行うために都道府県及び政令指定都市によって組織される、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム（Disaster Psychiatric Assistance Team）の頭文字。

第1章 總 則

第1章 総則

I 目的

大規模災害発生時に、初動体制を早期に確立するとともに、災害が長期化した場合には継続した公衆衛生活動を実施する必要があるため、被災地の市町に加え、県内外からの公衆衛生スタッフを中心とした公衆衛生活動体制を定める。

なお、疾患や外傷等によって生命に危険があるか否かのスクリーニングを行い、緊急の処置や入院等の医療が必要な者については、医療機関等に引き継ぐものとする。

本マニュアルが対象とする範囲及び用語の定義を表1に示す。

表1 対象範囲と用語の定義

対象範囲	活動内容	大規模災害発生時における公衆衛生スタッフによる活動を中心に記載する。
	災害の規模	被災者の健康管理や公衆衛生上の問題等について、被災市町単独では対応が困難で、県（保健師等を含む。）、県内他市町の応援、他都道府県等の支援が必要とされる規模とする。
用語の定義	公衆衛生スタッフ	保健所や保健センター等の行政機関に所属する医師、保健師、管理栄養士、歯科衛生士、薬剤師、獣医師、食品衛生監視員、環境衛生監視員、事務職員及び公衆衛生関係団体職員（会員）等
	応援公衆衛生スタッフ	県及び県内の被災していない市町から応援する公衆衛生スタッフ
	派遣公衆衛生スタッフ	他都道府県等から派遣される公衆衛生スタッフ
	災害時要配慮者 (要配慮者)	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自分を守るために安全な場所に避難する等災害時の一連の行動に対して支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられている。 要配慮者は、新しい環境への適応能力が不十分であるため、災害による住環境の変化への対応や、避難行動、避難所での生活に困難を来すが、必要な時に必要な支援が適切に受けられれば自立した生活を送ることが可能である。

II 災害時公衆衛生活動の基本

1 公衆衛生活動の方向性

災害時公衆衛生活動は、被災者の生命と安全の確保を図り、被災による被害を最小限にし、被災後の二次的な健康被害の予防を図り、早期に被災地及び被災者の復興をめざすことを目的とする。

そのため、災害発生直後は医療救護活動への対応が必要であるが、救命救急等の医療体制の確立後は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、プライバシーの保護等に配慮しながら、予測性を持った計画的・継続的な支援が大切である。

なお、高齢者や障害者等の要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対する支援に当たっては、各分野の機能別のチーム（医療救護、口腔ケア、栄養管理、服薬管理、災害支援ナース、リハビリ等）が避難所等で保健所長の指揮監督の下、保健師が中心となって情報を共有し、連携を取りながら被災者の支援を行う。なお、各チームにおいては、自己完結型の活動を原則とする（P39「表42 保健師以外の公衆衛生スタッフの行う支援」参照）。

2 公衆衛生スタッフの活動内容

公衆衛生スタッフは、「直接的支援」（表2）、「情報収集、ニーズ把握、計画策定・評価」（表3）、関係機関連携（表4）を前提として、保健師を中心に連携し、一貫した中長期にわたる継続的支援体制を早期に構築し、表5に示す点に留意しながら個別及び地域への支援活動を実施する。

表2 直接的支援

避難所	生活環境面	生活環境の把握と公衆衛生上必要な調整 感染症、食中毒等の予防のための衛生管理 感染症等の患者の隔離、清潔、消毒等の指導 睡眠環境の確保、改善
	運営面	避難所責任者、代表者等との連携による支援体制の整備 公衆衛生活動に必要な情報の収集と関係部署への報告 医薬品、防疫薬品、衛生材料等の衛生管理に関する助言等 水・食料品等の衛生管理に関する助言等 関係者ミーティング（避難所責任者、代表等を含む）への参加 要配慮者の継続支援のため、管理台帳等を作成 保健・医療・福祉・介護等各担当部署等との連携・調整 公衆衛生活動に必要な職種・マンパワー量の積算と投入の提案 公衆衛生活動に関する避難所運営状況について、関係部署への報告・連携・調整
	住民支援	救護所や福祉避難所等の調整・連携 健康相談（巡回）等による要配慮者の把握 健康調査等による健康状態の把握 福祉避難所・介護保険施設への入所、医療機関受診が必要な避難者への支援 療養指導や他職種連携等をする避難者への支援 感染症対策（うがい・手洗い励行、予防接種等）の実施 二次的な健康被害対策（健康相談、健康教育、健康診査等）の実施 仮設住宅等へ移行するケースに対する公衆衛生上の処遇調整 長期的な避難所生活をする被災者に対する健康相談
ト中 在泊・在宅等テ・ン車	被災者の健康把握	要配慮者の所在把握及び安否確認 車中・テント泊の把握とエコノミー症候群の予防支援 要配慮者への個別支援（医療・服薬管理、サービス調整等） 訪問による健康調査
仮設住宅	住民代表連携・調整	自治会等の住民代表との連携・調整
	被災者の健康把握	入居者の健康調査、要配慮者等の継続的支援
	コミュニティ支援	自治コミュニティ住民代表との連携・調整 コミュニティの支援（集団健康教育、つどいの場の提供等）
その他	通常業務の実施	各種公衆衛生関係事業の再開
	職員の健康管理	職員の健康管理（休息確保、健康相談、検診等）

表3 情報収集、ニーズ把握、計画策定・評価

情報収集 ニーズ把握	被災に関する情報収集や分析整理、資料作成 公衆衛生活動に関する活動記録、集計、統計 被害が予測される人・集団・地域のリストアップ
計画策定・評価	必要な職種やマンパワーの算出と調整 フェイズ各期における災害時公衆衛生活動計画の作成と実施・評価・見直し 健康状況把握のための調査や健康診査等の実施の検討及び準備 医療チーム等外部支援活動収束化へ向けた検討や調整 通常業務再開へ向けた検討・調整（中止・延期・変更等）

表4 関係機関連携

災害対策本部	公衆衛生活動方針の決定及び初動体制づくり 被災地及び活動状況等の災害対策本部への報告 情報提供体制の確立と周知
関係機関	医師会や医療・救護班との連携及び巡回医療計画等との調整 保健・福祉・介護等各担当部署及び専門支援チーム等との対策検討
報告・引継ぎ	関係者ミーティング（連絡会議等の実施） 応援・派遣公衆衛生スタッフ、ボランティア等から被災地職員への活動記録等の引継ぎ

表 5 支援活動の留意点

個別への支援活動	(1) 相談的対応	・被災者の話を傾聴する姿勢を持ち、その人の持つ問題の本質を見極めることに努める。
	(2) セルフケア	・被災者が行ったほうがよいこと、支援が必要なことを見極め、被災者のセルフケア能力が高まるような支援を行う。
	(3) 家族間の関係調整	・個人だけでなく家族の状況等を把握し、家族関係が良好になるように調整をする。
	(4) 潜在的ニーズの発見	・表面化したニーズだけでなく、状況把握や会話から潜在的なニーズを把握する。
	(5) ケースワークの引継ぎ	・誰が見てもわかるよう情報の共有化を図る。
地域への支援活動	(1) ニーズの明確化と問題の予測	・ライフラインの断絶による衛生・栄養状態の悪化、近隣関係の崩壊によるストレスの増強等、地域での健康問題が漸次変化していくことに対応する。
	(2) コミュニティづくりの支援	・災害前のコミュニティが維持できない状況では、近隣同士の新たなコミュニティがつくれるよう、関係・場づくりの支援を行う。
	(3) 地域への情報提供と行政サービスの調整	・関係機関との連携のもと、状況変化に応じて健康情報や生活情報をタイムリーに提供し、情報が行き渡るよう工夫し、住民の実態に応じた行政サービスが提供できるように調整する。

3 公衆衛生スタッフの活動形態

県内での支援活動の場合、被災した自治体の人口やその他都市としての規模（政令市、中核市、その他）及び保健衛生に関する機能の程度等により、チームの運用を行う自治体（市町、県）が異なる。

災害時公衆衛生チームの運用については、状況に応じて被災自治体と協議しながら行う。なお、運用の一例を表 6 に示す。

表 6 チームの運用について

被災自治体	保健衛生に関する活動（市町機能）		
	機能している	一部機能している	機能していない
政令指定都市	被災自治体	協議	県
中核市	被災自治体	協議	県
その他市町	協議	協議	県

被災市町における公衆衛生活動は、被災状況や残存しているマンパワーによるが、市町又は県の保健師（場合によっては、応援に来た保健師）が中心となり、避難所を含む地域全体に対して、応援・派遣公衆衛生スタッフ、医療・救護班、住民代表、ボランティアセンター等と連携した公衆衛生活動体制を早期に確立し、表 7 に示す活動事項により実施する。

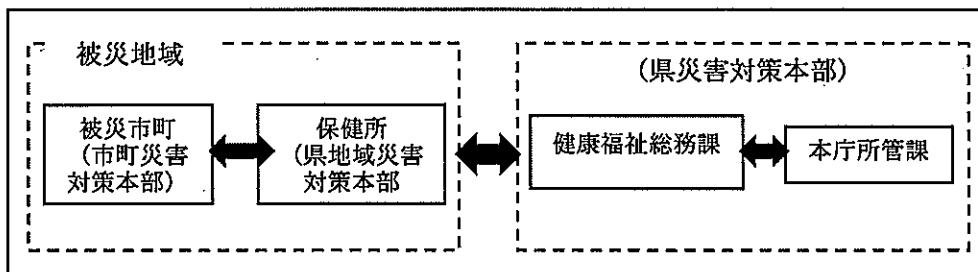
ただし、災害発生直後には、DMAT が行う医療との役割分担を踏まえた医療救護の支援対応が必要となる等、状況に応じて臨機応変に再編・統合を図りながら活動することが重要である。

被災状況にもよるが、（地区）保健師は、長期、短期のバランスのとれた配置が必要であり、刻々と変化する避難所の状況に対応するため、避難所の状況をタイムリーに把握できるような体制をとる。

なお、避難所においては各チームの活動始業時間を統一し、始業時に関係者ミーティングを行う。ミーティングでは、要配慮者の状況、本部からの伝達事項、公衆衛生チームの派遣状況、スケジュールの確認等を行う。

表 7 活動事項一覧

企画・管理・運営	管理・運営的項目	健康管理 避難所・地域健康管理事項
統括的事項		
1 災害時公衆衛生活動計画の策定 ・健康課題の分析 ・活動計画の策定	1 応援・派遣公衆衛生スタッフへのオリエンテーション 2 被災者の健康管理 (避難所・地域健康管理事項と同じ)	1 被災者の健康管理 ・健康状況、課題の把握 ・健康相談、健康教育 ・環境整備 ・社会資源の活用調整 ・活動記録
2 情報管理 ・現地情報の確認、助言 ・全体情報の整理、報告 ・公衆衛生活動全体の調整 ・会議や関係機関への情報提供	3 避難所の公衆衛生上の管理 ・健康課題の把握と解決 ・社会資源の把握、調整 ・カンファレンス等の企画 ・生活衛生用品の点検	2 関係者との連携 ・各種専門支援チーム(救護、D P A T, 口腔ケア, 栄養, 災害支援ナース, リハチーム等)との連絡調整 ・避難所責任者職員、住民リーダー、自治会役員等との連絡調整
3 体制づくり ・人員配置、調整 ・応援・派遣公衆衛生スタッフの受入調整 ・応援・派遣公衆衛生スタッフへ方針提示 ・他課との連携調整 ・他機関、管内市町等との連携調整 ・県庁や県地域機関等への報告、調整 ・勤務体制の調整	4 関係機関等との連携 ・各種専門支援チーム(救護, 服薬支援, D P A T, 口腔ケア, 栄養, 災害支援ナース, リハチーム等)との連携 ・関係機関等との現地連携体制づくり	3 企画・管理・運営部門への報告、相談
4 職員の健康管理 ・職員の心身疲労への対処	5 自治会責任者等との連携 ・避難所等での健康づくり	4 関係者ミーティング ・ミーティングへの参画 ・カンファレンスへの参画
5 必要物品、設備の整備	6 関係者ミーティング ・ミーティングへの参画 ・カンファレンスの運営	5 必要物品の点検、補充 ・健康相談等の必要物品
6 関係者ミーティング ・ミーティング等への参画		



※ 報道対応は、避難所責任者が担当する。

図 2 情報伝達経路

第2章 県内で大規模災害が発生した場合

第2章 県内で大規模災害が発生した場合

I 公衆衛生活動の概要

1 公衆衛生活動体制

県災害対策本部においては、健康福祉総務課で構成する健康福祉班（以下「県災害対策本部（健康福祉総務課）」）が、県災害対策支部においては厚生環境事務所・保健所で構成する厚生環境班（以下「県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）」）が対応することとなり、市町災害対策本部（被災市町）での担当部署（以下「市町対策本部（市町）」）を含めた役割分担を表8に示す。避難所においては、報道機関からの取材は避難所責任者が担当する。

なお、災害発生時には多くの救護所、避難所が開設され、それに伴い健康支援活動を展開するための体制整備や要員確保の調整を行う必要がある。県本庁及び厚生環境事務所・保健所（支所）が連携しながら、被災市町の支援を行う。被災市町における活動形態は総則P5の表6及びP6の表7に示す活動形態を参考とする。

表8 公衆衛生活動に係る役割分担

県災害対策本部 (健康福祉総務課)	<ul style="list-style-type: none">・被災状況等の情報収集、分析、国への情報提供・被災市町、県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）への支援・災害時公衆衛生活動マニュアルに沿った活動の実施<ul style="list-style-type: none">公衆衛生スタッフ動員計画の作成、厚生労働省との調整、県内市町・他都道府県への派遣要請及び調整、公衆衛生活動状況の把握と終了時期の検討等・保健所設置市等との連携・全国組織の災害派遣チーム（DPAT, JMAT, JRAT, DHEAT等）との連絡調整・公衆衛生活動に伴う予算措置・全県的な会議等の実施・参画・公衆衛生活動計画の策定・評価
県災害対策支部 (厚生環境事務所・保健所) ※被災地以外の厚生環境事務所・保健所は、県災害対策本部（健康福祉総務課）からの指示により、被災厚生環境事務所・保健所、被災市町の応援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・被災状況等の情報収集、分析、県災害対策本部（健康福祉総務課）及び管内関係機関への情報提供・県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）活動に必要な援助の要請・被災市町の公衆衛生活動への支援・災害時公衆衛生活動マニュアルに沿った公衆衛生活動の実施<ul style="list-style-type: none">応急救護、防疫活動、被災者への公衆衛生活動の実施、要配慮者の安置・健康状態の確認、県災害対策本部（健康福祉総務課）との連携等・現地での応援・派遣公衆衛生スタッフの活動調整、体制整備<ul style="list-style-type: none">避難所等への配置、オリエンテーション等の実施・被災市町及び関係機関との連携・会議<ul style="list-style-type: none">※長期化する場合は、派遣元を含めた連絡会議を開催・被災自治体等の職員の健康管理支援・市町公衆衛生活動計画の策定・評価への助言・災害時公衆衛生活動のとりまとめ・評価
市町災害対策本部 (被災市町) ※被災地以外の市町は、県災害対策本部（健康福祉総務課）からの要請により被災市町の応援を行う。	<ul style="list-style-type: none">・被災状況等の情報収集、分析、災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）・関係機関等への情報提供・公衆衛生活動方針の決定・体制整備、県への必要な援助の要請・災害時公衆衛生活動マニュアルに沿った公衆衛生活動の実施<ul style="list-style-type: none">応急救護、防疫活動、被災者への公衆衛生活動の実施、要配慮者の安置・健康状態の確認等・応援・派遣公衆衛生スタッフと協働した公衆衛生活動の実施・通常業務再開への調整（見極め）・公衆衛生活動計画の策定・評価

2 フェイズ毎の公衆衛生活動

フェイズ毎の主な活動（表 9）、公衆衛生活動実施上の留意点（表 10）、各機関の具体的な活動（表 11）を次に示す。

表 9 フェイズ毎の主な活動

フェイズ	活動内容
フェイズ 0【初動体制の確立】 (24 時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の安全確保、応急対策 ・要配慮者への支援 ・情報収集と災害時公衆衛生活動方針の決定、公衆衛生活動計画の作成 ・通常業務の調整（中止・延期） ・避難者の健康管理・保健指導
フェイズ 1【緊急対策】 生命・安全の確保 (72 時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の健康問題に応じた、保健・医療・福祉・介護関係派遣職員やボランティアの調整及び福祉避難所への移動の支援 ・避難生活における二次的な健康被害等の予防 ・避難所において、関係者間の情報共有（避難所マッピング、避難所ミーティング） ・在宅被災者の健康状況把握等の対応方針検討
フェイズ 2【応急対策】 生活の安定、避難所対策 (概ね 4 日目～1、2 週間)	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と災害時公衆衛生活動の方針の決定 ・公衆衛生活動計画の見直し ・在宅の健康状況の把握 ・保健・医療・福祉・介護関係派遣職員やボランティアの撤退に向けた調整 ・通常業務再開に向けての調整 ・職員の健康管理体制の検討・実施
フェイズ 3【応急対策】 避難所～仮設住宅入居までの期間 (概ね 1、2 週間～1、2 か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常業務再開 ・在宅被災者の健康状況に応じた公衆衛生活動の実施
フェイズ 4【復旧・復興対策】 仮設住宅対策や新しいコミュニティづくり等 (概ね 1、2 か月以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・保健・医療・福祉・介護関係派遣職員やボランティアの撤退後の体制整備 ・仮設住宅入居者の健康状況の把握 ・仮設住宅でのコミュニティ支援（集団健康教育、つどいの場の提供等） ・災害時公衆衛生活動状況のまとめ

表 10 フェイズ毎の公衆衛生活動実施上の留意点

- (1) 災害規模や被災状況によって、初動体制や必要な公衆衛生活動は大きく異なるため、状況に応じた公衆衛生活動体制の整備が重要となる。
- (2) 災害規模や被災状況により各フェイズの移行時期が異なるため、見極めが必要となる。
- (3) フェイズ毎に完結する活動だけでなく、フェイズが移行しても継続する活動、該当フェイズで完結できなかった活動、該当フェイズより先取りして行うべき活動等があり、重層的に実施する必要がある。
- (4) 刻々と変化する状況を総合的に把握し、現状及び今後起こりうる課題等を見通した公衆衛生活動計画が必要である。

注 風水害時（地震による津波や豪雨及び台風による洪水、高潮、山崩れ等）は、道路が冠水し交通も遮断され、床上浸水により電気、ガス、水道、通信のライフラインが寸断され、トイレも冠水で使用できなくなる。支援については、基本的には地震等の災害支援対策と同様であるが、地震に比べ被害状況が比較的早く明らかになるため、フェイズ 0～1 における対応が迅速に実施できる。夏季に起こりやすく、早期に感染症の発生予防を行うことが最重要課題となる。また、避難時や復旧作業における、外傷からの破傷風、化膿、土ほこり・水の飛沫の吸い込みによるレジオネラ症、蚊を介した感染症等の予防を行う。

表 11 フェイズ毎の各機関の具体的な活動

フェイズ 0 初動体制の確立（災害発生後 24 時間以内）		
県災害対策本部（健康福祉総務課）		
<p>1 施設設備の安全確保と執行体制の起動 通常業務の中止・延期等について検討</p> <p>2 可能な限りの情報収集に努め、災害の規模を想定した公衆衛生活動の方針を決定 (1) 情報を多角的に収集し、災害規模、被災状況、関係機関のニーズ等を把握 (2) 初動時の公衆衛生スタッフの業務稼働状況の把握、初動体制の整備を含めた公衆衛生活動計画を立案</p> <p>3 県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）からの報告をまとめ県災害対策本部（事務局）へ報告</p> <p>4 被災地域における公衆衛生スタッフの確保 (1) 災害規模・被災状況等に応じ、県内の応援体制及び県外公衆衛生スタッフの派遣の必要性を判断 (2) 局内及び県災害対策本部（事務局）と協議、受入れ体制の整備 (3) 厚生労働省等関係機関との調整</p>		
県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）		
<p>1 施設設備の安全確保と執行体制の起動 通常業務の中止・延期等について検討</p> <p>2 情報収集と支援方法の決定 情報収集のため、必要に応じて公衆衛生スタッフを現地に派遣 (1) 管内の被災状況の把握 医療・保健・福祉関係施設の被害状況・被災の全体像の把握 (2) 被災市町の状況把握 被災の全体像の把握・避難所・救護所の設置状況・ライフラインの被害状況等</p> <p>3 被災市町の公衆衛生活動状況の把握 保健センター等拠点施設の被災状況、職員の稼動状況、不足している医薬品・物品等</p> <p>4 人的支援の調整と派遣等 被災市町公衆衛生活動の支援、避難所、救護所の要請に応じた派遣を検討</p> <p>5 緊急を要するケースの安否確認（厚生環境事務所・保健所の担当するケース） 人工呼吸器、吸引器、在宅酸素等を利用している難病患者、療育児童等</p> <p>6 本庁主管課への報告と応援要請</p>		
被災市町		
<p>1 施設設備の安全確保と執行体制の起動 通常業務の中止・延期等について検討</p> <p>2 情報収集</p> <p>3 被災者の安全確保・救急対応</p> <p>4 可能な限りの情報収集に努め、災害の規模を想定した公衆衛生活動の方針を決定 被災市町だけでは方針等の決定が難しい場合は、県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）に協力を依頼</p> <p>5 必要に応じて、県に応援・派遣公衆衛生スタッフ要請</p>		
救命・救護	避難所	自宅滞在者
1 救護所の設置・運営に参画 ・DMAT や救護活動と公衆衛生活動の連携	<p>1 避難者の健康管理及び処遇調整 (1) 要配慮者等 ・健康状況の把握 ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・処遇調整（介護保険施設、福祉避難所への移動等）</p> <p>(2) 一般被災者 ・健康状況の把握、健康相談実施 ・健康上の問題がある者への支援（医療・福祉サービス調整等）</p> <p>(3) 避難者の健康状況に応じて、夜間の健康管理（宿直等）の実施及び有症者用の個室の確保を検討</p> <p>2 衛生管理及び環境整備</p> <p>3 避難所設置運営担当部署との連携 (1) 生活用品の確保（衛生管理や健康管理上必要な物品に留意。） (2) 避難者のプライバシーの確保（取材等に対しては、窓口を設け対応する。） (3) 住民不安への対応</p>	<p>1 要配慮者の安否確認（各担当部署との連携） (1) 訪問、電話等による確認 (2) 救護所、避難所、医療機関、消防署等との連携による避難誘導及び処遇調整</p>

フェイズ1 緊急対策（災害発生後72時間以内）

県災害対策本部（健康福祉総務課）

- | | |
|---|--|
| 1 | 情報収集及び公衆衛生活動の方針を決定、公衆衛生活動計画の立案 |
| | (1) 情報の多角的な収集、災害規模、被災状況、関係機関のニーズ等の把握 |
| | (2) 初動時の公衆衛生スタッフの業務稼働状況の把握、初動体制の整備を含めた公衆衛生活動計画の立案 |
| | (3) 風水害の場合は、発生直後、水が引いてから約2週間大量のマンパワーを投入し、集中的かつ迅速な対応を検討。) |
| 2 | 県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）からの報告をまとめ、県災害対策本部（事務局）へ報告 |
| 3 | 被災地域における公衆衛生スタッフの確保 |
| | (1) 災害規模・被災状況等に応じ、県内の応援体制及び県外公衆衛生スタッフの派遣の必要性を判断 |
| | (2) 局内及び県災害対策本部（事務局）と協議、受入れ体制の整備 |
| | (3) 厚生労働省等の関係機関との調整、必要に応じて専門家の派遣を要請 |

県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）

- | | |
|---|--|
| 1 | 情報収集と支援方針の決定 |
| | (1) 被災市町の活動状況把握及び支援 |
| | ①被害状況に応じて、公衆衛生スタッフを派遣して現地で調整 |
| | ②市町と協議の上、活動の方向性や役割を確認し、支援の方針を決定 |
| | ③被災市町公衆衛生活動計画作成の支援 |
| | (2) 外部への派遣要請 |
| | ①外部への派遣要請の調整 |
| | ②応援・派遣公衆衛生スタッフの配置計画やオリエンテーション等の準備 |
| | ③専門ボランティアの派遣依頼と調整（看護ボランティア等） |
| | (3) 県災害対策本部（健康福祉総務課）への情報提供・報告及び調整 |
| 2 | 救命・救護 |
| | (1) 救護所や避難所の運営支援、衛生管理の確認 |
| | (2) 避難所の健康管理状況の把握と適正な運営に向けた調整 |
| | (3) 要配慮者に配慮した居場所の確保 |
| 3 | 安否確認（担当ケース） |
| | (1) 電話及び訪問による安否確認及び把握された問題に対する支援の実施 |
| | (2) 担当ケースへの医療機関情報（病院機能の状況、治療薬の確保方法）及び交通情報の提供 |
| 4 | こころのケア対策 |
| | DPAT、こども支援チーム等と連携した活動の実施（広報、相談支援体制の確保、継続支援） |

被災市町

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 情報収集 |
| 2 | 災害時公衆衛生活動の方針の決定 |
| 3 | 通常業務の調整（中止・延期） |
| 4 | 関係機関との調整（応援・派遣要請等） |
| 5 | 保健・医療関係派遣職員及び保健・医療ボランティアの調整 |

救命・救護	避難所	自宅滞在者
<p>1 救護所運営への参画・協力</p> <p>2 要医療者への継続支援・慢性疾患患者の医療の確保と継続支援 (例) ・糖尿病 ・狭心症、心筋梗塞 ・高血圧 ・精神疾患 ・人工透析 ・在宅酸素 ・人工呼吸器装着 ・難病 ・がん ・ストーマ保有 等</p>	<p>1 避難者の健康管理及び処遇調整</p> <p>(1) 要配慮者 ・安全確保（安全な居場所の確保等） ・処遇調整（介護保険施設、福祉避難所への移動等） ・医療、福祉サービス等の調整</p> <p>(2) 一般被災者 ・健康相談実施（日中不在者のため、夕方・夜間も実施）</p> <p>(3) 避難者の健康状況に応じて、夜間の健康管理（宿直等）の実施及び有症者用の個室の確保を検討</p> <p>2 健康教育の実施</p> <p>(1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 (4) こころの健康 等</p> <p>3 保健医療福祉に関する情報提供</p> <p>4 衛生管理及び環境整備</p> <p>5 避難所設置運営担当部署との連携</p> <p>(1) 生活用品の確保</p>	<p>1 要配慮者の安否確認（各担当部署との連携）</p> <p>(1) 避難誘導及び処遇調整 (2) 医療の継続支援</p> <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>(1) 必要に応じて継続支援 (2) 医療機関、専門機関等との処遇調整</p> <p>3 保健医療福祉に関する情報提供</p> <p>(1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 (4) こころの健康等</p> <p>4 健康福祉ニーズ調査のための検討及び準備</p> <p>(1) 健康調査等の実施方法の検討（目的、項目、時期、従事者、調査用紙の作成等） (2) 調査によって把握された要支援者へのフォローについての検討</p>

	(2) 避難者のプライバシーの確保 (3) 住民の不安への対応	
フェイズ2 応急対策（概ね4日目から1, 2週間）		
県災害対策本部（健康福祉総務課）		
1 情報収集及び公衆衛生活動の方針の決定、公衆衛生活動計画の見直し 必要に応じて被災地に出向き、公衆衛生活動状況を把握し、活動上の課題の整理・明確化を図り、継続的に活動ができるよう、初期計画を見直す。		
2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供		
3 応援・派遣公衆衛生スタッフの動員計画の見直し 随時、動員計画を見直し、必要に応じて動員計画を変更（風水害の場合は、短期にマンパワーを大量に投入した集中的な対応の必要があると考えられ、マンパワーの投入について検討し、調整）		
4 活動推進に必要な予算措置		
県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）		
1 市町災害時公衆衛生活動への支援 (1) 公衆衛生活動計画の実施・変更・評価等への支援 (2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等 ①公衆衛生活動に必要な公衆衛生スタッフの確保状況の確認、必要に応じて公衆衛生スタッフの派遣要請等に関する助言の実施 ②応援・派遣公衆衛生スタッフの配置計画の作成等、活動体制整備 ③応援・派遣公衆衛生スタッフのオリエンテーションの実施 ④応援・派遣公衆衛生スタッフへの依頼業務の調整 ⑤ミーティング（避難所職員・派遣公衆衛生スタッフ）等による情報共有と検討事項の協議 (3) 公衆衛生活動の実施 避難所における公衆衛生活動、在宅被災者の健康状況把握、災害により中断した業務への支援 (4) 災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化		
2 県災害対策本部（健康福祉総務課）への情報提供・報告及び調整		
3 こころのケア対策 DPAT、こども支援チーム等と連携した活動の実施（広報、相談体制の確保、継続支援）		
被災市町		
1 情報収集 2 公衆衛生活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し 3 中止している通常業務の再開に向けた調整 4 保健・福祉・医療・介護関係の派遣職員やボランティアの撤退に向けての調整 5 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）		
救命・救護	避難所	自宅滞在者
1 救護所運営への支援 2 救護所の継続体制や撤退時期検討への参画 (1) 医師会・関係機関等と協議・検討 (2) 24時間体制の必要性の検討 (3) 救護所撤退後の医療供給体制（受入れ可能な医療機関）の確認と住民への周知	1 避難者の健康管理及び処遇調整 (1) 要配慮者等 ・安全確保及び処遇調整 ・避難所から仮設住宅・自宅等に移る準備に向けての処遇調整 (2) 一般被災者 ・健康相談実施（日中不在者のため、必要に応じて夕方・夜間に実施） 2 健康教育の実施 (1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 等 3 保健医療福祉に関する情提供 4 衛生管理及び環境整備 5 避難所設置運営担当部署との連携 (1) 生活用品の確保 (2) 避難者同士のプライバシーの確保 (3) 住民不安への対応 6 こころのケア対策 (1) チラシ等による周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関との連携 (4) 専門スタッフによる相談の実施	1 要配慮者や健康問題がある者への支援 (1) 医療の継続支援 (2) 生活再建の支援調整等 2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 3 保健医療福祉に関する情報提供 4 こころのケア対策 (1) チラシ等による周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関と連携した相談の実施 5 健康福祉ニーズ調査 (1) 調査等の実施 (2) 調査により発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等

フェイズ3 応急対策（概ね1, 2週間から1, 2か月）

県災害対策本部（健康福祉総務課）

- 1 被災後の推移、被災地の動向等を総合的に判断し、中長期的公衆衛生活活動計画の策定
- 2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供
- 3 応援・派遣公衆衛生スタッフの動員計画の見直し
中長期的公衆衛生活活動計画に基づき動員計画を見直し、必要に応じ変更
- 4 活動推進に必要な予算措置

県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）

- 1 市町災害時公衆衛生活活動への支援（フェイズ2と同じ）
 - (1) 公衆衛生活活動計画の実施・変更・評価等への支援
 - (2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等
中間報告会、災害時公衆衛生活活動報告会の開催
 - (3) 公衆衛生活活動の実施
 - (4) 災害時公衆衛生活活動状況の集計・資料化
- 2 県災害対策本部（健康福祉総務課）への情報提供・報告及び調整
- 3 こころのケア対策（フェイズ2と同じ）
- 4 支援者・職員の健康管理
- 5 管内市町との定期的な連絡会議等の開催（長期化する場合）

被災市町

- 1 情報収集
- 2 中長期的公衆衛生活活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し
- 3 通常業務再開に向けての調整・再開
- 4 保健・福祉・医療・介護関係の派遣職員やボランティアの撤退に向けての調整
- 5 市町内の関係機関連絡会議等の開催（長期化する場合）
- 6 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）

救命・救護

避難所

自宅滞在者

1 救護所運営への支援 2 救護所の継続体制や撤退時期検討への参画 (1) 医師会・関係機関等と協議・検討 (2) 救護所撤退後の医療供給体制(受入れ可能な医療機関)の確認と住民への周知	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難者の健康管理及び処遇調整 <ol style="list-style-type: none"> (1) 要配慮者等 <ul style="list-style-type: none"> ・避難所から仮設住宅・自宅等に移る準備に向けての処遇調整 (2) 一般被災者 <ul style="list-style-type: none"> ・健康相談実施（必要に応じて夕方・夜間も実施） 2 健康教育の実施 <ol style="list-style-type: none"> (1) 感染症の予防 (2) エコノミークラス症候群の予防 (3) 生活不活発病予防 等 3 保健医療福祉に関する情報提供 4 衛生管理及び環境整備 5 避難所設置運営担当部署との連携 <ol style="list-style-type: none"> (1) 生活用品の確保 (2) 避難者同士のプライバシーの確保 (3) 住民不安への対応 6 こころのケア対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) チラシ等による周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関と連携した相談の実施 7 仮設住宅入居者健康調査の検討及び準備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施目的の明確化と共有 (2) 調査項目、時期、従事者、調査用紙等の検討と作成 	<ol style="list-style-type: none"> 1 要配慮者や健康問題がある者への支援（各担当部署との連携により実施） <ol style="list-style-type: none"> (1) 医療の継続支援 (2) 生活再建の支援調整 2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施 3 保健医療福祉に関する情報提供 4 こころのケア対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) チラシ等による周知 (2) 相談窓口の周知 (3) 専門機関と連携した相談の実施 5 健康福祉ニーズ調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査等の実施 (2) 調査により発見された健康上の問題がある者等への支援、医療等関係機関との調整等

フェイズ4 復旧・復興対策（概ね1, 2か月以降）		
県災害対策本部（健康福祉総務課）		
<p>1 被災後の状況を総合的に判断し、必要に応じて中長期的公衆衛生活動計画の見直し</p> <p>2 広域的、総合的な災害に関する情報収集及び被災地への提供</p> <p>3 被災地域の公衆衛生・福祉活動のまとめと検証 　　フェイズに沿った災害活動や組織内対応、関係機関連携状況等の分析評価、活動のまとめ（報告書）の作成</p> <p>4 調査研究等への積極的な支援</p> <p>5 災害に関係した研修会、会議等の開催 　　市町の活動状況の共有、情報交換の場を設け、今後の活動につなげる。</p>		
県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）		
<p>1 長期的な視点に立った市町災害時公衆衛生活動への支援</p> <p>2 公衆衛生活動のまとめと評価 　　災害時公衆衛生活動状況の集計・資料化</p> <p>3 県災害対策本部（健康福祉総務課）への情報提供・報告及び調整</p> <p>4 支援者・職員の健康管理</p> <p>5 管内市町との定期的な連絡会議等の開催</p>		
被災市町		
<p>1 情報収集</p> <p>2 生活再建に重点を置いた公衆衛生活動計画の実施・評価、経過に応じた見直し 　　生活再建に必要な新たな活動のための施策化・予算措置</p> <p>3 住民の健康管理及び新しい生活への支援 　　定期的な健康相談の開催、健康上の問題点について自治会等と協議、コミュニティづくりへの支援</p> <p>4 こころのケア対策 　　こころの問題を早期発見できる体制づくりと広報の活用 　　うつ傾向、閉じこもりがちの人を早期に把握し、孤立化しない対策の検討</p> <p>5 通常業務再開に向けての調整・再開</p> <p>6 保健・福祉・医療・介護関係の派遣職員やボランティアの撤退時期の検討・調整</p> <p>7 市町内の関係機関連絡会議等の開催（長期化する場合）</p> <p>8 支援者・職員の健康管理（休息の確保、健康相談、必要に応じ早期受診勧奨）</p>		
救命・救護	仮設住宅	自宅滞在者
1 通常の医療体制に移行	<p>1 健康調査の実施及び必要な支援</p> <p>(1) 健康調査の実施 　　・支援が必要な者への継続支援、医療機関・専門機関と調整</p> <p>(2) 定期的な健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>2 要配慮者（一人暮らし高齢者、高齢者世帯等）の健康状況の把握</p> <p>(1) 健康課題の早期把握、生活状況の悪化や孤独死の予防</p> <p>(2) 保健推進員、訪問ボランティア、自治組織等による安否確認（声かけ訪問）等との連携</p> <p>3 こころのケア対策</p> <p>(1) 健康相談や講演会等の実施（うつ、アルコール依存症、PTSD等）</p> <p>4 入居者同士のコミュニティづくりの支援</p> <p>(1) 自治会長等の地域代表と健康問題や今後の活動等について話し合いを行う。 （具体的な活動例） 　　・仮設住宅単位での自主活動への支援 　　・乳幼児のあそびの広場や高齢者等のつどい 　　・高齢者への声かけ 　　・ボランティアの活用 等</p> <p>5 仮設住宅から自宅等に移る者への支援</p> <p>(1) 支援が必要な者について、処遇調整（保健、福祉、介護の相互の連携による）</p> <p>6 保健・医療・福祉に関する情報提供</p>	<p>1 要配慮者や健康問題がある者への支援（各担当部署との連携により実施）</p> <p>(1) 医療の継続支援</p> <p>(2) 生活再建の支援調整</p> <p>2 健康相談（窓口、電話、訪問等）の実施</p> <p>3 保健医療福祉に関する情報提供</p> <p>4 こころのケア対策</p> <p>5 新たな交流やコミュニティづくりの支援</p>

3 避難所等における公衆衛生活動

(1) 健康管理

避難所等においては、要医療者は速やかに医療機関や医療チームへ引き継ぐとともに、要配慮者の状況把握に留意し、避難者全員の健康管理を実施する。(表 12)

表 12 健康管理の方法

健康管理上の留意点	<p>(1) 下記(1)～(2)の者で生命に危険が及ぶ可能性が高いと判断した場合は、速やかに医療機関へ引き継ぐとともに、その他の者についても医療を確保する。また、救護所、巡回医療班、主治医や公衆衛生スタッフが連携を図り、切れ目のない継続したケアを提供する。</p> <p>(2) 全避難者の健康状態を把握し、健康管理のための個人票を作成するとともに発熱等の有症者には早期受診を勧める。健康な被災者に対しては、セルフケア行動をとることができるように支援する。</p> <p>(3) 多数の避難者の中には自ら訴えることをしないで我慢する者もいるため注意する。</p> <p>(4) 発熱や感染性疾患に罹患した人が安心して治療が受けられるよう個室又は関係者のみが関われるスペースを確保する。</p> <p>(5) 避難生活による二次的な健康被害を予防する。</p> <p>(6) 避難所での生活は、活動量が減少し、体力が低下することから、エコノミークラス症候群の予防や生活不活発病を予防するために、健康体操等を実施する。</p> <p>(7) 高齢者、乳幼児、学童等の生活リズムの安定及び心身の健康保持増進に努める。(P20 「表 18 ライフステージ別留意事項」参照)</p> <p>(8) 避難者のニーズや健康状態に応じた安全な食事や飲料水が供給されるよう調整する。</p> <p>(9) 避難所における一般用医薬品（常備薬）については、原則薬剤師の管理とするが、薬剤師がない場合は、保健師又は避難所の管理者が管理し、医薬品に関する相談があれば、巡回してきた薬剤師に相談する。</p> <p>※ 医師の診断・治療を必要としない軽症患者から一般用医薬品の供給要請があった場合、薬剤師（不在の場合は、保健師又は避難所の管理者）は、患者の申し出等を十分に確認した上で、必要最小限を交付する。</p>																										
要医療者のスクリーニング	<p>(1) 次の症状がみられる者</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>症状等</th> <th>疑われる疾患</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>胸痛、胸苦しさ、息切れ、冷汗、吐き気、放散痛</td> <td>心筋梗塞、狭心症</td> </tr> <tr> <td>動悸、息苦しい、胸痛、喘息様のせいせいという呼吸音</td> <td>心不全</td> </tr> <tr> <td>体が動かない、うまく話せない、体の片側の麻痺・しびれ、飲み物がうまく飲み込めない</td> <td>脳卒中</td> </tr> <tr> <td>意識障害、けいれん発作、激しい頭痛、嘔吐</td> <td>くも膜下出血(SAH)</td> </tr> <tr> <td>吐血・喀血</td> <td>食道静脈瘤破裂、結核 胃・十二指腸潰瘍</td> </tr> <tr> <td>嘔気、嘔吐、下痢、軽度の発熱</td> <td>感染性腸炎、食中毒</td> </tr> <tr> <td>38℃以上の高熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛、咳、鼻汁</td> <td>インフルエンザ</td> </tr> <tr> <td>口が開けにくい、首筋が張る、寝汗、歯ぎしり</td> <td>破傷風</td> </tr> <tr> <td>太腿から下の足に発赤・腫脹・痛み、胸痛、呼吸困難、失神</td> <td>肺血栓症</td> </tr> <tr> <td>喉の渇き、めまい、立ちくらみ、筋肉の痙攣、頭痛、嘔気、疲労感</td> <td>熱中症※1</td> </tr> <tr> <td>手足の冷感、震え、ふらつき、震えていた人が温まらないまま震えが消失する、意識朦朧</td> <td>低体温症※2</td> </tr> <tr> <td>パニック発作、健忘、遁走、離人、希死念慮、自殺企図、フラッシュバック、生々しい悪夢の頻発、重度抑うつ、不安状態、PTSD 症状（再体験症状、回避症状、過覚醒症状）</td> <td>精神疾患等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 意識レベルが低い場合 ※2 体温調節が困難な場合</p> <p>(2) 医療の継続が必要な慢性疾患患者等</p> <p>糖尿病、心疾患、高血圧、慢性腎不全（人工透析）、慢性呼吸不全（在宅酸素）、ALS（人工呼吸器装着）、がん、ストーマ保有、喘息、てんかん、統合失調症 等</p>	症状等	疑われる疾患	胸痛、胸苦しさ、息切れ、冷汗、吐き気、放散痛	心筋梗塞、狭心症	動悸、息苦しい、胸痛、喘息様のせいせいという呼吸音	心不全	体が動かない、うまく話せない、体の片側の麻痺・しびれ、飲み物がうまく飲み込めない	脳卒中	意識障害、けいれん発作、激しい頭痛、嘔吐	くも膜下出血(SAH)	吐血・喀血	食道静脈瘤破裂、結核 胃・十二指腸潰瘍	嘔気、嘔吐、下痢、軽度の発熱	感染性腸炎、食中毒	38℃以上の高熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛、咳、鼻汁	インフルエンザ	口が開けにくい、首筋が張る、寝汗、歯ぎしり	破傷風	太腿から下の足に発赤・腫脹・痛み、胸痛、呼吸困難、失神	肺血栓症	喉の渇き、めまい、立ちくらみ、筋肉の痙攣、頭痛、嘔気、疲労感	熱中症※1	手足の冷感、震え、ふらつき、震えていた人が温まらないまま震えが消失する、意識朦朧	低体温症※2	パニック発作、健忘、遁走、離人、希死念慮、自殺企図、フラッシュバック、生々しい悪夢の頻発、重度抑うつ、不安状態、PTSD 症状（再体験症状、回避症状、過覚醒症状）	精神疾患等
症状等	疑われる疾患																										
胸痛、胸苦しさ、息切れ、冷汗、吐き気、放散痛	心筋梗塞、狭心症																										
動悸、息苦しい、胸痛、喘息様のせいせいという呼吸音	心不全																										
体が動かない、うまく話せない、体の片側の麻痺・しびれ、飲み物がうまく飲み込めない	脳卒中																										
意識障害、けいれん発作、激しい頭痛、嘔吐	くも膜下出血(SAH)																										
吐血・喀血	食道静脈瘤破裂、結核 胃・十二指腸潰瘍																										
嘔気、嘔吐、下痢、軽度の発熱	感染性腸炎、食中毒																										
38℃以上の高熱、頭痛、全身倦怠感、筋肉痛・関節痛、咳、鼻汁	インフルエンザ																										
口が開けにくい、首筋が張る、寝汗、歯ぎしり	破傷風																										
太腿から下の足に発赤・腫脹・痛み、胸痛、呼吸困難、失神	肺血栓症																										
喉の渇き、めまい、立ちくらみ、筋肉の痙攣、頭痛、嘔気、疲労感	熱中症※1																										
手足の冷感、震え、ふらつき、震えていた人が温まらないまま震えが消失する、意識朦朧	低体温症※2																										
パニック発作、健忘、遁走、離人、希死念慮、自殺企図、フラッシュバック、生々しい悪夢の頻発、重度抑うつ、不安状態、PTSD 症状（再体験症状、回避症状、過覚醒症状）	精神疾患等																										
要配慮者への対応	<p>【安否確認】（公衆衛生スタッフが担当しているケースに限る）</p> <p>平常時に準備されている要配慮者リスト、要配慮者避難支援プラン（個別計画）に基づき、市町の保健・福祉・介護等各担当部署・関係機関・避難支援者、民生委員、消防、訪問看護師等と連携し安否確認を行う。</p> <p style="text-align: center;">要配慮者の安否確認</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="317 1797 476 1977">フェイズ0 (24時間以内)</td><td data-bbox="476 1797 1429 1977"> <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者リストにより、避難支援者等と連携し安否確認を行う。 特に、生命維持にライフライン確保が欠かせない人工呼吸器・吸引器・在宅酸素等が必要な緊急を要するケースの安否確認を、訪問、電話等により行う。 要配慮者支援班の関係者（救護所、避難所、医療機関、消防署等）との連携により、避難誘導、安否確認、避難状況の把握や情報共有を行う。 避難所管理運営者等との連携により、処遇調整を行う。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="317 1977 476 2067">フェイズ1 (72時間以内)</td><td data-bbox="476 1977 1429 2067"> <ul style="list-style-type: none"> 電話及び訪問による安否確認。 医療機関情報（病院機能の状況、治療薬の確保方法）及び交通情報の提供。 安否確認後把握された問題を集積・分析し、処遇調整、支援を行う。 </td></tr> </tbody> </table> <p>【避難所内での対応】</p> <p>・避難者の中から要配慮者を早期に把握するとともに、医療・保健・福祉関係施設の被害状況を得る中で、関係者・関係機関等との情報交換を密にして、医療機関への受診（入院）や、福祉避難所※への</p>	フェイズ0 (24時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者リストにより、避難支援者等と連携し安否確認を行う。 特に、生命維持にライフライン確保が欠かせない人工呼吸器・吸引器・在宅酸素等が必要な緊急を要するケースの安否確認を、訪問、電話等により行う。 要配慮者支援班の関係者（救護所、避難所、医療機関、消防署等）との連携により、避難誘導、安否確認、避難状況の把握や情報共有を行う。 避難所管理運営者等との連携により、処遇調整を行う。 	フェイズ1 (72時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 電話及び訪問による安否確認。 医療機関情報（病院機能の状況、治療薬の確保方法）及び交通情報の提供。 安否確認後把握された問題を集積・分析し、処遇調整、支援を行う。 																						
フェイズ0 (24時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者リストにより、避難支援者等と連携し安否確認を行う。 特に、生命維持にライフライン確保が欠かせない人工呼吸器・吸引器・在宅酸素等が必要な緊急を要するケースの安否確認を、訪問、電話等により行う。 要配慮者支援班の関係者（救護所、避難所、医療機関、消防署等）との連携により、避難誘導、安否確認、避難状況の把握や情報共有を行う。 避難所管理運営者等との連携により、処遇調整を行う。 																										
フェイズ1 (72時間以内)	<ul style="list-style-type: none"> 電話及び訪問による安否確認。 医療機関情報（病院機能の状況、治療薬の確保方法）及び交通情報の提供。 安否確認後把握された問題を集積・分析し、処遇調整、支援を行う。 																										

	<p>移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内での個室利用等を行う。</p> <p>・見守り体制の確立により孤立化を予防する。</p> <p>※福祉避難所の対象者は身体等の状況が特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等への入所に至らない程度の者であって、「避難所」での生活において特別な配慮を有する者であること。</p> <p>避難所生活における留意点を踏まえ、状況に応じた支援を行う。(P21「表 19 要配慮者等への留意点」参照)</p>
--	---

(2) 予防活動の実施

表 13 居住環境、空調・換気

温度管理 資料編 P28	<p>【夏季】</p> <p>(1) 換気を行い、居住スペースは日陰とし、日差しを遮る工夫をする。 (2) 乳幼児や高齢者は熱中症になりやすいので、水分の摂取を促す。 (3) 夏服を確保し着替えるよう促す。</p> <p>【冬季】</p> <p>(1) 暖房を使用する場合は換気を心がける。練炭を使用する場合は一酸化炭素中毒予防に特段の注意を払う。使い捨てカイロや湯たんぽ等を活用する。 (2) 毛布を確保し、重ね着やマット・畳の上での生活を促す。</p>
寝具等の清潔保持、屋内の整頓	<p>(1) 土足禁止とし、布団を敷くスペースと通路を分ける。 (2) 入室時は服の埃を払う。 (3) 晴れた日には日光干しや通風乾燥を行う。 (4) 寝具の交換は高齢者等の手助けができるよう、曜日を決めて計画的に実施する。 (5) 身の回りを整理整頓し、通路確保、転倒予防、段差への注意喚起を促す。 (6) 居住スペース以外のロビー、トイレなどの共用スペースの掃除について担当を決め、清潔を保持する。</p>
身体清潔保持	(1) 入浴施設が整わない場合は、暖かいおしぶりやタオルで清拭や足浴・手浴等を行う。
蚊、ハエ、ネズミ、ゴキブリ 資料編 P63	<p>(1) ゴミ捨て場を定め、封をして害虫等の発生を予防する。 (2) 定期的に清掃し、食べ物や残飯等を適切に管理する。 (3) 夏季は、出入り口や窓への網の設置、殺虫剤使用等の防虫対策をとる。</p>
その他環境整備全般	<p>(1) 避難者が自主的に集団生活を円滑に実施するための活動を促進する。 (2) 避難所の運営調整は、避難者代表・管理責任者・ボランティア等と協議する。協議にあたっては、女性の意見も取り入れる。 (3) 妊婦、高齢者、障害者も安心して生活できる環境を整備する。(適切な幅の歩行通路の確保、授乳スペースの確保、更衣室の確保やプライバシーが確保できる仕切りの工夫等) (4) 支援物資の配布等や部屋の割当・移動等については公平性に配慮する。 (5) 定期的な連絡会議の開催又は参画により、関係者・機関との情報交換、連携を図る。 (6) 消灯時間等を決め、規則正しい生活リズムの確立を支援する。 (7) 禁煙とする。(喫煙スペースを確保する) (8) 便所、洗面所、入浴施設の手すり等の共有部分の衛生面及び安全面(高齢者には入浴補助具を設置する等)に注意する。 (9) 季節に応じた対応を考慮する。 【夏季】熱中症(脱水症)、食中毒、ハエ、蚊等 【冬季】インフルエンザ、ノロウイルス等</p>

表 14 飲料水・栄養・食中毒予防

飲料水の衛生管理 資料編 P47	<p>(1) 飲料水の衛生管理に留意する。 (2) ペットボトル入り又は煮沸水を使用し、生水の使用は避ける。 (3) ペットボトル入りは消費期限に留意し、期限切れのものは飲用以外に使用する。 (4) 給水車による汲置きの水は、できるだけ当日給水のものを使用する。</p>
---------------------	--

- (1) 栄養素の過不足を防ぎ、栄養バランスのとれた食事提供や、利用者の状況・ニーズに応じた食事提供に努める。
- (2) 可能であれば、食事のエネルギーや塩分含有量の提示や選択メニュー導入等を工夫する。
- (3) 治療を目的とした栄養管理、食事療法が必要な場合は医療機関につなげる。
- (4) 食事を摂取しにくい原因が歯科（義歯の紛失・破損・不具合、歯の痛み等）の場合は、早急に歯科医療関係者につなげる。
- (5) 食事で摂れない栄養素は、栄養機能食品等を活用する。
- (6) 避難所生活が長期化する場合は、高血圧、糖尿病等の生活習慣病並びに食事で特別な配慮が必要な方（食物アレルギー疾患患者、咀嚼・嚥下困難者、離乳食対応児等）への対応について、被災者全体の食生活が改善されるよう、必要に応じて保健所等の管理栄養士と連携を図る。
(P 38「表 43 災害時の食事・栄養補給の流れ」参照)

避難所における食事提供の栄養参考量（1歳以上、1人1日あたり）

	被災後3か月まで	被災後3か月以降
エネルギー	2,000kcal	1,800～2,200kcal
たんぱく質	55 g	55 g以上
ビタミンB ₁	1.1 mg	0.9 mg以上
ビタミンB ₂	1.2 mg	1.0 mg以上
ビタミンC	100 mg	80 mg以上

〈留意事項〉

必要栄養量は、年齢や性別によっても一人ひとり異なるので、必要に応じて、管理栄養士に相談すること

- (7) 個人等からの支援物資については、健康保持増進効果について、虚偽・誇大表示されていないか確認する。（例：ガンに効く、〇〇は骨粗鬆症予防や便秘解消に効果抜群）

※虚偽誇大広告、栄養成分表示については県ホームページ（健康や栄養に関する表示について）を参照 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/57/kenkouzoushinhouhyouji.html>

- (1) 季節に関わらず食品の衛生管理に留意する。
- (2) 届いた物資の加工・調理場所を確保し、衛生管理を行う。
- (3) 食事前やトイレの後は、必ず流水で手洗いをする。水が十分確保できない場合は、ウェットティッシュを活用する。
- (4) 配給食は、食品の賞味期限、消費期限を確認する。
- (5) 配った食品は早めに食べるよう呼びかけ、残食は回収し廃棄する。
- (6) 加熱が必要な食品は中心部までしっかりと加熱する。
- (7) 下痢や嘔吐等の症状がある方は、食品を取り扱う作業に従事させないよう注意する。
- (8) 避難者に食品管理に関する健康教育を実施する。
- (9) 炊き出しボランティアの衛生管理、お弁当等の食品の管理を徹底する。

従事者	・流水による手洗いの実施、速乾性擦式手指消毒薬による消毒
食品の受入時	・外箱等の表示確認（調整月日及び時間、製造者所在地及び氏名） ・内容物の確認 ・喫食限度時間の確定及び外箱への記入 ・おむすび等への日付の記入
食品の保管時	・清潔な冷暗所等の専用保管場所の確保 ・喫食限度時間順に整理・保管・提供 ・喫食限度時間を過ぎた食品は廃棄
配食時	・配食時の品質確認 ・一食分のみ配食（残食予防）
配食後	・残食の確認と回収、廃棄確認

表 15 避難所周りの環境

トイレの衛生	(1) 利用者の数に応じた手洗い場とトイレが設置されているか確認する。 (2) 可能な限り男性用、女性用に分ける。 (3) 使用後は、流水・石けんで手洗いをし、速乾性擦式手指消毒薬で消毒を行う。 (4) 共用タオルではなくペーパータオルを設置する。 (5) 水が使えない場合は、ゴミ箱を設置してウェットティッシュを活用する。 (6) 当番を決め、定期的に清掃、消毒を行う。（P 41「表 45 消毒剤一覧」参照）
ゴミ	(1) 分別し定期的に収集して避難所外の閉鎖された場所で管理する。
飲酒・喫煙	(1) 受動喫煙防止及び火災防止のため、避難所では原則全面禁煙を推進する。 (2) ルールを定め掲示板等で周知し、遵守を徹底する。
動物（犬・猫）の管理	(1) ケージに入れ居住スペースと分離する等の工夫をする。 (2) 預かり場所の設置・管理、犬・猫に咬まれたときの対応等（傷口を石けんと水でよく洗い、医療機関を受診する）を決めておく。
その他	(1) ポスター掲示（視覚）、音声（聴覚）の両方で保健医療福祉に関する情報を提供する。

表 16 病気の予防

**感染症の流行
予防**
資料編 P28, 48
～53

- (1) こまめな手洗い・うがいを励行する。
- (2) 速乾性擦式手指消毒薬を設置する。
- (3) 発熱・咳等の有症者にはマスクの着用を呼びかける。
- (4) がれき撤去の従事者には、作業時に長袖・長ズボン・手袋（革手袋）の上に厚手のゴム手袋着用、厚底の靴を履く等しているか確認し、怪我による感染症（破傷風等）を予防する。
- (5) 怪我をした場合は汚れた傷を放置せず、医療機関の受診を促す。
- (6) 下痢、嘔吐、発熱患者が同時期に複数名発生した場合は、保健所に連絡する。
- (7) 感染症患者が発生した場合は、患者用の部屋の確保を検討する。
- (8) 下痢や嘔吐物の処理は、直接手を触れずその都度適切に行う。
- (9) インフルエンザ対策
 - ・必要に応じて、インフルエンザの予防接種の実施を検討する。
 - ・外出後や排泄後のうがい・手洗い・手指消毒・マスク着用・咳エチケット等の健康教育を実施する。
- (10) 感染性胃腸炎（ノロウイルスによる場合）
 - ・患者の糞便・吐物の処理方法及び避難所の便所・洗面所等汚染された場所の、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒を適切に実施する。

《ノロウイルスに感染した患者の糞便・吐物等の処理の際の注意》
患者の糞便・吐物処理の際に、手・雑巾・バケツ・洗い場等を汚染し、それらが乾燥してウイルスが空気中に漂い、感染拡大があるため、汚染場所の清掃には十分注意する。

次亜塩素酸ナトリウム消毒液の希釈の仕方

濃度	0.02% (200ppm)	0.10% (1,000ppm)
用途	肉眼的に汚染のない場所の消毒	嘔吐物・下痢便が付着している場所の消毒
希釈方法	ピューラックス (原液 6%) 原液 10ml に水を加え合計 30ml にする。	原液 50ml に水を加え合計 30ml にする。
	ミルトン (原液 1%) 原液 60ml に水を加え合計 30ml にする。	原液 300ml に水を加え合計 30ml にする。

○消毒液の作り方計算式

A (ppm) の消毒液を B (l) 作るときの次亜塩素酸ナトリウム溶液 C (%溶液) の必要量 X (ml)

$$X (ml) = A (ppm) \times B (l) \div C (\%) \div 10$$

$$\text{例) } 4ml = 200 (\text{ppm}) \times 1 (l) \div 5 (\%) \div 10$$

※次亜塩素酸ナトリウムが含まれた家庭用漂白剤を活用することも可能である。

- (11) その他の感染症対策（P41「表 44 感染症の潜伏期一覧」、「表 45 消毒剤一覧」参照）
 - ・急性呼吸器感染症（RS ウィルス・マイコプラズマ・結核等）・破傷風等創傷関連感染症

**粉塵の吸引予
防**
資料編 P64～
66

- (1) 使い捨て式防塵マスクの着用を促す。粉塵が舞い上がる環境では、粉塵マスクや N95 マスクの着用が望ましいが長期でなければ一般の不織布製マスクや花粉症用のマスクを使用する。
- (2) 粉塵が付着しにくい服装を選ぶ。
- (3) 外出から帰ったらうがいをする。
- (4) 粉塵の発生する場所をふた等で覆う、散水する（水を撒く、粉状のものはあらかじめ水で濡らす）等で発生を防止する。廃棄装置、除塵装置がある場合は、それらを使用する。
- (5) 外気で粉塵を薄める。
- (6) 作業後、咳、痰、息切れが続く場合は、医師への相談を勧める。

**慢性疾患の悪
化予防**
資料編 P64～
66

- (1) 人工透析を必要とする慢性腎不全、インスリンを必要とする糖尿病等の患者は、継続治療ができるよう医療機関との連絡調整を行う。
- (2) 治療中のがん患者が、継続治療ができるよう主治医又は近隣のがん診療連携拠点病院等の専門医との連絡調整を行う。

**エコノミーク
ラス症候群
(深部静脈血
栓症・肺塞栓
症) 予防 資料
編 P43**

- (1) 車中宿泊者等には、定期的に体を動かし、水分摂取を働きかける。アルコール、コーヒー、喫煙は避けるよう指導する。
- (2) できるだけゆったりとした服を着るよう促す。
- (3) 胸痛、片側の足の痛み、赤くなる、浮腫がある場合は早めに救護所や医療機関を紹介する。
- (4) 生活環境を改善し、活動性を保ちやすい、段ボールベッドの使用について検討する。

**生活不活発病
予防 資料編
P44～45**

- (1) 身の回りのことができる場合はなるべく自分で行ってもらう、役割を与える、可能な作業に参加できるよう呼びかける等、積極的に体を動かすように働きかける。
- (2) 福祉用具を確保する等、高齢者が 1 人で動ける環境を整備する。

**熱中症予防
資料編 P67～
69**

- (1) 起床後・入浴後・就寝前等は、喉が渴いていても水分摂取するよう促す。
- (2) 高齢者や子ども、持病のある人には、周囲からも水分補給を促すよう協力を得る。
- (3) 汗をたくさんかいた場合は塩分もあわせて補給する。（水分 10 当たり梅干 1, 2 個分の塩分）
- (4) スポーツドリンクもよいが、アルコールやジュースは避ける。

	<p>(5) 屋外作業者には、十分な休養や朝食摂取、作業前の水分補給（500ml 以上）を促す。作業中は 30 分毎に休憩し、喉が乾いていなくても水分補給する。（1時間あたり 500～1,000ml）</p> <p>(6) 日焼け止め（SPF15 以上）を塗り、日焼けを防止するよう促す。</p> <p>(7) 热中症の兆候（喉の乾き、めまい、立ちくらみ、筋肉の痙攣、頭痛、吐き気、疲労感、等）がある場合は、体を冷やし、早急に医療機関の受診を促す。</p>
低体温予防	<p>(1) 敷物を敷く、風を除ける、濡れた衣類は脱いで毛布等にくるまる等の対応をとる。なるべく厚着をし、帽子やマフラーで保温する。</p> <p>(2) 体温を上げるための栄養・水分の補給に留意する。</p> <p>(3) つじつまの合わないことを言う、ふらつく、震えていた人が温まらないまま震えが消失する、意識朦朧等の症状がみられる場合は、早急に医療機関の受診を促す。</p>
口腔衛生管理 資料編 P61～62	<p>(1) できるだけ歯みがきを行い、歯みがきができない場合は少量の水でうがいを促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯みがき粉は吸湿作用が強く、口腔に残ると乾燥を助長するため、歯みがき粉は使用せず、少量の水だけでみがくとよい。 ・歯ブラシがない時は、ティッシュペーパーで歯の表面を擦って歯垢を除去する等工夫する。 ・うがいは、多量の水で 1 回行うよりも少量の水で複数回繰り返し行う方が効果的である。 ・水が少ない場合の義歯清掃は、食器用スポンジや使い捨ておしぶり、綿棒を活用する。 ・義歯洗浄剤がない場合は、食器洗い用中性洗剤で代用する。 <p>(2) 支援物資（菓子類）は食べる時間を決める等して、頻回な飲食を避け、むし歯を予防する。</p> <p>(3) 義歯の紛失・破損、歯の痛み等がある場合は歯科医師・歯科衛生士等へ相談するよう促す。</p>
健康診査等	<p>・特に具合の悪いところがなくても、避難所で生活をされる方々には積極的に健康診査を受けるよう呼びかける。</p>

表 17 こころの健康保持

安全・安心・安眠の確保 資料編 P54～55	<p>(1) 安全 避難所等へ被災者を誘導して保護する。</p> <p>(2) 安心 被災者の孤立感を和らげるよう傾聴するとともに、寄り添った対応を心がける。こころの健康に係る相談機関を伝える。（P43「表 49 こころの相談機関一覧」参照）</p> <p>(3) 安眠 快適な睡眠が確保できる環境を整備する。 人によっては被災地が視野に入らない場所がよい場合もあるので、配慮する。</p>
アウトリーチの実施	(1) 災害後できるだけ早期に、支援者が被災現場や避難所に出向いて被災者と合い、言葉を交わす。（ファースト・コンタクト（初回接触））
スクリーニングの実施 資料編 Pg	<p>(1) ファースト・コンタクトの際、見守りが必要な者を把握するためにチェックリストを活用する。</p> <p>スクリーニングを行う時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ある程度の信頼関係が成立した後に行うことが望ましい。（侵襲感や押し付けがましさを伴わず無理なく心理状態が聴取できる。） ・全項目を網羅する必要はなく、最終的には支援者自身の感性で判断する。 ・経時的变化や集団的变化を把握する。
専門職以外の支援者への対応	<p>(1) 災害直後に被災地に入る支援者（避難所運営スタッフ・ボランティア等）は、職員や一般住民であることが多いため、被災者のこころの状態に配慮した対応方法を伝達する。</p> <p>被災者へ接する時の注意</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無理に話を聞きだそうとせず、傾聴する。 ・批判したり、支援者自身の考えを押し付けない。 ・自責的になっている人には「あなたが悪いのではない」ことを伝える。 ・様々な心身の変化については「災害という非常事態には、誰にでも当たり前に起こる反応である」ことを伝える。 ・不眠、パニック、興奮、放心等が強い場合は、できるだけ早期に相談窓口に繋げる。
ストレス関連障害についての情報提供	<p>(1) 安心感を得ることができる情報から提供を開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに生じた心理的変化は非日常体験への生理的防衛反応であり、多くは自然回復が見込まれるが、時に医療、保健の援助が有効であること等を伝える。 <p>(2) 災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に説明する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心理的反応が周囲にも受容され、特別視されない環境を調整する。 <p>(3) 必要な支援が適宜得られるよう、相談機関・相談窓口を明示する。</p>

<p>ハイリスク者の把握 資料編 P10</p>	<p>(1) 相談や面接時にスクリーニング問診票（SQD）を用いてスクリーニングを行い、必要があればこころのケアチーム等を紹介する。 ・我慢強く、思っていることを口にしない方には、不眠チェック表を活用するのも一方法である。</p> <p style="text-align: center;">不眠チェック表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">過去1か月間に少なくとも週3回以上経験したものがありますか？</td> </tr> <tr> <td style="padding: 10px;"> <input type="checkbox"/> 布団に入ってから眠るまで、いつもより時間がかかった。 <input type="checkbox"/> 夜間、睡眠途中に目が覚めることがあり困っている。 <input type="checkbox"/> 希望する起床時間より早く目覚め、それ以上疲れなかった。 <input type="checkbox"/> 総睡眠時間が足りないと感じる。 <input type="checkbox"/> 全体的な睡眠の質に不満がある。 <input type="checkbox"/> 日中、気分が滅入ることがある。 <input type="checkbox"/> 日中の活動（身体的及び精神的）について、低下していると感じる。 <input type="checkbox"/> 日中に眠気を感じることがよくある。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">※3つ以上あてはまる場合は、要相談</td> </tr> </table>	過去1か月間に少なくとも週3回以上経験したものがありますか？	<input type="checkbox"/> 布団に入ってから眠るまで、いつもより時間がかかった。 <input type="checkbox"/> 夜間、睡眠途中に目が覚めることがあり困っている。 <input type="checkbox"/> 希望する起床時間より早く目覚め、それ以上疲れなかった。 <input type="checkbox"/> 総睡眠時間が足りないと感じる。 <input type="checkbox"/> 全体的な睡眠の質に不満がある。 <input type="checkbox"/> 日中、気分が滅入ることがある。 <input type="checkbox"/> 日中の活動（身体的及び精神的）について、低下していると感じる。 <input type="checkbox"/> 日中に眠気を感じることがよくある。	※3つ以上あてはまる場合は、要相談
過去1か月間に少なくとも週3回以上経験したものがありますか？				
<input type="checkbox"/> 布団に入ってから眠るまで、いつもより時間がかかった。 <input type="checkbox"/> 夜間、睡眠途中に目が覚めることがあり困っている。 <input type="checkbox"/> 希望する起床時間より早く目覚め、それ以上疲れなかった。 <input type="checkbox"/> 総睡眠時間が足りないと感じる。 <input type="checkbox"/> 全体的な睡眠の質に不満がある。 <input type="checkbox"/> 日中、気分が滅入ることがある。 <input type="checkbox"/> 日中の活動（身体的及び精神的）について、低下していると感じる。 <input type="checkbox"/> 日中に眠気を感じることがよくある。				
※3つ以上あてはまる場合は、要相談				
<p>アルコール関連問題対策</p>	<p>(1) 災害発生前からのアルコール問題保有者と、反応性に事例化する危険のある者の両者に対して、早期から教育的・啓発的介入を検討する。</p>			
<p>医療機関の紹介</p>	<p>(1) 要医療と判断される事例は、精神科救護所医師や DPAT、こども支援チーム医師等を活用し、必要に応じて精神科医療機関を紹介する。</p> <p>精神科医師への紹介が必要と考えられる時</p> <p>パニック発作や重い解離症状がある（健忘・遁走・離人等）、希死念慮・自殺企図がある、フラッシュバック・生々しい悪夢が頻発する、重度の抑うつ・不安状態がある、外傷後ストレス障害（PTSD）の諸症状があり生活に大きな影響を与えている、不眠対処のための飲酒量の増加 等</p>			

(3) ライフステージに応じた留意事項

表 18 ライフステージ別留意事項

	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康面への配慮や心身の状態変化に対応できるよう主治医を確保する。 (2) 妊婦に生理用品の配布が行き渡るよう配慮する。 (3) 産前産後の母親の心の変化や子どもの心・行動の変化に気を配る。 (4) 着替えや授乳にためのスペースを確保する。また、周囲の理解を求める。 (5) 粉ミルク用の水は衛生的なものを用意し、哺乳瓶の煮沸消毒や薬液消毒ができない時は、紙コップで少しずつ時間をかけて飲ませる。調乳でペットボトルの水を使用する場合は、硬水（ミネラルが多く含まれる水）は避ける。 (6) 心身の健康状態を把握し、注意した方がよい症状があれば、医師・助産師等に相談する。 									
妊娠婦	注意した方がよい症状									
乳幼児	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">妊娠婦</td> <td style="padding: 5px;">お腹の張り・腹痛、膣からの出血 胎動の減少 浮腫 頭痛 目がチカチカする</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">産婦</td> <td style="padding: 5px;">発熱 悪露（出血）の急な増加 傷（帝王切開、会陰切開）の痛み 乳房の腫れ・痛み 母乳分泌量の減少 気が滅入る イライラする 疲れやすい 不安や悲しさに襲われる 不眠 食欲がない</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">乳児</td> <td style="padding: 5px;">発熱 下痢 食欲低下 哺乳力の低下 夜泣き 寝つきが悪い 音に敏感 表情が乏しい</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">幼児</td> <td style="padding: 5px;">赤ちゃん返り 食欲低下 落ち着きのなさ 無気力 爪噛み 夜尿 自傷行為 泣く</td> </tr> </table>		妊娠婦	お腹の張り・腹痛、膣からの出血 胎動の減少 浮腫 頭痛 目がチカチカする	産婦	発熱 悪露（出血）の急な増加 傷（帝王切開、会陰切開）の痛み 乳房の腫れ・痛み 母乳分泌量の減少 気が滅入る イライラする 疲れやすい 不安や悲しさに襲われる 不眠 食欲がない	乳児	発熱 下痢 食欲低下 哺乳力の低下 夜泣き 寝つきが悪い 音に敏感 表情が乏しい	幼児	赤ちゃん返り 食欲低下 落ち着きのなさ 無気力 爪噛み 夜尿 自傷行為 泣く
妊娠婦	お腹の張り・腹痛、膣からの出血 胎動の減少 浮腫 頭痛 目がチカチカする									
産婦	発熱 悪露（出血）の急な増加 傷（帝王切開、会陰切開）の痛み 乳房の腫れ・痛み 母乳分泌量の減少 気が滅入る イライラする 疲れやすい 不安や悲しさに襲われる 不眠 食欲がない									
乳児	発熱 下痢 食欲低下 哺乳力の低下 夜泣き 寝つきが悪い 音に敏感 表情が乏しい									
幼児	赤ちゃん返り 食欲低下 落ち着きのなさ 無気力 爪噛み 夜尿 自傷行為 泣く									
子ども <small>資料編 P56</small>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活リズムを整え、安全な遊び場や時間を確保する等、子どもらしい日常生活が送れるよう環境を整備する。 (2) 可能であれば、季節に応じた取組み（定例の行事、ラジオ体操等。）を行う。 (3) 話しかける、抱きしめる、スキンシップを図る等で安心させる。また、睡眠環境を整える。 (4) 遊びを通して感情を外に出せるよう遊びの場を確保する。（絵を描く、ぬいぐるみで遊ぶ等。） (5) 脱水症状の兆候（唇の乾きやおしっこの回数の減少等。）に注意し、こまめに水分摂取を促す。 (6) 食事で特別な配慮が必要な方（食物アレギー疾患患者、咀嚼・嚥下困難者、離乳食対応児 等）について、個別に対応する。 									
高齢者 <small>資料編 P57～ 60</small>	<ul style="list-style-type: none"> (1) 脱水症状の兆候（落ち込んだ目、口や皮膚の乾燥、ぼんやりしている等）に留意し、食事以外にも水分補給（10）を促す。 (2) 衣類の着替えや入浴の確認を行う。 (3) 自立と尊厳を保つために、自分のことは自分で行えるようにはたらきかける。 (4) 転倒につながるもの有無、階段や廊下の照明を確認し、必要に応じて歩行介助を行う。 (5) 時計やカレンダーを備える、使い慣れたものを置く、静かな環境を保つ、照明を設置する等、見当識障害が起こらない工夫を行う。 (6) 眼鏡や補聴器の使用を確認し、大きな声ではっきりと簡潔に話し、理解できたか確認する。 (7) 必要に応じて洋式トイレ（ポータブルトイレ）が確保できるよう各種サービスの調整を図る。 (8) 咀嚼・嚥下困難者には食事で特別な配慮が必要である。 									
慢性疾患患者	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人工透析を必要とする慢性腎不全、インスリンを必要とする糖尿病等の患者は、継続治療ができるよう医療機関との連絡調整を行う。 (2) 高血圧、喘息、てんかん、統合失調症等の慢性疾患患者も、治療中断により病状悪化のおそれがあるため、医師、保健師、看護師等への相談を促す。 (3) 慢性疾患の中には、継続的な服薬と日々の食事の栄養管理が必要な病気がある。処方薬を内服しているか、栄養管理が継続できているか確認し、必要な治療が継続できるようかかりつけ医師、保健師等、看護師、管理栄養士等への相談を促す。家族と離れた場合に備えて、処方薬と栄養管理の内容が書かれたメモを作成する。 									

4 要配慮者等の特徴と避難生活で配慮すべき事項

対象毎に特徴があることを認識し、避難所生活においての留意点を踏まえた支援を行う。（表 19）また、避難所での生活が長引けば心身機能が低下するリスクが高まることから、居宅介護支援事業所等との連携により、福祉避難所への移動、緊急施設入所等、生活に適した場所へ移動できるよう調整を行う。

表19 要配慮者等への留意点

対象者	主な特徴	避難所での健康管理に係る留意点	
		健康観察のポイント	避難所から移動後の留意点
要介護高齢者	1 自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 2 自力で行動することができない。	1 本人の状態に適した食事や介護用品（布団、ベッド、車椅子、ポータブルトイレ、おむつ等）が確保できるよう調整する。 2 本人のプライバシー保護に留意する。 3 介護者の休養スペースや介護の支援者を確保する。 ○健康観察のポイント（高齢単身者に追加） (1) 脱水や褥創の徵候はないか。 (2) 食事、水分摂取量は足りているか、また、食事形態は適当か。 (3) 介護者の負担が過重になっていないか。	1 本人の病状等により、環境の整う場所が確保でき次第、移動を勧める。 2 本人や家族の意向を踏まえ、関係者との調整を行う。 3 環境の変化に伴い、不適応による状態悪化の可能性がある。（一時的な遠戚宅への避難や施設への緊急一時入所後） 【対策】 1 避難生活が長引かないよう家族やケアマネジャーに働きかける。 2 在宅サービスの充実を図り、患者が地域に戻れるよう地域の介護環境整備に努める。
認知症高齢者	1 記憶が抜け落ちたり、判断力が低下する等の症状により、自分で判断し、行動することや、自分の状況を他の人に伝えることが困難な場合がある。 2 急激な環境の変化により、幻覚が現れたり、興奮したり、徘徊する等の周辺症状が顕著となる場合がある。	1 不穏症状がある場合は、精神科医の診察が受けられるよう調整する。 2 グループホーム等からの集団避難には、同じ施設の関係者だけで生活できる避難所、居室を提供する。 ○健康観察のポイント（単身高齢者に追加） (1) 食事、水分摂取量は足りているか、また、食事形態は適当か。 (2) 不穏症状はみられないか。 (3) 家族や周囲は多大なストレスを感じていないか。	
一人暮らし高齢者	1 体力が衰え行動機能が低下している場合や、緊急事態の察知が遅れる場合がある。	1 機能低下をきたさないよう、転倒予防や自立を妨げない居住スペースを確保する。トイレ移動等に過度の負担のないスペースを確保する。 2 必要な福祉用具（シャワーチェア、簡易てすり等）が確保されているか確認する。 3 本人の周囲にいざという時に手助けしてくれる人がいることを確認する。 4 家族との連絡がとれていることを確認する。 5 救援物資や食料のため込みで、衛生面に問題をきたさないよう配慮する。 ○健康観察のポイント (1) 外傷や環境悪化に伴う病状変化はないか。 (2) 内服薬は不足していないか。 (3) 脱水の徵候はないか。 (4) トイレや食事提供場所等が遠い等により活動が制限されていないか。 (5) 話し相手はいるか。	
視覚障害（児）者	1 全く見えないと見えづらい人、また、特定の色が判りにくい人がある。 2 慣れていない場所では、一人で移動することが困難であるため、避難誘導等の援助が必要。 3 視覚による緊急事態等の覚知が不可能な場合や瞬時に覚知することが困難な場合がある。	1 援助者を確保し、情報や食料、救援物資が十分入手できるよう調整する。 2 相談や困ったこと等の受付窓口（広島県障害者相談支援事業連絡協議会、広島県身体障害者施設協議会、広島県精神障害者支援事業所連絡会、広島県知的障害者福祉協会等）を伝えておく。 3 必要な情報は放送や声かけ等により提供する。 4 他の視覚障害者と同じ避難場所を希望するか、ボランティア派遣を希望するか確認する。	※第2章 I 2 フェーズ毎の保健活動の「フェーズ3、4」に準ずる。
聴覚障害（児）者	1 全く聞こえない人と聞こえにくい人、また、言語障害を伴う人がある。 2 音声による情報が伝わりにくい。（聴覚による異変・危険の察知が困難な場合がある。）	1 援助者（手話通訳ボランティア等）の確保や、情報や食料、救援物資が十分入手できるよう調整を図る。 2 相談や困ったこと等の受付窓口（広島県障害者相談支援事業連絡協議会、広島県身体障害者施設協議会、広島県精神障害者支援事業所連絡会、広島県知的障害者福祉協会等）を伝えておく。 3 必要な情報は、リーフレット等の印刷物や書き物で渡す。	

対象者	主な特徴	避難所での健康管理に係る留意点 健康観察のポイント	避難所から移動後留意点
肢体不自由(児)者	<p>1 上肢や下肢に切断や機能障害がある人、座ったり立ったりする姿勢保持が困難な人、脳性まひの人等がある。</p> <p>2 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合には、平常時に補装具を使用していない人も、車いす等が必要となることがある。</p>	<p>1 本人の機能を最大限に発揮できるよう、ADLに配慮した避難場所、生活スペースを確保する。</p> <p>2 相談や困ったこと等の受付窓口(広島県障害者相談支援事業連絡協議会、広島県身体障害者施設協議会、広島県精神障害者支援事業所連絡会、広島県知的障害者福祉協会等)がどこかを伝えておく。</p>	※第2章I2フェイズ毎の保健活動の「フェイズ3,4」に準ずる。
内部障害者・難病患者・小児特定疾患者	<p>1 内部障害とは、内部機能の障害で、身体障害者福祉法では、心臓機能、呼吸器機能、じん臓機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)による免疫機能の8種類の機能障害が定められている。</p> <p>2 難病とは、原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが少なくない疾病である。</p> <p>3 自力歩行や素早い避難行動が困難な場合には、車いす等が必要となることもある。</p> <p>4 医薬品や医療器機を携行する必要があるため、医療機関や医療器機取扱業者等による支援が必要である。</p> <p>5 外見からは障害や疾患が分からぬことがあるので配慮が必要。</p>	<p>1 専門的治療や医療器機の継続使用(電源の確保、服薬継続)ができるよう調整する。</p> <p>2 処置・治療に必要な物品を確保する。</p> <p>3 処置を行う場所や処置時のプライバシーの確保に留意する。</p> <p>4 易感染者には環境を整える。</p> <p>5 医療依存の高い者には、医療管理が受けられる施設等への移動を勧める。</p> <p>6 歩行不安定者には、機能低下をきたさないよう配慮しつつ、ADLに配慮した避難場所、生活スペースを確保する。</p> <p>7 咀嚼・嚥下困難者には食事で特別な配慮が必要である。</p> <p>8 周囲に病名等が知られないようプライバシーの確保に留意する。</p>	※第2章I2フェイズ毎の保健活動の「フェイズ3,4」に準ずる。
知的障害(児)者	<p>1 急激な環境の変化への適応のしにくさがある。</p> <p>2 緊急事態等の認識が不十分な場合や環境の変化による精神的な動搖が見られる場合がある。</p> <p>3 重度の障害のため、常に同伴者と行動する人もある。</p>	<p>1 集団適応に課題のある者には、家族と一緒に生活できる落ち着いたスペースを提供する。</p> <p>2 施設からの集団避難者には、同じ施設の関係者だけで生活できる避難所・居室を提供する。</p> <p>○健康観察のポイント</p> <p>(1) 食事摂取、排泄、睡眠等の生活で問題が生じていないか。</p> <p>(2) 家族や周囲は多大なストレスを感じていないか。</p>	※要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者に準ずる。
精神障害(児)者	<p>1 様々な精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさがある。</p> <p>2 災害発生時には、精神的な動搖が見られる場合がある。</p> <p>3 服薬を継続することが必要な場合は、自らが薬の種類を把握しておくとともに、医療機関による支援が必要である。</p>	<p>1 服薬が継続できることを確認し、必要に応じて、精神科医の診察や専門家の相談が受けられるよう調整する。</p> <p>2 人前で、安易に病名等を口にしない。</p> <p>○避難所での健康観察のポイント</p> <p>(1) 不眠、独語、気分、表情の変化等病状の悪化がないか。</p> <p>(2) 服薬中断がないか。</p>	※第2章I2フェイズ毎の保健活動の「フェイズ3,4」に準ずる。
妊娠婦	<p>1 行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。</p> <p>2 流早産のリスクが高い。</p>	<p>1 十分な安静と食事が取れるよう配慮する。</p> <p>2 相談や困ったこと等の受付窓口がどこかを伝えておく。</p> <p>○健康観察のポイント</p> <p>(1) 切迫流産・切迫早産の徵候はないか。</p> <p>(2) 浮腫、血圧上昇等、妊娠高血圧症候群の徵候はないか。</p>	※第2章I2フェイズ毎の保健活動の「フェイズ3,4」に準ずる。

対象者	主な特徴	避難所での健康管理に係る留意点 健康観察のポイント	避難所から移動 後の留意点
乳幼児	1 危険を判断し、行動することができない場合がある。	1 乳幼児特有の生活用品が提供できるよう調整する。(ミルク、おむつ、おしりふき、離乳食、ミネラルウォーター、スプーン、ストロー等) 2 母乳育児が制限されないよう授乳スペースを確保する。 3 居住環境を整備する。(感染症の予防、夜泣き等が周囲に与える影響を考慮する。) 4 親子双方のストレス解消のため、子守りボランティア等を積極的に活用する。 5 子どもの遊び場の確保に留意する。 ○健康観察のポイント (1) 基本的には保護者が健康管理を行うが、食事や衛生面等の助言を行う。 (2) おむつかぶれや湿疹を防ぐため、沐浴、臀部浴等ができるよう配慮する。 (3) 小児科の医療情報を伝える。	1 災害時のショックや避難所での生活のストレス等から、夜間不穏等の症状が現れることがある。 【対策】 1 こころの健康相談の機会を提供する。 2 保護者の精神的慰安に配慮する。
外国人	1 言語や文化、生活習慣等の違い又は災害経験の少なさといった他の災害時要配慮者と異なるハンディーキャップを有している。 2 必要な情報が伝われば避難所に自力で行くことができるほか、積極的な防災活動を行う潜在能力もある。	1 生活習慣の違いやコミュニケーション不足から、避難生活に支障をきたす恐れがあるので、通訳や話し相手等の確保について調整を図る。 2 相談や困ったこと等の受付窓口を伝えておく。	※第2章 I 2 フェイズ毎の保健活動の「フェイズ3、4」に準ずる。
アレルギー疾患者	1 誤って原因食を食べることでショック症状を引き起こす可能性がある。	1 非常食や炊き出しではアレルギーの原因となる食物が混入している可能性があることを伝える。 2 加工食品を食べる前には、原材料表示(鶏卵、牛乳、小麦、ソバ、ピーナツ、エビ、カニは、微量の含有でも必ず表示されている)を確認するよう伝える。 3 子どもは、菓子類等を周囲の人からもらって勝手に食べないよう注意する。 4 アレルギー食材を配布する取り組みがある場合には、患者に紹介する。 5 牛乳アレルギー患者用粉ミルクは、牛乳アレルギー児に優先して配布する。 6 アルファ化米は、米アレルギーでなければ食物アレルギーの患児でも食べられる。ただし、五目ご飯等もあり、原材料表示には注意する。 7 アナフィラキシーへの対応では、「エピペン(アナフィラキシー補助治療剤)」を所持している場合は、その使用について事前によく話し合っておく必要がある。	
アトピー性皮膚炎患者	1 薬の不足、スキンケアができない環境、心理的ストレス等で症状が悪化する可能性がある。	1 できる限り優先的に毎日シャワーや入浴、全身清拭で肌を清潔に保つ。 2 普段使用している薬品がない場合、同様の効果がある薬で代用する。市販の保湿クリームを使用する際は、肌の一部で試した後使用する。 3 冷たいタオル等で冷やすとかゆみが一時的に治まる。 4 ストレスによるかゆみが増強するため、話を聞き安心させることが必要。	

5 災害時のこころの健康

災害は予期されない突然の出来事であるとともに、家屋の損壊、身体的負傷、家族の犠牲や生活環境の変化等、様々な要因によって住民に多大な心理的負担を与える。

また、災害時の恐怖や悲惨な光景を目撃することで心理的外傷を被る等、住民の精神的健康が悪化する恐れがある。精神的健康の悪化は、更に社会機能の低下や対人関係の問題等二次的な問題を発生させるため、被災者の状況に応じた保健活動を実施することが重要であり、必要に応じ専門機関へつなげることも重要な役割となる。

(1) 時間の経過と被災者のこころの動き

悲惨な体験の後に起こる精神的な動搖や心身の症状の多くは、誰にでも起こりうる反応であり、時間の経過とともに被災者のこころの動きは、茫然自失期（災害直後）、ハネムーン期、幻滅期、再建期へと移行し回復していく。（表 20、図 3）

表 20 被災者のこころの動き

①茫然自失期 (災害直後)	【恐怖体験のため無感覚、感情の欠如、茫然自失の状態となる頃】 ・自分や家族、近隣の人々の命や財産を守るために、危険を顧みずに行動的となる人もいる。
②ハネムーン期	【劇的な災害体験を共有しきぐり抜けたことで、被災者同士が強い連帯感で結ばれる頃】 ・援助に期待を託しつつ、がれきや残骸を片付けあい、被災地全体が暖かいムードに包まれる。
③幻滅期	【災害直後の混乱がおさまり始め、復旧に入る頃】 ・被災者の忍耐が限界に達し、救助の遅れや行政の失策への不満が噴出する。人々はやり場のない怒りにかられ、けんか等のトラブルも起こりやすくなり、アルコール問題も出現する。 ・被災者は自分の生活の再建と個人的な問題の解決に追われるため、地域の連帯感が失われる場合もある。
④再建期	【復旧が進み、生活の目途が立ち始める頃】 ・地域づくりに積極的に参加することで、生活再建への自信が向上する。フラッシュバックは起こり得るが、徐々に回復していく。 ・ただし、復興から取り残されたり、精神的に支えを失った人は、ストレスが多い生活が続く。

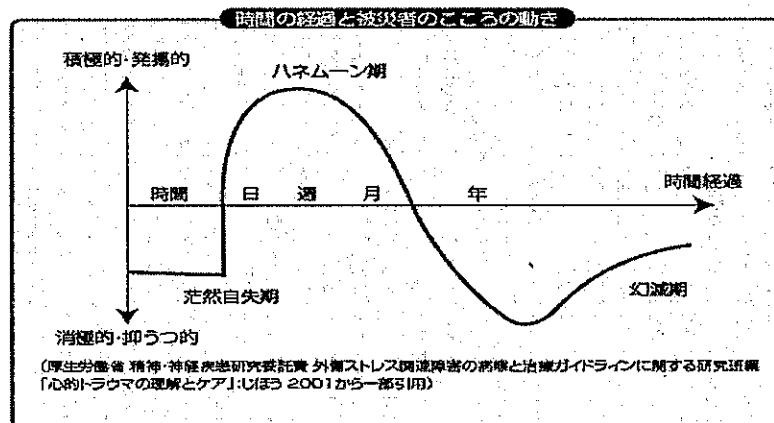


図3 時間の経過と被災者のこころの動き

(2) 災害時における心理的な反応

被災者に起こる変化は、態度、しぐさ、表情、口調等、閑与前の観察だけでも捉えることのできるものから、実際に面接やバイタルサイン等の測定により、初めて明らかになるものまで、多様である。（表 21）

表 21 災害時の心理的反応

1 心的トラウマ（災害体験それ自体による衝撃）
・災害の体感（地震の揺れや音等）、災害による被害（負傷、近親者の死傷、自宅の被害等）、災害の目撃（死体、火災、家屋の倒壊等）
2 悲嘆・喪失・怒り・罪責
・悲嘆：死別、負傷、家財の喪失等による悲嘆 ・周囲に対する怒り：援助の遅れ、情報の混乱等 ・罪責：自分が生き残ったこと、適切に振舞えなかったこと等
3 社会・生活ストレス
・避難・転宅：新しい居住環境でのストレス、集団生活等 ・日常生活の破綻：学校、仕事、地域生活等 ・新たな対人関係や情報の負担：情報や援助を受けるための対人接触等

(3)スクリーニングの実施

スクリーニング質問票（SQD）（資料編 P10）は、訪問や検診時に、被災した住民に精神的問題がないかスクリーニングするためのものであり、いきなり質問するのではなく、挨拶を交わし、来意を告げ、世間話をする等自然な流れの中で使用する必要がある。

災害後に発生する精神的問題は多岐にわたるが、この質問項目（表 22）では「うつ状態」と「PTSD（外傷後ストレス障害）症状」に焦点をあて、ハイリスク者を見分けられる内容としてある。

判定基準（表 23）は診断を意味するのではなく、ハイリスク者を見分けるための基準である。この基準を満たす場合はかなりリスクが高く、継続した関与、あるいは専門スタッフへの紹介が必要であることを示す。しかし、質問にきちんと答えていなかつたり、抵抗や否認が強い場合等は、必ずしも基準に満たない場合があるため、答えるときの態度や会話の内容等から、問題を感じた時は、専門スタッフと検討する必要がある。

質問の項目数は多く感じるかもしれないが、実際に施行してみると 10 分以内で終わることができる。なお、質問の内容はわかりやすい言葉遣いにしてあるが、相手が理解しやすいように、言い回しを変えても問題はない。

表 22 スクリーニング質問項目（SQD）

【質問】	
大規模災害後は生活の変化が大きく、色々な負担（ストレス）を感じることが、長く続くものです。最近 1 か月間に今からお聞きするようなことはありませんでしたか？	
1 食欲はどうですか。普段と比べて減ったり、増えたりしていますか。	はい・いいえ
2 いつも疲れやすく、身体がだるいですか。	はい・いいえ
3 睡眠はどうですか。寝つけないこと、途中で目が覚めることが多いですか。	はい・いいえ
4 災害に関する不快な夢を、見ることがありますか。	はい・いいえ
5 ゆううつで、気分が沈みがちですか。	はい・いいえ
6 イライラしたり、怒りっぽくなっていますか。	はい・いいえ
7 些細な音や揺れに、過敏に反応してしまうことがありますか。	はい・いいえ
8 災害を思い出させるような場所や人、話題等を避けてしまうことはありますか。	はい・いいえ
9 思いだしたくないのに災害のことを思い出すことがありますか。	はい・いいえ
10 以前は楽しんでいたことが楽しめなくなっていますか。	はい・いいえ
11 何かのきっかけで、災害を思い出して気持ちが動搖することがありますか。	はい・いいえ
12 災害についてはもう考えないようにしたり、忘れようと努力していますか。	はい・いいえ

表 23 SQD 判定基準

PTSD	3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 のうち 5 個以上が存在し、その中に 4, 9, 11 のどれか一つは必ず含まれている。
うつ状態	1, 2, 3, 5, 6, 10 のうち 4 個以上が存在し、その中に 5, 10 のどちらか一方が必ず含まれる。

※備考 PTSD の 3 大症状及びうつ症状に対応するのは、それぞれ次の項目である。

再体験症状	4, 9, 11
回避症状	8, 10, 12
過覚醒症状	3, 6, 7
うつ症状	1, 2, 3, 5, 6, 10

(4)アルコール関連問題対策

避難生活の手持ち無沙汰から酒量が増える者があり、長期的にみると被災者の心身に有害な影響を及ぼすことがあるため、アルコール対策が必要である。

飲酒の理由 「緊張をほぐす」「悲しさ・恐怖・不安・心細さを紛らわす」「寝つきをよくする」「暖を取る」「場の雰囲気を盛り上げる小道具代わり」等

(5) 相談を受ける際の注意事項

傾聴が基本である。

特に、相談活動に従事する支援者からの心ない言動は、不信感や孤立無援感を一層増すことになるため、表 24 に示す相談を受ける際のポイントを参考に、慎重かつ適切に対応をする必要がある。

支援者には他意がなかつたり、何気ない言葉でも、相手には非常につらい場合もあるため、よく話を聞き、相手のつらさ・苦しさを受け入れ、安心感を持ってもらうことが必要である。

表 24 相談を受ける際のポイント

- | |
|--|
| (1) 自己紹介をし、秘密は守られることを伝える。
・対応にあたり身分を明らかにするため、名札・腕章等を身につける。 |
| (2) 相手の話したいことから、相手のペースで辛抱強く話を聞き、話を途中で妨げない。
・無理に話題を変えたり、根掘り葉掘り聞き出そうとしない。 |
| (3) 傷つく言葉を言わない(⇒言葉の参考例を示す)。
・「がんばってね」(⇒しんどい、辛いことが続きますよね)、「いつまでも泣いてばかりいいないで」(⇒泣きたい時に泣いてもいいですよ)、「まだ良いほうですよ」「命があつただけでも良かったと思いましょう」「あなたがしっかりしないとダメですよ」等、支援者は励ましたつもりでも、相談者は自分が責められたり、受け入れてもらえない感じがあることに留意する。気の利いたことを言おうとするよりも傍らにいること、何かの作業をしながらその時間と空間と一緒に過ごすこと、真正面で向き合うより横並びになって一緒に課題をこなすことなど何らかのかかわりを持つことが支えとなる。 |
| (4) 専門医や医療機関の紹介
・相談内容によっては、専門医の受診が必要なこともあるため、相手の気持ちを尊重しながら適切に対応する。 |
| (5) 電話相談は慎重に言葉を選ぶ。
・顔の見えない電話相談では、面接相談以上に一言一言を大事にした受け答えする。 |

(6) こころのケア対策の整備

DPAT（精神科医師、臨床心理士、精神保健福祉士、保健師、看護師等）を構成する班の中で、発災当日から遅くとも 72 時間以内に活動できる班が先遣隊で、先遣隊に引き続き数週間から数ヶ月支援活動が開始される。ニーズに合わせてこども支援チーム（児童精神科医師、臨床心理士、児童福祉司等）が派遣される。

DPAT は被災直後には、災害により機能していない既存の精神科医療機関の機能の補完や精神科疾患を持つ被災者への医療の提供を行う。また、中長期的には災害によるストレスを受けた精神的問題を抱える一般住民への対応を行う。公衆衛生チームは、DPAT、こども支援チームと情報を共有し、連携を取りながらこころのケア支援を行う。DPAT に求められる支援は、災害の規模や活動場所、活動時期等により異なるため、関係機関で役割の確認を行い、共通認識のもとで活動することが重要である。

一方、被災市町及び保健所の精神保健担当部署が中心となって被災者へ継続したこころのケアを実施するためには、心の健康調査や定期的なケア会議の開催による個別ケースの検討、こころのケア相談、個人、世帯の孤立を予防し、持続的に支え合う被災者のつどい等の支援を行う必要がある。

6 支援者の健康管理

支援活動は支援者の健康に影響を及ぼす場合があることを理解し（表 25），支援者自身によるセルフケアの実施や職場における健康管理体制を被災直後できるだけ早期に整備する必要がある。

また，被災地でボランティア活動を行う者の健康管理は，ボランティア窓口と連携をとり，健康管理に関する情報発信等を行うことで健康被害の予防を図る。

表 25 支援者の健康に影響を及ぼす要因

- | |
|---|
| (1) 支援活動を行う支援者も，被災地の住民と同様に災害による身体的・精神的影响を受ける。 |
| (2) 災害直後から，緊迫した状況の中で，支援活動に従事しなければならないという職業的役割がある。 |
| (3) 特殊な環境の中，オーバーワークを強いられ，身体的・精神的に疲弊をきたす。 |
| (4) 特に，支援者自身や家族が災害の被災者であれば，リスクは更に高まる。 |
| (5) 住民との直接接触により，怒り（心理反応）等の強い感情を向けられることがある。 |
| (6) 支援者の心身の変調や異変の徵候を見過ごし，悪化させたりすることがある。 |
| (7) 被災地以外からの支援者については，派遣に伴う生活の不規則化，日ごろのストレス対処法の実施が困難，残された家族に対する不安等の問題が生じることがある。
※支援者に生じる心理的な反応（急性ストレス反応 ASD）⇒PTSD，適応障害，恐怖症，従来疾患の増悪等 |

(1) 支援者の健康管理

支援者の健康管理は，職場の体制整備，支援者本人のセルフケア，管理監督者，職員健康管理部門等で，総合的に行う必要がある。（表 26）

表 26 支援者の健康管理

区分	内容
職場の体制(執務体制・職場環境の整備)	<p>【執務体制】</p> <ul style="list-style-type: none">1 勤務ローテーションの早期確立（休息・休暇を確保）2 職員の応援体制の早期確立，指揮命令系統の早期確立3 業務の役割分担の明確化（業務内容・責任）4 各種業務マニュアル作成による業務負担軽減 <p>【職場環境】</p> <ul style="list-style-type: none">1 休息できる場所，簡易ベッド・寝具の準備2 入浴可能な体制整備3 食事，医薬品等（マスク，放射線量計等含む）の確保 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none">1 管理監督者を中心に明るい職場づくり2 情報提供（支援者の健康管理等）3 住民対応（心理的な反応等）についての教育
支援者本人(主にセルフケア)	<ul style="list-style-type: none">1 健康管理に留意する。<ul style="list-style-type: none">・持病のケア，健康相談の活用，不安なことは遠慮せず申告する等。2 メンタルヘルスに留意する。（急性ストレス反応，PTSD，適応障害，恐怖症）<ul style="list-style-type: none">・セルフチェック等を行い，ストレスが高ければ休息をとったり，専門家へ相談する。（P 42「作業に従事する職員への健康管理上的一般的注意事項」，P 43「ストレスチェック・メンタルヘルスについて」参照）3 一般的留意事項<ul style="list-style-type: none">・十分な水分補給と栄養摂取，睡眠・休息の確保，気分転換，燃え尽き防止，事故・怪我に注意する。
管理監督者（表 27）	<ul style="list-style-type: none">1 部下への配慮2 自身の健康管理に留意する。3 職員健康管理担当部門と連携を密にし，職員の健康管理を行う。
職員健康管理部門	<ul style="list-style-type: none">1 職員への情報提供（LAN 掲載・紙面配布等を利用） 復興作業時の注意事項，健康相談窓口の紹介，セルフケア用チェックシート等（P 42「作業に従事する職員への健康管理上的一般的注意事項」，P 43「ストレスチェック・メンタルヘルスについて」参照）2 健康相談 ※被災後 2 週間頃を目途に実施3 健康診断 ※被災後 2 か月頃を目途に実施4 管理監督者との連携5 メンタルヘルス相談の充実

(2) 管理的立場にある職員が留意すべき事項

支援活動は長期的になることを見越し、被災地の職員が気兼ねなく休息・休憩が確保できるように配慮する。(表 27)

また、管理的立場にある職員は、一般の職員以上に、職務として忌避できない役割期待と責任が大きい。そのため、健康面へのリスクはスタッフ以上に高いことを自覚し、自身の健康管理についても留意する。管理的立場の職務代行ができる人材・人員の確保を図り、管理者自身が交替できる勤務体制を工夫し、健康管理に留意することが重要である。

表 27 管理監督のポイント

- | |
|--|
| (1) 被災地の状況や援助ネットワークについて、常に支援者に情報を流す。 |
| (2) 住民だけでなく、支援者のサポートにもメンタルヘルスの専門職を活用する。 |
| (3) 支援者のストレス反応に注意する。「大丈夫です」と答えるても強いストレス症状を示している場合がある。) |
| (4) ストレス反応は精神力や能力の程度とは無関係であることをきちんと伝える。 |
| (5) 疲労のために仕事の効率が悪くなっていたら、一時的に現場から離れるよう指示する。 |
| (6) 休憩時には、休息に適した部屋や飲食物等を用意し、十分な休息が取れるように配慮する。 |
| (7) 毎日ミーティングを持ち、支援活動が終了した時点で現場の意見を集約し、次に備える。 |
| (8) 第一線で支援した者だけでなく、事務や調整を行った者にも評価とねぎらいを与える。 |

II 応援・派遣公衆衛生スタッフの受け入れ体制

1 受入れに関する考え方

市町災害対策本部は、被災市町の公衆衛生スタッフのみでは災害時公衆衛生活動が展開できないと判断した場合は、早急に応援・派遣公衆衛生スタッフの要請を県災害対策本部（健康福祉総務課）に行う。なお、災害発生により市町において判断できない場合は、県の判断により応援・派遣要請を行う。

県災害対策本部（健康福祉総務課）は、県内の公衆衛生スタッフを中心に、必要に応じて保健・医療・福祉の各種専門機能団体等との連携のもとに応援体制を整備するが、大規模災害のため、県内公衆衛生スタッフの相互支援体制で対応できないと判断した場合は、「中国5県災害等発生時の広域連携に関する協定」に基づく中国地方、次に「中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定」に基づく四国地方、さらに全国へ派遣要請を拡大していく。(図4)

県内の公衆衛生スタッフの応援については、県災害対策本部（健康福祉総務課）が、県内全市町による災害時相互応援協定に基づき調整を行う。

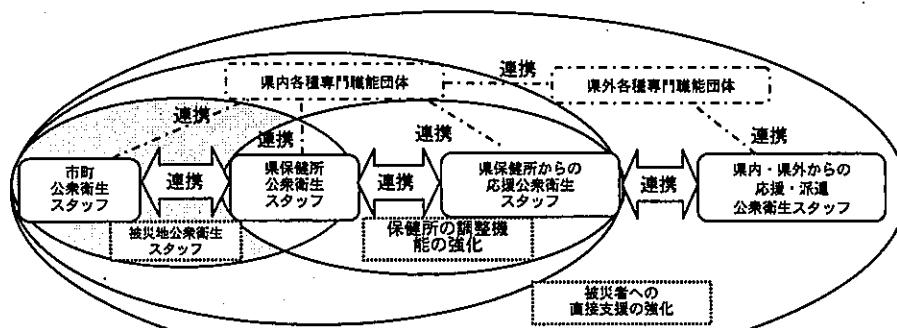


図4 応援・派遣公衆衛生スタッフを活用した被災地の活動体制

2 受入れに関する主な役割分担

応援・派遣公衆衛生スタッフの受入れに係る役割分担を表 28 に示す。

表 28 受入れに関する主な役割分担

機関	役割
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣要請の範囲・規模についての助言 ・県からの依頼に基づき派遣元への照会・派遣調整協力 ・情報収集及び情報提供 ・専門的助言及び調整のための職員の派遣
県災害対策本部 (健康福祉総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・公衆衛生スタッフの応援・派遣要請を検討・決定 (必要なマンパワーの算定) ・公衆衛生スタッフ動員計画の作成及びフェイズの変化に伴う変更 ・厚生労働省との協議・派遣照会の依頼 ・応援・派遣元自治体との連絡調整、必要に応じ各種専門職能団体との連携 派遣先の被災状況、活動内容等派遣に際しての依頼事項 ・応援・派遣公衆衛生スタッフ活動終了の検討・決定
県災害対策支部 (厚生環境事務所・保健所)	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町に対し、公衆衛生スタッフの派遣要請に関する助言 ・県災害対策本部(健康福祉総務課)へ公衆衛生スタッフ動員計画立案に必要な情報提供 被災状況、マンパワーの状況、初期活動状況、健康支援ニーズの実態、被災市町の活動方針や意向 ・現地での応援・派遣公衆衛生スタッフの活動の調整、活動体制の整備 避難所・地区活動等への配置、応援・派遣公衆衛生スタッフの連絡・調整窓口に係る体制整備、公衆衛生活動に係るオリエンテーションの実施、ミーティング等による情報共有と検討事項の協議、報告のとりまとめ、フェイズの推移に伴う業務の整理、交代・引継ぎの調整、関係者・関係機関との連携、災害時公衆衛生活動(中間)報告会の開催、被災自治体等職員の健康管理及び健康相談の実施体制の整備
市町災害対策本部 (被災市町)	<ul style="list-style-type: none"> ・県災害対策本部(健康福祉総務課)への公衆衛生スタッフの応援・派遣の要請 被災市町単独では判断が困難な場合は、早急に県災害対策支部(厚生環境事務所・保健所)に協力を依頼する。 ・応援・派遣公衆衛生スタッフの業務に必要な情報の提供 ・応援・派遣公衆衛生スタッフでは対応できない地域住民や関係機関等への個別対応や調整業務

3 応援・派遣公衆衛生スタッフの必要人数及び公衆衛生スタッフ動員計画

被災市町等からの要請に基づき、派遣要請判断に必要な情報(表 29)、保健師の応援・派遣要請人数算定基準(表 30)を参考に、表 31 に示す内容について留意し、保健師を中心とした公衆衛生スタッフ動員計画を作成する。

応援・派遣の終了時期については、厚生労働省・県・被災市町で表 32 に示す災害状況等を検討し、総合的に判断する。

表 29 応援・派遣要請判断に必要な情報

項目	必要な情報
被災地の被害状況や規模	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況(死者、負傷者、被害家屋等)の把握 ・避難所、救護所等の設置数及び状況、避難者数(市町別指定避難所一覧、各避難者収容可能数の事前把握) ・電気、水道、ガス、道路、交通状況等ライフラインの稼働状況 ・医療機関、保健・福祉等在宅ケアに関連するケアシステムの稼働状況 ・被災地の保健所、市町における公衆衛生スタッフの稼働状況(職員の被災状況・出勤状況、経験年数、職位等) ・平常業務の継続実施の必要性(今後の見込み)
住民の避難状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所における避難状況の実態 ・車中泊、自宅待機者等の状況 ・要配慮者、健康上の問題がある者の把握
被災地の健康ニーズや支援方法	<ul style="list-style-type: none"> ・被災市町における対策や方針 ・応援・派遣公衆衛生スタッフに期待する役割及び必要となる公衆衛生スタッフの業務量 ・具体的業務内容や体制(24 時間体制の必要性の有無と見込み等) ・二次的な健康被害等の予防 ・健康福祉ニーズ調査(広域的なローラー作戦)等の必要性
地域性の考慮	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の世帯(集落)分布、地形、気象条件等 ・住民気質等 ・健康に影響を及ぼす可能性のある施設の被害状況

表 30 保健師の応援・派遣に係る算定基準

時期	算定基準の目安	算定基準
被災直後	被災状況 避難所支援活動 ○避難所数 ○避難者数等	・避難所 1 か所あたり（避難者 1,000 名以上）保健師 2 名とする。 ・避難所 1 か所あたり避難者数が 1,000 名以下の場合は、500 名規模の避難所であれば、2 か所に対して 2 名とする。 ・24 時間体制の必要がある場合は、2 チーム交代体制を整備する。 ・被災状況やフェイズに応じて算定する。
発災後 2 週間以降	地区活動 ○地区単位 ○世帯数等	・家庭訪問等個別性の高い活動を行う場合は、15~20 世帯/1 日/保健師 1 名とする。（地域特性により差は生じる。）
概ね 1 か月以降	中長期的活動 ○仮設住宅等	・被災地域の生活習慣等をよく知る被災地近隣の者や、被災地管轄保健所等への勤務経験者を確保する。 ・仮設住宅の入居者への健康相談や家庭訪問等の個別ケア及びコミュニティ支援の役割を想定して中長期の派遣者数を算定する。

表 31 フェイズごとの公衆衛生スタッフ動員計画作成の留意点

フェイズ 0~1 (被災~72 時間以内)	派遣等投入の判断	・総合的に派遣要請判断を行い、予測される活動内容や活動期間を整理し、初期活動計画を立案する。
フェイズ 2 (4 日~1, 2 週間)	活動期・生活の安定へ向けて初期計画の見直し	・被災市町の災害対策全体の情報を捉え、今後予想される公衆衛生活動や必要なマンパワーを考慮して初期計画の修正を行う。
フェイズ 3 (1, 2 週間~1, 2 か月)	中長期的計画立案	・避難所における被災者の状況把握や、必要な体制整備にある程度の目途が立ち、支援も地域全体の活動へと広がる時期である。 ・被災後の推移と、今後の被災地活動の動向等をあわせ総合的な判断及び予測のもとに中長期的な活動計画を立案する。
フェイズ 4 (1, 2 か月以降)	復興期に向けて	・通常業務の再開や仮設住宅への入居等で、公衆衛生活動の拠点となる場が変化する。 ・支援活動は、被災市町・県が主体的に対応し、応援・派遣公衆衛生スタッフからスムーズに被災地の公衆衛生スタッフに引き継がれるようにする。

表 32 応援・派遣終了判断のポイント

(1) 被災者の生活の安定化への見通しが立つ	・ライフラインの復旧、避難所数・規模の縮小・閉鎖、被災による健康課題等の減少 ・被災者に対する継続的な支援について外部からの派遣者を得なくても被災市町及び被災地保健所の公衆衛生スタッフによって十分対応可能
(2) 医療を含む在宅ケアシステムの再開	・被災地での診療施設等の業務再開状況、救護所の閉鎖、保健・福祉サービスの復旧・平常化
(3) 通常業務の再開	・被災市町の通常業務が再開、災害時公衆衛生活動の割合の減少

4 応援公衆衛生スタッフの要請

応援公衆衛生スタッフ要請のフローチャートを図 3 に示す。

- (1) 被災市町は、被災市町のみで公衆衛生活動が困難と判断した場合は、県災害対策本部（健康福祉総務課）に応援要請を行う。被災市町のみで判断が困難な場合は、県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）に協力を依頼する。
 - （1）被災市町（県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所））からの要請を受け、県災害対策本部（健康福祉総務課）は、県、県内市町又は関係団体で構成する必要な公衆衛生スタッフを編成する。併せて、県災害対策支部（厚生環境事務所・保健所）と協力して公衆衛生活動に必要な機材（移動車、照明等を含む。）、物品（表 4-1 を参照）の準備を行う。
 - （2）被災していない市町は、広島県災害時相互応援協定に基づき、公衆衛生スタッフによる応援を行う。応援の可否については、県災害対策本部（健康福祉総務課）に回答を行う。

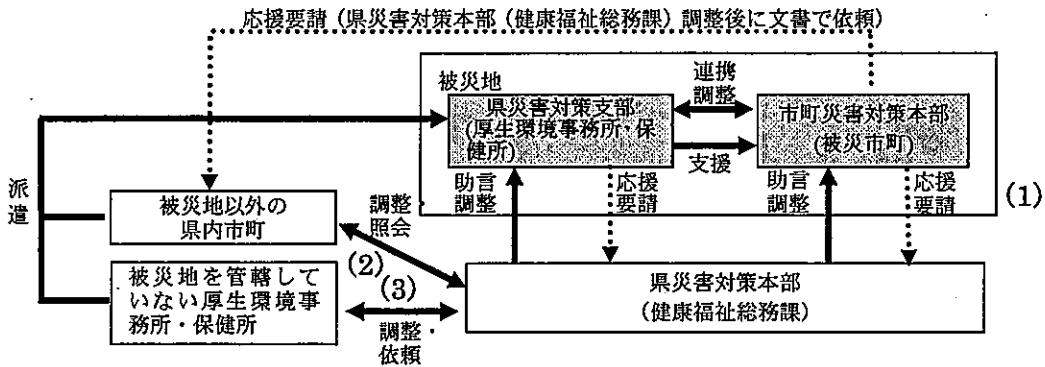


図 5 応援公衆衛生スタッフ要請のフローチャート

5 派遣公衆衛生スタッフの要請

派遣公衆衛生スタッフ要請のフローチャートを図 4 に示す。

- (1)県内市町に応援要請を行っても被災市町の公衆衛生活動への対応が困難な場合は、県災害対策本部（健康福祉総務課）が、県外への派遣要請を行う。
 ・被災状況に応じて、中国・四国ブロック各県（災害相互応援協定締結県）、全国へ派遣要請を拡大させる。
 ・照会・依頼方法については、厚生労働省と十分に協議する。
- (2)県災害対策本部（健康福祉総務課）は、派遣公衆衛生スタッフの所属する自治体に派遣依頼日数、被災地状況、活動内容・必要物品等の派遣に必要な情報を提供する。

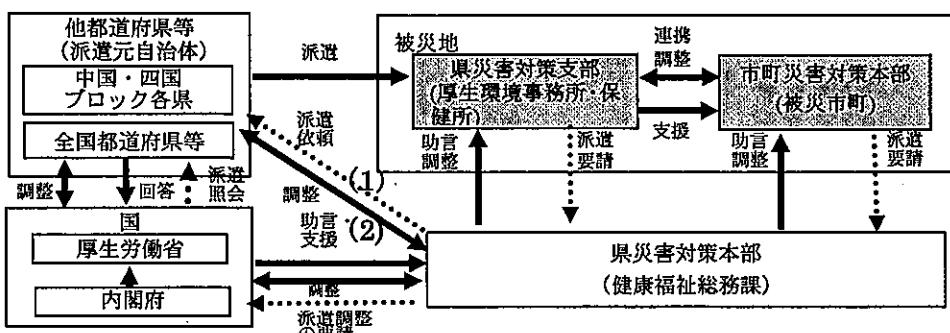


図 6 派遣公衆衛生スタッフ要請のフローチャート

6 応援・派遣公衆衛生スタッフの活動体制の整備

応援・派遣公衆衛生スタッフの活動体制整備における役割分担及び現地の活動体制を次に示す（表 33, 34）。

なお、市町においては、本項の活動体制及び次項の業務について、あらかじめ運用の考え方を受援計画としておくことが望ましい。

表 33 活動体制整備における役割分担

機関	役割
厚生労働省	専門的助言及び調整のための職員の派遣
県災害対策本部 (健康福祉総務課)	応援・派遣公衆衛生スタッフの調整等のために現地対策本部等への職員の派遣
県災害対策支部 (厚生環境事務所・保健所)	被災市町における応援・派遣公衆衛生スタッフの受入体制の整備等のために被災市町への職員の派遣
市町災害対策本部 (被災市町)	応援・派遣公衆衛生スタッフの受入れ体制の整備・調整

表 34 現地における活動体制の整備

(1) 応援・派遣公衆衛生スタッフ配置計画表の作成（避難所・地区活動等への配置）	(1) どこの避難所に優先して公衆衛生スタッフを配置するか、検討を行う。 【例示】 <ul style="list-style-type: none">・被災規模の大きい地域（避難生活が長期化する恐れがある。）・規模の大きい避難所・地域特性（高齢者が多い地域、要配慮者の状況）等・公衆衛生スタッフ等を配置しない避難所は、原則巡回による対応とする。 (2) 避難所の夜間対応について <ul style="list-style-type: none">・避難所等に応援・派遣公衆衛生スタッフが宿直する場合は、2班で交代体制をとる等、休息を確保する。 (3) 被災者の健康調査等の実施に必要な公衆衛生スタッフの配置
(2) 応援・派遣公衆衛生スタッフの連絡・報告等窓口に係る体制整備	(1) 連絡、報告の窓口は県災害対策部（厚生環境事務所・保健所）とし、関係機関等との連携・調整を行う。ただし、継続支援が必要な被災者や地域の課題についての報告等の窓口は、被災市町とする。
(3) 応援・派遣公衆衛生スタッフへのオリエンテーション	(1) オリエンテーション資料の準備を行う。（P 37, 38 参照） (2) 記録用紙等の用意を行う。（資料編 P 1～25 帳票類参照）
(4) 応援・派遣公衆衛生スタッフへの依頼業務の調整	(1) 避難所・在宅被災者・被災自治体等職員の健康管理及び健康相談等・実施体制の調整を行う。
(5) ミーティングの実施（避難所職員、派遣公衆衛生スタッフ）	【目的】災害時公衆衛生活動の課題等の情報集約・共有と協議を行う。 【回数】フェイズや公衆衛生活動状況に応じて実施する（毎日～週1回等） 【内容】応援・派遣公衆衛生スタッフが実施する公衆衛生活動の内容と留意事項、保健医療福祉に関する情報提供（医療機関・福祉施設等の稼働状況、専門的な相談窓口等）、関係機関と連携等
(6) 応援・派遣公衆衛生スタッフの活動状況、フェイズの推移に伴う業務の整理	(1) フェイズごとに、活動状況をまとめ資料化する。
(7) 応援・派遣公衆衛生スタッフの交代・引継ぎ調整	(1) 同一自治体からの応援・派遣公衆衛生スタッフの交代については、各自治体内での引継ぎを依頼する。 (2) 他自治体との交代については、活動全体のオリエンテーションは県災害対策部（厚生環境事務所・保健所）が行い、担当業務については、前担当自治体の公衆衛生スタッフから引継ぎを依頼する。
(8) 応援・派遣公衆衛生スタッフから市町公衆衛生スタッフへの引継ぎの調整	(1) 派遣終了時に、継続的な支援が必要な被災者や地域の課題についての引継ぎを受ける。
(9) 災害時公衆衛生活動（中間）報告会の開催	(1) 応援・派遣公衆衛生スタッフの活動状況や地域の課題を共有し、被災地の公衆衛生活動を充実させるため報告会を開催する。

7 応援・派遣公衆衛生スタッフの業務

被災者及び被災自治体等職員に対する直接的支援を主とし、被災自治体から出される依頼に基づき、公衆衛生スタッフの専門性を発揮した自己完結型の活動を原則とする。（表 35）

表 35 応援・派遣公衆衛生スタッフに依頼する主な業務及び活動内容

区分	主な業務及び活動内容
被災者等への直接的支援	・フェイズ毎に変化する健康ニーズに臨機応変に対応した公衆衛生活動 ・避難所における健康管理 ・全戸訪問による健康ニーズ調査 ・仮設住宅入居者に対する健康状況把握のための訪問 ・被災自治体等の職員の健康管理 ・通常業務への従事 等
災害対策部（厚生環境事務所・保健所）の調整機能強化のための支援	・市町、関係機関団体との連絡調整（できるだけ被災地の地理的状況や保健福祉の状況に詳しい応援公衆衛生スタッフを配置する。） ・応援・派遣公衆衛生スタッフの活動調整 ・情報収集分析、統計処理、資料作成等の事務
災害対策本部（健康福祉総務課）の企画調整機能強化のための支援	・意思決定や公衆衛生活動計画立案に係る支援 (災害対応経験のある都道府県の公衆衛生スタッフや専門家の派遣を要請する。)

III 平常時の対応

災害時に起こりうる事態に対して、公衆衛生スタッフ自身が危機管理意識を強く持ち、被害を最小限にできるよう、平常時から必要な準備を行う。(表 36)

表 36 平常時からの体制整備

指揮命令系統・役割の明確化と共通理解	(1)被災市町の災害時公衆衛生活動計画（以下「公衆衛生活動計画」という。）に基づいて活動を実施することとなるが、市町災害対策本部（市町）で対応できない場合は、県職員を派遣し、迅速に情報を収集し必要な支援・助言を行う。 (2)災害時に迅速に公衆衛生活動を実施するため、本マニュアルに記載された県・市町の役割及び従事内容を確認するとともに、それぞれの役割を果たすため平常時から必要な準備を行う。 (3)保健・医療・福祉・介護等の関係機関と役割分担の確認を行い、連携体制の整備を図る。 (4)応援・派遣公衆衛生スタッフの要請手順を確認するとともに、受入れに関する体制整備を図る。
情報伝達体制の整備	(1)職員・関係機関の連絡網を整備、周知し、迅速な情報伝達体制を整備する。 (2)あらかじめ県・市町での公衆衛生活動に関する記録様式を整備し、効率的な情報収集・伝達体制を整備する。 (3)市町は災害時に住民に提供する情報の種類と提供方法を確認するとともに、住民への周知を行う。
要配慮者支援体制の整備（公衆衛生スタッフの担当するケースに限る）	(1)市町関係部局が連携し、要配慮者情報を収集・共有し、要配慮者リスト、避難支援プラン（個別計画）を作成する。 (2)各関係部局で、要配慮者避難支援プランや安否確認の項目・着眼点の共有化を図る。
ボランティア団体等の把握と役割の確認	(1)ボランティア団体の受け入れ窓口である社会福祉協議会と連携し、ボランティア団体、NPO 等の活動内容の把握を行う。 (2)迅速に必要な依頼ができるよう、連絡先の一覧を作成する。 (3)市町は民生・児童委員及び地区組織役員の役割分担及び連絡体制の整備を図る。
公衆衛生活動に必要な物品の整備	(1)予めリュック等にセットし定められた場所に保管する、使用期限を確認し更新する等、公衆衛生活動に必要な物品の確認や準備を行い、災害時に迅速に活用できるよう関係者に周知する。（P 36「表 41 携行品一覧」参照）

1 マニュアルの見直し

適切な災害時公衆衛生活動を実施するため、県地域防災計画の見直しにあわせてマニュアルの見直しを行う。

市町においては、各市町の状況に応じたマニュアルを作成し、適宜見直しを行うことが望ましい。厚生環境事務所・保健所は、各市町が作成したマニュアルを把握する。

2 防災に関する普及啓発

県・市町職員は、災害担当部局等と連携し定期的な研修や訓練を通じて、対応能力の向上及び防災意識の高揚を図る。

地域住民・ボランティア等に対しては、市町（災害担当部局）が実施する研修会や住民参加による防災訓練等を通じて、自助・共助・公助の考え方に基づく災害時の健康管理の普及啓発を行う。

3 訓練・研修の実施

健康福祉総務課は本マニュアルを活用し、県・市町公衆衛生スタッフを対象として、被災状況等を想定した事例をもとに、判断力を培うシミュレーション研修等を、体系的に実施する。

第3章 県外で大規模災害が発生した場合 (他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣)

第3章 県外で大規模災害が発生した場合（他都道府県への公衆衛生スタッフの派遣）

1 被災都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割

県外の被災地へ公衆衛生スタッフを派遣する際の役割分担を表37に示す。

表37 被災都道府県に公衆衛生スタッフを派遣する際の各機関の役割

区分	内容
健康福祉総務課	<ul style="list-style-type: none">・他都道府県への公衆衛生スタッフ派遣体制の整備・派遣の調整、派遣計画の作成・派遣公衆衛生スタッフの決定、派遣班の編成※・連絡会議、セレモニー、報告会の実施・派遣に伴う必要物品の確保、移動手段や宿泊施設等の確保※・派遣公衆衛生スタッフの健康管理 ※
厚生環境事務所・保健所	<ul style="list-style-type: none">・派遣に伴う必要物品の準備（主に業務用品等）※・派遣公衆衛生スタッフの健康管理 ※
公衆衛生スタッフ自身	<ul style="list-style-type: none">・派遣公衆衛生スタッフとしての活動・セルフケアによる健康管理

注：※については、各派遣元自治体が行う。

2 他都道府県への公衆衛生スタッフ派遣体制の整備

健康福祉総務課は他都道府県で大規模災害が発生した場合、速やかに公衆衛生スタッフを派遣できるよう、年度当初に派遣する者の計画を作成する。

(1)年度当初に、県、福山市、呉市の各班で、班員名簿を作成する。

(2)県からの派遣者については、各保健所長が「広島県災害時公衆衛生チーム編成・運営要綱」及び「広島県災害時公衆衛生チームの編成・運営に係る運用要領」により、保健衛生班として活動が可能なものを選定し、毎年度4月15日までに局長へ報告する。

(3)健康福祉総務課は、県公衆衛生スタッフの派遣者名簿を作成し、各厚生環境事務所・保健所（支所）へ周知する。

3 中国地方での災害発生時の公衆衛生スタッフの派遣について

中国5県において、災害救助法が適用されるような災害が発生し、被災県独自では、十分な対応ができない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置の支援を実施するため、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づく「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」により、スタッフを派遣する。

具体的には、予め定めたカウンターパートに基づき、災害発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。

4 公衆衛生スタッフ派遣の調整

公衆衛生スタッフの派遣に係る調整を表38に示す。

表38 公衆衛生スタッフ等の派遣調整

1 市町間の調整	<ul style="list-style-type: none">(1)派遣の要請があった場合、福山市・呉市及びその他の市町との派遣に関する調整を行い、派遣チームを編成し派遣計画を作成する。（原則、県、福山市、呉市が共同で広島県チームを編成する。）(2)派遣の順番は、原則広島県、福山市、呉市の順とする。(3)派遣が長期に及ぶ可能性がある場合は、保健所設置市以外の市町に派遣協力の可否について確認を行う。(4)厚生労働省と連絡を取り、被害状況、必要物品等の情報収集を行う。
2 派遣公衆衛生	<ul style="list-style-type: none">(1)県公衆衛生スタッフについては、年度当初に作成した派遣者名簿に基づき、派遣班及び派遣日程等を決定する。

スタッフの決定	(2) 福山市、呉市の公衆衛生スタッフを把握し、広島県全体の派遣計画表を作成し、被災都道府県、必要に応じて厚生労働省に提出する。
3 連絡会議（オリエンテーション）の開催	(1) 現地の状況や活動内容、携行物品、移動・食事・宿泊施設、健康福祉総務課との連絡方法等について伝達するため、派遣公衆衛生スタッフに対するオリエンテーションを行う。
4 バックアップ体制の整備	(1) 派遣公衆衛生スタッフが被災地に入り活動に従事すると、被災地活動全般に係る情報の入手が困難となることから、活動に必要な情報を収集・整理し、情報提供を行う。 (2) 1日1回の定時連絡の他、随時連絡がとれる体制を整備する。 (3) 派遣公衆衛生スタッフの健康管理、事故対策、心のケアを含めて状況を把握し、適切に対応する。
5 活動状況等の把握	(1) 県内各厚生環境事務所・保健所（支所）、福山市、呉市等への情報提供を行う。
6 派遣体制の見直し等	(1) 被災都道府県等と連絡を密にし、現地情報を収集するとともに、状況に応じた派遣計画・体制の見直し、終了を検討する。
7 派遣終了後のまとめ	(1) 派遣公衆衛生スタッフは、派遣終了後、被災地支援活動状況を健康福祉総務課に提出する。 (2) 健康福祉総務課は、派遣公衆衛生スタッフから提出された資料をまとめ、被災地支援活動報告書等を作成するとともに、報告会を開催する。

5 派遣公衆衛生スタッフの班体制

派遣班の構成等を表39に示す。

表39 派遣班の構成等

1 各班員の構成	(1) 保健師2人1組の班編成を最小単位とする。 (2) 構成は、災害支援活動経験者による組合せや経験者と未経験者による組合せ等派遣する時期に応じて検討する。 (3) 保健所設置市以外の市町保健師を派遣する場合、県保健師との組合せを基本とする。 (4) 被災地の状況に応じて、保健師以外の公衆衛生スタッフの派遣を検討する。
2 派遣期間	(1) 概ね7日間（移動日2日間、活動日5日間）程度を基本とし、活動の安定等状況の変化によっては、10日間～2週間の期間変更も検討する。 (2) 移動時間が長く、移動日に引継ぎの時間が十分確保できない場合は、前班との重複を2日間とする体制も検討する。
3 派遣公衆衛生スタッフ間の引継ぎ	(1) 担当避難所・仮設住宅、要支援ケース等、派遣公衆衛生スタッフが担当した事務を引き継ぐ。
4 情報共有体制	(1) インターネットの活用により派遣元と情報共有を行う。
5 派遣に伴う必要物品	(1) 公衆衛生活動に必要な物品・携帯品を持参し、現地で即座に活動できるように準備する。（P36「表41 携行品一覧」） (2) 携行品は、現地の状況や派遣者数により随時調整する。携行品が多い場合は、事前に現地へ送付する。 (3) 迅速に対応するために、健康福祉総務課及び厚生環境事務所・保健所（支所）は、平常時から準備・保管を行う。
6 移動手段や生活の場の確保	(1) レンタカーの借上げ等車両を確保し、必要に応じて緊急車両証明書等の準備を行う。 (2) 被災地及び被災地周辺に派遣公衆衛生スタッフの宿泊先を確保する。 (3) 避難所への宿泊が必要な場合は、寝袋等の必要物品を準備する。

6 派遣公衆衛生スタッフとしての基本姿勢と役割

派遣公衆衛生スタッフとしての基本姿勢と役割を表40に示す。

表40 基本姿勢と役割

(1) 派遣先の公衆衛生スタッフ自身が被災していることを念頭におき、被災地の住民への支援活動を行うとともに、現地職員に対しても支援する役割を担っていることを認識して行動する。
(2) 被災地の職員に余分な負担をかけることがないよう、支援活動に必要な物品を持参するとともに、自己完結を図る。
(3) 混乱の中で被災地職員が具体的な指示を出すのは困難なことも想定されるため、割り振られた業務のみでなく、支援業務や公衆衛生活動について、派遣公衆衛生スタッフが自ら考え、現地の了解を得た上で主体的に活動をしていく必要がある。
(4) 通常業務を行う場合もあり、総体としての被災地支援であることを認識する。
(5) 活動内容を記録し、派遣終了時に被災自治体に報告するとともに報告書の写しを被災自治体に了解を得て持ち帰る。（個人情報保護に関わるもの除外。）

參考資料



表 41 携行品一覧

(1) 業務用品（各保健所で用意する。）

品名	数量	備考	品名	数量	備考
訪問かばん	1	各班引継ぎ	ピンセット	1	引継ぎ 各班
血圧計（携帯用）	2		はさみ	1	
聴診器	2		爪切り	1	
携帯用手指消毒液（速乾性）	1		毛抜き	1	
エプロン（使い捨て）	適量		補充物品		
マスク（使い捨て）	適量		マスク（使い捨て）	適量	各チームで 随時補充
手袋（使い捨て）	適量		手袋（使い捨て）	適量	
アルコール綿（個包装）	適量		脱脂綿	適量	
舌圧子（使い捨て）	10		携帯用手指消毒液（速乾性）	適量	
体温計	1		滅菌ガーゼ（個包装）	適量	
ペンライト	1		アルコール綿（個包装）	適量	
メジャー	1		ピース	2	

(2) その他物品（健康福祉総務課で用意する。）

品名	数量	備考	品名	数量	備考	
懐中電灯	2	各班引継ぎ	ウェットティッシュ（箱・携行用）	適量	各班引継ぎ	
ラジオ	1		ゴミ袋（450・900）	適量		
単一乾電池（懐中電灯用）	8		綿棒（個包装）	適量		
雨合羽	2		紺創膏（サージカルテープ）	適量		
軍手（組）	2		応急用紺創膏	適量		
筆記用具セット（赤・黒ボールペン・シャープペンシル、蛍光ペン、色マジック、付箋、ホッチキス（針）、計算機、はさみ、カッターナイフ、セロテープ、クリップ、ダブルクリップ、クリアホルダー、バインダー、ファイル、引継ぎノート、ガムテープ、模造紙、A4用紙等）	適量		脱脂綿	適量		
長靴・ヘルメット	適量		滅菌ガーゼ（個包装）	適量		
簡易トイレ	1		包帯（弾力・ネット）、三角巾	適量		
バケツ・洗面器	各1		スプレー式消炎鎮痛剤	適量		
虫除け（蚊取り線香等）	1		湿布	適量		
マッチ又はライター	1		傷用の消毒液・傷薬	適量		
更衣用簡易ドレッサー	1		トレイ	適量		
寝袋	適量		腕章又はベスト（広島県）	2		
毛布	適量		防寒着	適量		
タオル	適量		使い捨てカイロ	適量	帰持各班	
ペーパータオル	適量		デジタルカメラ	1		
液体ハンドソープ	1		携帯電話・充電器（一人1台）	1		
手指消毒液（速乾性）	適量		乾電池バッテリー	1		
ティッシュ（箱・携行用）	適量		パソコン（インターネット）	1		
※マニュアル、パンフレット、記録様式搭載			※マニュアル、パンフレット、記録様式搭載	1		
プリント			作業着（上下）	1		
電子辞書（医学辞典、治療薬辞典搭載）			緊急車両通行証明証	1		
USBメモリ			USBメモリ	1		

(3) 食料品等（健康福祉総務課で用意する。）

水	お茶	アルファ化米
インスタント・レトルト食品	栄養調整食品（個形・ゼリー状）	紙皿、紙コップ、箸等の食器
ラップ・アルミホイル	カセットコンロ・ボンベ	鍋

(4) 個人物品（派遣保健師等個人で用意する。）

職員証（身分証明証）	組合員証	運転免許証	名札（通常使用のもの）
上履き	着替え	雨具（折畳み傘等）	常備薬
洗面用具	ウェストポーチ等袋	小銭	カイロ（冬季）

(5) 服装

動きやすい服装（スラックス、運動靴等）

応援・派遣公衆衛生スタッフ受入れ時のオリエンテーション資料

*依頼する業務によって内容を変え、具体的に記載する。

(例1 避難所活動のオリエンテーション)

1 活動のための準備

【避難所に行く前】

- 集合場所で、活動内容についてオリエンテーションを受けてください。
 - ・同じ派遣先で交代する場合は、現地（避難所等）で、前任者から引継ぎを受けてください。（次の方へも、直接現地避難所に入るよう連絡してください。）
- 配置場所は派遣公衆衛生スタッフ配置計画表のとおりです。
- 緊急連絡先をお知らせください。 氏名、所属、携帯電話番号
 - ・現地（避難所等）で引継ぎを受けた方は、公衆衛生スタッフ連絡先（様式16）を○○厚生環境事務所・保健所にFAX送付してください。

【避難所に着いてから】

- 避難所の市担当者から可能な範囲で1日の流れを確認してください。
- 活動に必要なスペースを確保してください。（食事・休憩・宿泊場所も含め市担当者と調整）
- 前任のチームがいる場合は、活動内容や避難者の状況について引継ぎを受けてください。

2 活動内容

【避難者の健康確認、健康相談】

- 避難者の健康管理及び処遇調整
 - ・隨時、健康相談を実施する。
 - ・要配慮者は、必要に応じて、福祉避難所・介護福祉施設への移動について調整を行う。
 - ・継続支援が必要な人には、個別支援を行い、必要に応じて受診や専門家（こころのケア）等の相談を勧める。
- 健康教育の実施（感染症予防、エコノミークラス症候群予防、生活不活発病予防等）
- 保健医療福祉に関する情報提供
- 衛生管理及び環境整備
- 避難所設置運営担当部署との連携
- こころのケア対策

【在宅被災者への支援活動】

- . . .

3 記録と報告

【公衆衛生活動に関する記録】

- 様式1 避難所生活環境調査票（フェイズ0～2）
- 様式2 避難者健康状況連名簿（避難者全員の健康状況を記載）
- 様式3 健康相談票（支援が必要な者について作成）…隨時、市町に報告
- 様式4 避難所等相談対応票（毎日の相談者名を記載）
- 様式5 避難所（巡回）健康相談実施状況報告書（毎日の健康相談状況を記載）
- 様式15 公衆衛生スタッフ活動報告書（次班との交代時に作成）

【報告の留意事項】

- 様式4については、_____に毎日報告してください。（FAX可）

4 毎日のミーティング

- ・1日1回 午前〇時〇〇分 〇市〇〇（場所）
- ・各避難所等の活動拠点から、必ず1名は参加してください。
- ・内容：公衆衛生活動に関する情報交換・課題の共有、被災地の最新情報の提供、活動内容

5 診療可能医療機関

- ・救護所開設状況（場所、開設時間、対象疾病）
- ・医療機関の稼動状況（診療状況、場所、開設時間、診療科）

6 保健・福祉に関する相談等の状況

- ・こころのケアに関する相談、歯科保健に関する相談、栄養に関する相談等
- ・相談場所、相談方法、連絡先

栄養に関する対応で困った場合は、様式8栄養状況把握票を○○厚生環境事務所・保健所に提出してください。

7 物品問合せ窓口

持参した物を優先して使用してください。

公衆衛生活動で不足するものがある場合は、_____に連絡してください。

8 連絡先

- 厚生環境事務所・保健所担当者 連絡先 _____
- 市町担当者 連絡先 _____

9 その他

- ・ライフラインの復旧状況
- ・公共交通機関の状況
- ・ボランティア窓口（名称、場所、電話番号等を明記） 等

10 避難所の地図 別紙

※ 市町や県担当者の多くも被災者であることを忘れないでください。

(例2 健康福祉ニーズ調査のオリエンテーション)

1 活動のための準備

- 集合場所で、活動内容についてオリエンテーションを受けてください。
- 緊急連絡先等をお知らせください。(氏名、所属、携帯電話番号、移動手段)

2 健康福祉ニーズ調査の活動内容

- 目的
 - 対象地区・対象世帯数
 - 調査内容
 - 担当する調査地区は、派遣公衆衛生スタッフ配置計画表のとおりです。
 - 調査地区までの移動手段・集合場所
 - 調査時の留意点
 - ・調査票によって、聞き取りを行ってください。
家族状況、身体状況、受診の有無、困りごとの有無
 - ・健康上の問題があり、継続支援が必要な人については、様式3 健康相談票を作成し、必要に応じて、受診や専門家(こころのケア)等の相談を勧めてください。
 - ・要配慮者については、必要に応じて、福祉避難所・介護福祉施設への移動について調整を行う。
 - ・必要な情報提供を行う。(保健医療福祉介護の情報、生活に関する情報等)
 - 不在の場合の対応について
 - 調査内容の集約について
- 3 記録と報告
- 【健康福祉ニーズ調査】 様式12 健康福祉ニーズ調査票
 様式3 健康相談票(隨時、市町に報告する。)
 様式15 公衆衛生スタッフ活動報告書(次班との交代時に作成)
- 【報告の留意事項】 様式12については、_____に毎日報告(FAX可)
- ※4~10については、例1 避難所活動のオリエンテーションと同じ

(例3 仮設住宅活動のオリエンテーション)

1 活動のための準備

- 集合場所で、活動内容についてオリエンテーションを受けてください。
- 緊急連絡先等をお知らせください。(氏名、所属、携帯電話番号)
 - ・現地(仮設住宅等)で、引継ぎを受けた方は、公衆衛生スタッフ連絡先(様式16)を〇〇厚生環境事務所・保健所にFAX送付してください。

2 仮設住宅における活動内容

【仮設住宅入居者調査】

- 担当仮設住宅・対象世帯数
- 調査内容
- 担当地区は、公衆衛生スタッフ配置計画表のとおりです。
- 調査時の留意点
 - ・調査票によって、聞き取りを行う(家族状況、身体状況、受診の有無、困りごとの有無、地域交流の状況、ペットの有無)
 - ・健康上問題があり、継続支援が必要な場合は、必要に応じて受診や専門家(こころのケア)等の相談を勧め、様式3 健康相談票を作成する
 - ・必要な情報提供を行う。(保健医療福祉介護の情報、生活に関する情報等)
- 不在の場合の対応について

生活している様子があるか確認する。(未入居・入居)

【仮設住宅における健康相談等】

- 健康相談、健康教育の実施
- 保健医療福祉に関する情報提供
- 必要に応じて、自治会長等の地域代表との健康問題等や今後の活動等について協議を行う。

3 記録と報告

【仮設住宅における活動内容】

様式13 仮設住宅入居者健康調査票

様式14 仮設住宅訪問報告書

様式3 健康相談票(支援が必要なものについて作成)…隨時、市町に報告

様式4 避難所等相談対応票(実施した場合、相談者名を記載)

様式5 避難所(巡回)健康相談実施状況報告書(実施した場合健康相談状況を記載)

様式15 公衆衛生スタッフ活動報告書(次班との交代時に作成)

【報告の留意事項】 様式14については、_____に毎日報告(FAX可)

※4~10については、例1 避難所活動のオリエンテーションと同じ

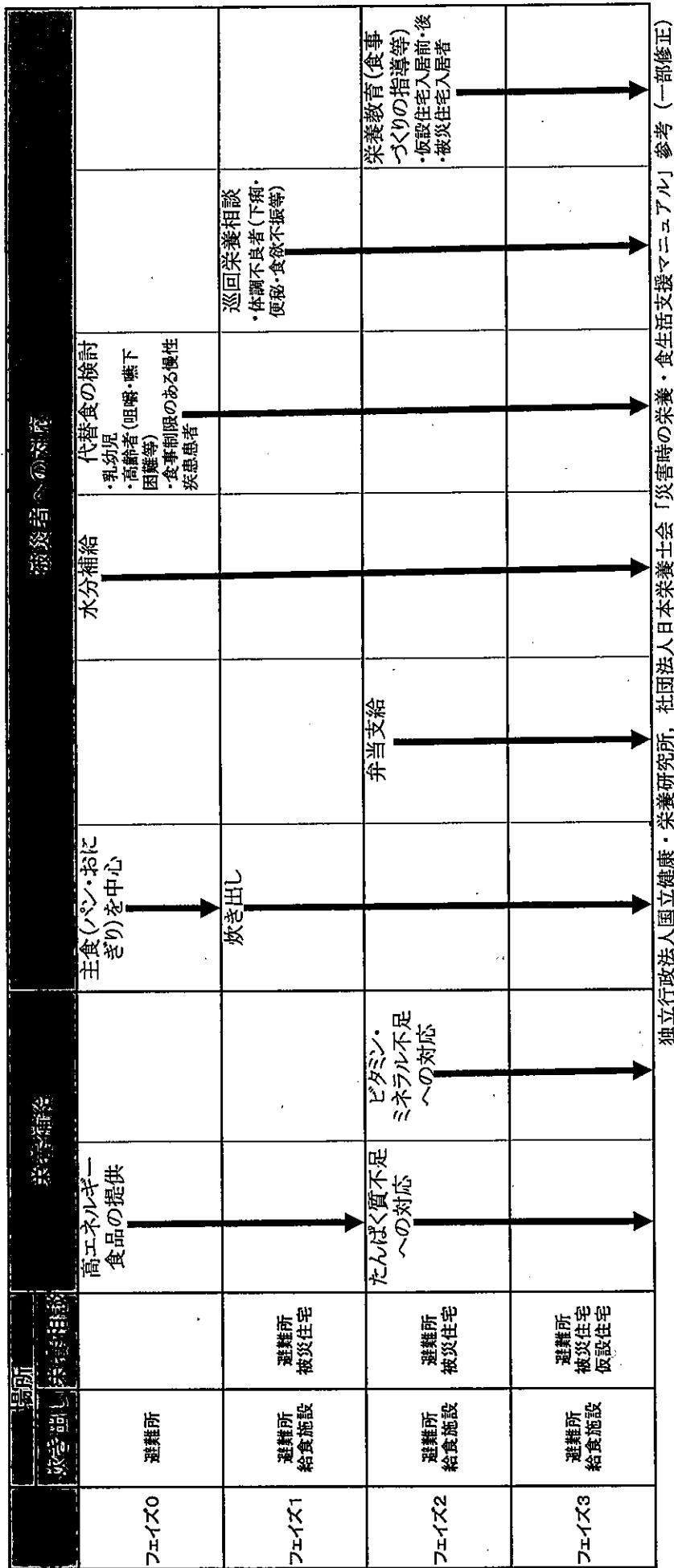
表42 保健師以外の公衆衛生スタッフの行う支援

フェイズ0		フェイズ1		フェイズ2		フェイズ3		フェイズ4		フェイズ5		フェイズ6		フェイズ7		フェイズ8		フェイズ9		
・緊急救助、搬送調整等 に関する支援	・食料、水の確保と供給に 関する支援	・医療救護班等の設置や 開設に関する支援	・口腔衛生物品に関する 支援	・断水時の口腔衛生に關 する支援	・食品の供給、栄養状況 把握、指導に関する支援	・被災者検診、集団 予防接種等(イフブルエン ザ)に関する支援	・断水時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災・重症患者対応調整 に関する支援	・離乳食やミルク、高齢者 用の食品等確保、特別栄 養食品(糖尿病患者、腎 疾患患者、食物アレル ギー等)に関する支援	・歯科医療、衛生物品の 確保、口腔保健相談等に 関する支援	・情報収集(管内被災状況、 健康被害、避難状況、医療・保 健・福祉等関係機関取扱状況、 職員安否確認、遺体の手当、急 を要する問い合わせ対応等)	・被災者の衛生管理等に 関する支援	・井戸水・湧水等の水質、 応急給水に関する支援	・遺体の運搬、保管等の 作業に關する支援	・全戸調査訪問の企画、 準備に關する支援	・管内避難所、整備所等 に關する資料等の作成	・保健活動のモニタリン グ、記録、評価に關する支 援	・会議等に關連する支 援	・瓦礫撤去粉じん(アスベ ース)に関する問い合わせ 支援	・平常業務再開のための 支援
・命維持、輸送調整等 に関する支援	・食料、水の衛生管理に 関する支援	・医療救護班等の設置や 開設に関する支援	・口腔衛生物品に関する 支援	・配食、飲料水、炊き 出し等の食品安全、衛 生管理(食中毒等防 止)に関する支援	・被災所生活環境整備に 関する支援、感染症予防 対策(排泄、廃棄物、消 毒、ペレット対策、防虫対策 等)に関する支援	・中長期的環境問題(布団 乾燥、クリーニング、仮設 浴場、悪臭、室温等)に關 する支援	・被災住宅入居者の健 康状態に關する支援	・精神科治療、服薬、精神 保健施設サービス等に關 する支援	・被災後の精神的症狀等 に関する支援	・地域医療・保健情報の提 供や調整に關する業務	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・精神科治療、服薬、精神 保健施設サービス等に關 する支援	・被災後の精神的症狀等 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・瓦礫撤去粉じん(アスベ ース)に関する問い合わせ 支援	・瓦礫撤去粉じん(アスベ ース)に関する問い合わせ 支援	・瓦礫撤去粉じん(アスベ ース)に関する問い合わせ 支援			
・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援	・被災時要配慮者安否確認 に関する支援			

*各種支援チームと連携を図り
活動を行う。

- DMAT
- ・医療ケア(歯科保健)チーム
- ・DPCAT(心臓も・血管チーム)
- ・介護支援チーム
- ・介護支援ショットチーム
- ・栄養チーム 等

表43 災害時の食事・栄養補給の流れ



独立行政法人国立健康・栄養研究所「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」参考（一部修正）

表 44 感染症の潜伏期一覧

1日以内	ブドウ球菌性食中毒, コレラ, サルモネラ症, インフルエンザ, 肺ベスト, ポツリヌス食中毒
1~3日	コレラ, 細菌性赤痢, サルモネラ症, 腸管病原性大腸菌腸炎, ウィルス性胃腸炎, ベスト, ジフテリア, 溶血性レンサ球菌感染症
1週間以内	カンピロバクター, エルシニア, 腸管出血性大腸菌感染症, 鏡膜炎菌性鏡膜炎, 淋病, 黄熱, SARS
1~2週間	麻疹, 水痘, 風疹, 流行性耳下腺炎, 伝染性紅斑, 百日咳, マイコプラズマ肺炎, オウム病, 紅斑熱, つつが虫病, ワイル病, マラリア, エボラ出血熱, 日本脳炎, 脊髄灰質炎, 血液熱, 破傷風, 痘瘡
2週間~1ヶ月以上	梅毒, A型肝炎, B型肝炎, C型肝炎
数か月以上	ハンセン病, HIV

表 45 消毒剤一覧

消毒剤	微生物 適用対象	微生物										適用対象						
		細菌					真菌	ウイルス					手指・皮膚	粘膜	器具類	環境		
		グラム陽性菌			グラム陰性菌			HCV・HIV										
		一般細菌	M	R	S	A		一般細菌	綠膿菌	一般ウイルス	HBV	HCV・HIV	ライノウイルス					
広域	グルタラール, フタラール (ステリハイド®, サイデックス®等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	×	
中域	消毒用エタノール	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	*	○	×	○	×	○	
	次亜塩素酸ナトリウム (ミルトン®, ピューラックス®等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	
	ボビドンヨード(イソジン®等)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	
狭域***	塩化ベンゼトニウム (ハイアミン®, エンゼトニン®等)	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
	塩化ベンザルコニウム (オスバン®, 逆性石けん液等)	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	
	グルコン酸クロルヘキシジン (ヒビテン®, マスキン®等)	○	○	×	○	○	×	○	○	×	×	×	×	○	×	○	○	
	塩酸アルキルジアミノエチルグリシン (テゴー51®, エルエイジー®等)	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	○	○	

微生物 ○有効 ○効果弱い ×無効

適用対象 ○使用可 ○注意して使用可又は第一選択ではない ×使用不可又は使用不適

※消毒用エタノールはHBVに対して有効との報告もあるが、ここでは厚生省保健医療局監修ウイルス肝炎研究財團編「ウイルス肝炎感染対策ガイドライン」を参考とした。

※※狭域スペクトラムの塩化ベンゼトニウム、塩化ベンザルコニウム、グルコン酸クロルヘキシジン、塩酸アルキルジアミノエチルグリシンは一般細菌には有効であるが、綠膿菌等のブドウ糖非発酵菌が抵抗性を示す場合があるので注意する。また、調整後の綿球やガーゼの分割使用は24時間以内が望ましい。

東京都感染症マニュアル2009、厚生労働省健康局結核感染症課「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き」を参考

表46 子どもたちのサインと大人にできる対応

	子どもに見られる反応	大人にできる支援
幼児期 (5歳までの子ども)	<input type="checkbox"/> 夜中に目を覚ます <input type="checkbox"/> トイレのしつけがうまくいかない <input type="checkbox"/> 赤ちゃん返りが見られる <input type="checkbox"/> 大きな音に驚く <input type="checkbox"/> 世話をする人にまとわりつく <input type="checkbox"/> 急に体を硬くする <input type="checkbox"/> 体験した出来事を繰り返し話す <input type="checkbox"/> ぐずったり、泣きわめく等扱いにくくなる <input type="checkbox"/> 無口になる <input type="checkbox"/> 表情が乏しくなる <input type="checkbox"/> 保育所や幼稚園で、体験に関連した遊びに友達を巻き込む <input type="checkbox"/> 元気がなくなり今までのよう遊ばない <input type="checkbox"/> 眠ることや夜一人になるの怖がる <input type="checkbox"/> 体の痛みや具合の悪さを訴えるが医者に見せても異常がない <input type="checkbox"/> 物事を思い通りにしたがる <input type="checkbox"/> 季節や祝祭日が引き金になって記念日反応が起きる	<ul style="list-style-type: none"> ・「大丈夫だよ」と言葉にして子どもに伝える。 ・何度でも子どもの話に耳を傾ける。 ・睡眠や食事等の日常生活を今までどおり続ける。 ・世話をしてくれる大切な大人から不必要に引き離さない。 ・楽しみにしていることは続けてさせてあげる。 ・夜は必ず一緒に寝る。 ・スキンシップを普段以上に持ち、気にかけてあげる。 ・毎日のリズムは崩さず規則正しい生活を送るよう心がける。 ・外傷体験を再現するごっこ遊びをすることがある。お医者さんセット、救急車、ぬいぐるみ、積み木のおもちゃを用意して子どもの体験の表現に役立てるのもよい。 ・外傷体験を無理に思い出させるような刺激を避ける。
小学生	<input type="checkbox"/> 体験したことを繰り返し話す <input type="checkbox"/> 体験した出来事に関連する物事に対して恐怖を示す <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹や友達に対して体験したことを再現する <input type="checkbox"/> また同じような体験をするのではないかと不安がる <input type="checkbox"/> 学校で集中力がなくなり、成績が下がる <input type="checkbox"/> 行動、気分、性格が変わる <input type="checkbox"/> 赤ちゃん返りをする（指しやぶり、おもらし、一人でトイレに行けない、やたらに抱っこしてもらいたがる、赤ちゃん言葉になる等） <input type="checkbox"/> 無口になる、又は反対に攻撃的になる <input type="checkbox"/> これまで好きだった事をしなくなる <input type="checkbox"/> 睡眠障害（不眠、悪夢、夢遊病、夜驚等）がある <input type="checkbox"/> 出来事は自分のせいではないかと思う <input type="checkbox"/> 親の反応に敏感になる（親を苦しめたくないと思うので） <input type="checkbox"/> 自分の感情の激しさに自分自身が怖くなる <input type="checkbox"/> 季節や祝祭日等が引き金となって記念日反応が起きる	<ul style="list-style-type: none"> ・「今は安全だよ」と伝える。 ・何度でも子どもの話に耳を傾ける。 ・時間と共に自分らしさを取り戻せることを伝える。 ・成績が下がることもあるが、一時的なことであることを伝える。 ・自信のあることをするように促し、ほめて支える。 ・お手伝いを頼む等気分転換を図る。 ・なるべく早い時期から以前の生活パターンに戻すことを心がける。 ・あまり大きな責任を与えないように注意する。 ・友達と遊べるように時間や場所を与える。 ・楽しみにしていることは受けさせる。 ・ゆっくりと話しができる時間を夜に作る。 ・子どもの赤ちゃん返りや変化をばかにしない。
中・高校生	<input type="checkbox"/> 睡眠や食事が普通にとれず、生活リズムが乱れる <input type="checkbox"/> 自分のことばかり考えてひきこもる <input type="checkbox"/> 自分の無力さに悩む <input type="checkbox"/> 恥ずかしいという気持ちや罪の意識を感じていることが多い <input type="checkbox"/> 抑うつになりものの見方が悲観的になる <input type="checkbox"/> 大人びた行動や態度、逆に反抗的・非協力的な態度をとることもある <input type="checkbox"/> 行動範囲が狭くなる <input type="checkbox"/> 外傷体験への復讐や後先を考えない行動をすることがある <input type="checkbox"/> 性格が変わったり、大切な人との関わり方が変わる <input type="checkbox"/> 自分の不安やストレス反応に対する友達の反応をとても気にする <input type="checkbox"/> 集中力の低下や学業成績の低下	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの話に耳を傾ける。 ・友達と過ごす機会を尊重する。 ・楽しみにしていることは受けさせる。 ・罪悪感、無力感、恥ずかしさといった感情は正常の反応であることを伝える。 ・自分のできることをまずやるように勧める。 ・スポーツや手伝い等身体を動かすことを勧める。 ・学校や仲間といふときの様子に关心を持つ。 ・激しい感情の変化や行動の変化に早く気づき専門機関と連携をとる。

日本小児科医会「もしものときに 子どもの心のケアのために」平成3年参考

表47 こころの相談機関一覧

機関名	所在地	電話番号・FAX番号
広島県立総合精神保健福祉センター	〒731-4311 安芸郡坂町北新地二丁目3-77	TEL 082-884-1051 FAX 082-885-3447
広島県西部厚生環境事務所・保健所	〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68	TEL 0829-32-1181 FAX 0829-32-3244
広島県西部厚生環境事務所・保健所 広島支所	〒730-0011 広島市中区基町10-52	TEL 082-513-5521 FAX 082-511-8707
広島県西部厚生環境事務所・保健所 呉支所	〒737-0811 呉市西中央1-3-25	TEL 0823-22-5400 FAX 0823-22-5994
広島県西部東厚生環境事務所・保健所	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10	TEL 082-422-6911 FAX 082-422-5048
広島県東部厚生環境事務所・保健所	〒722-0002 尾道市古浜町26-12	TEL 0848-25-2011 FAX 0848-25-2463
広島県東部厚生環境事務所・保健所 福山支所	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1	TEL 084-921-1311 FAX 084-928-7882
広島県北部厚生環境事務所・保健所	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1	TEL 0824-63-5181 FAX 0824-63-5190
広島県西部こども家庭センター	〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目1-26	TEL 082-254-0381 FAX 082-256-5520
広島県東部こども家庭センター	〒720-0838 福山市瀬戸町山北291-1	TEL 084-951-2340 FAX 084-951-2379
広島県北部こども家庭センター	〒728-0013 三次市十日市東四丁目6-1	TEL 0824-63-5181 FAX 0824-63-9743
広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27	TEL 082-245-7731 FAX 082-245-9674
広島市中保健センター	〒730-8565 広島市中区大手町4-1-1	TEL 082-504-2109 FAX 082-504-2175
広島市東保健センター	〒732-8510 広島市東区東蟹屋9-34	TEL 082-568-7735 FAX 082-264-5271
広島市南保健センター	〒734-8523 広島市南区皆実町1-4-46	TEL 082-250-4133 FAX 082-254-9184
広島市西保健センター	〒733-8535 広島市西区福島町2-24-1	TEL 082-294-6384 FAX 082-231-6284
広島市安佐南保健センター	〒731-0121 広島市安佐南区中須3-38-13	TEL 082-831-4944 FAX 082-877-2146
広島市安佐北保健センター	〒731-0221 広島市安佐北区可部3-19-22	TEL 082-819-0616 FAX 082-819-0602
広島市安芸保健センター	〒736-8555 広島市安芸区船越南3-2-16	TEL 082-821-2820 FAX 082-822-7849
広島市佐伯保健センター	〒731-5195 広島市佐伯区海老園1-4-5	TEL 082-943-9733 FAX 082-923-1611
広島市児童相談所	〒732-0052 広島市東区光町2-15-55	TEL 082-263-0694 FAX 082-263-0705
呉市保健所西保健センター	〒737-0041 呉市和庄1-2-13	TEL 0823-25-3542 FAX 0823-24-6826
呉市保健所東保健センター	〒737-0112 呉市広古新開2-1-3	TEL 0823-71-9176 FAX 0823-74-3309
福山市保健所	〒720-0032 福山市三吉町南二丁目11-22	TEL 084-928-3421 FAX 084-928-1143

※平成24年2月現在

作業に従事する職員への健康管理上的一般的注意事項

人事課職員健康担当

◆作業時の注意

1 服装

できるだけ皮膚の露出を避ける。

2 水分・間食の摂取

スポーツドリンクなどミネラルの入った飲料水。

長時間の作業の場合、あめやゼリー飲料などの糖分、エネルギーを補給する。

3 作業ペース

長時間の作業になる場合、屋外・屋内を問わず、無理をせず必ず休憩を入れる。

水分をこまめに摂り、連日外の作業に出る場合には、少しでも体調がおかしいと感じたら作業を中止し、短時間でも休憩を取る。

◆こんな兆候はありませんか？

疲れているのに夜よく眠れない

いつもより食欲がない

頭痛・肩こりがある

手足がだるい

息苦しい

身体が動かない

朝起きるのが辛い

酒量が増えた

イライラする

人と接するのが億劫だ

* 時間の経過と共に、次第に落ち着きを取りもどしていきますが、回復の速さには個人差があります。

◆コントロールの方法

1 休養

忙しい日々にあっても気分転換をして積極的に休養をとり、エネルギーの補給を図ることが心と体の健康の基本です。

2 食事

バランスのよい食事をきちんとすることは、生活のリズムを整え、ストレスへの抵抗力を高めることにつながります。特に、たんぱく質、ビタミン、ミネラルが不足しないように気をつけましょう。

3 睡眠

睡眠には疲労を回復し、ストレスを解消する働きがあります。適切な睡眠時間は人それぞれです。「長時間眠る」でなく「ぐっすり眠る」ことです。睡眠障害がある場合は、職員健康担当、専門医等に相談しましょう。

4 入浴

ぬるめのお湯にゆっくりつかって疲労回復に役立てましょう。

5 運動

健康状態がよく体力のあるほうが、ストレスは軽く感じられます。ストレッチ等でリラックスし、気分転換を図りましょう。

6 治療中の病気の管理

治療されている病気がある場合は医師と相談し、内服は確実にしましょう。

7 コミュニケーション

周囲の人や家族と十分コミュニケーションを取りましょう。体験したことや感じたことを話し感情を吐き出すことで整理されたり気持ちが楽になることがあります。

* 派遣での作業、大変お疲れ様です。但し、現地の状況によりコントロールの方法がとれない場合もありますが、出来る範囲で実施してください。

疲労が蓄積してきますので、各自健康管理には十分ご注意ください。

～被災地での災害支援活動に従事した皆様へ～

人事課（職員健康担当）

ストレスチェック

被災地での災害支援活動に従事していると、様々なストレス因子に直面することにより、「急性ストレス反応」を生じることがあります。派遣後の自分の状況をチェックしてみましょう。

1. 食欲はどうですか。普段と比べて減ったり、増えたりしていますか。	はい・いいえ
2. いつも疲れやすく、身体がだるいですか。	はい・いいえ
3. 睡眠はどうですか。寝つけないこと、途中で目が覚めることが多いですか。	はい・いいえ
4. 災害に関する不快な夢を、見ることがありますか。	はい・いいえ
5. 憂うつで気分が沈みがちですか。	はい・いいえ
6. イライラしたり、怒りっぽくなっていますか。	はい・いいえ
7. ささいな刺激に、過敏に反応してしまうことがありますか。	はい・いいえ
8. 災害を思い出させるような場所や、人、話題などを避けてしまうことがありますか。	はい・いいえ
9. 思い出したくないのに災害のことを思い出すことがありますか。	はい・いいえ
10. 以前は楽しんでいたことが楽しめなくなっていますか。	はい・いいえ
11. 何かのきっかけで、災害を思い出して気持ちが動搖することはありますか。	はい・いいえ
12. 災害についてはもう考えないようにしたり、忘れようと努力したりしていますか。	はい・いいえ

〔判定基準〕

<「心的トラウマの理解とケア第2版」より一部改変>

(1) 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12 のうち 5 個以上が「はい」に当たる場合、その中に、4, 9, 11 のどれか一つが必ず含まれている。

(2) 1, 2, 3, 5, 6, 10 のうち 4 個以上が「はい」に当たる場合、その中に、5, 10 のどちらか一つが必ず含まれている。

※ 派遣後1か月が経過しても、いずれかに当てはまる方には、保健師が健康相談を実施します。

所属	電話番号（内線）
氏名	職員番号
派遣期間 年 月 日～ 年 月 日 (派遣先)	チェック日 年 月 日

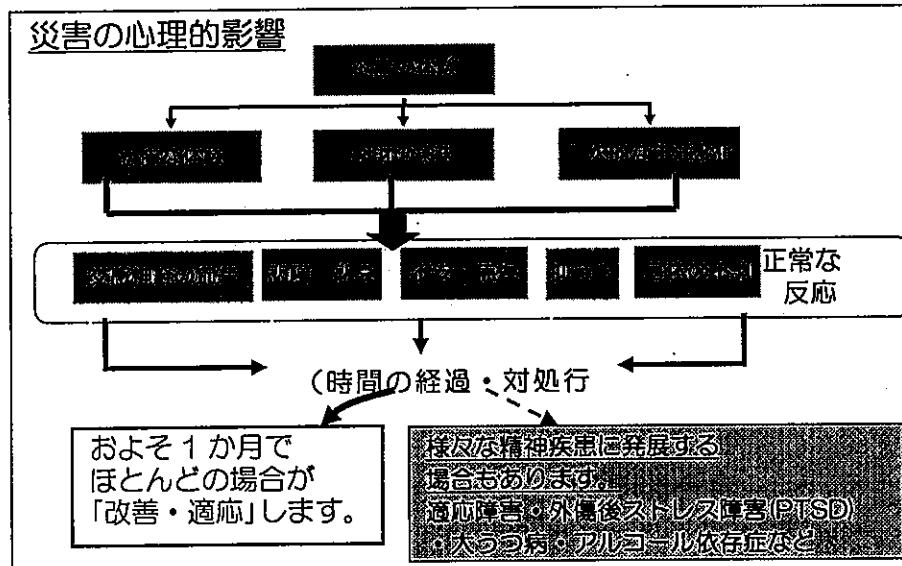
メンタルヘルスについて

急性ストレス反応とは、精神的な動揺や心身の症状でひどいショックを受けたとき、誰にでも起こりうる反応です。多くの方は、家族や友人等の身近な支援や自分の対処行動により、1か月以内に回復します。

1か月以上続く場合は、様々な精神疾患に発展する可能性があります。早めに相談・受診しましょう。

○ストレス緩和のために○

- ・軽い運動をする
- ・休暇をとる
- ・努めて多く睡眠時間を取り
- ・家族と過ごす時間を作る
- ・深呼吸をする
- ・栄養のある食事をする
- ・お酒を控える
- ・自分自身がしんどくなったと思ったら、誰かにそのことを話してみる
- ・好きなことでも、疲れ果てるまでやらない



相談先：人事課（職員健康担当）

健康指導グループ

電話：県庁内線 2272

082-513-2272 (ダイヤルイン)

場所：税務庁舎1階健康相談室

メール：kenkousuisin@pref.hiroshima.lg.jp

表 48 災害時の公衆衛生活動に関する法令等

災害対策基本法（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）	
<災害時における職員派遣>	
○職員の派遣要請	第 29 条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のための必要があるときは、政令で定めるところにより指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。
○職員の派遣のあっせんの要請	第 30 条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。
○地方自治体職員等の派遣のあっせんの要請	第 30 条 2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、地方自治法第 252 条の 17 の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第 91 条第 1 項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第 2 条第 2 項に規定する特定地方独立行政法人の派遣についてあっせんを求めることができる。
○職員の派遣義務	第 31 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、都道府県知事等又は市町村長等並びに指定公共機関及び特定地方公共機関は、前 2 条の規定による要請又はあっせんがあったときは、その所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならない。
○派遣職員の身分の取扱い	第 32 条 都道府県又は市町村は、前条又は他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のために派遣された職員に対し、政令で定めるところにより、災害派遣手当を支給することができる。 第 32 条 2 前項に規定するもののほか、前条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関から派遣された職員の身分の取扱いに関し必要な事項は、政令で定める。
<災害応急対策・応急措置>	
○災害応急対策及びその実施責任	第 50 条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行うものとする。 1 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 2 消防、水防その他の応急措置に関する事項 3 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 4 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 5 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 6 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 7 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 8 緊急輸送の確保に関する事項 9 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項 第 50 条 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策を実施しなければならない。
○市町村の応急措置	第 62 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置をすみやかに実施しなければならない。
○他の市町村長等に対する応援の要求	第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
○指揮系統	第 67 条 2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。
○都道府県知事等に対する応援の要求	第 68 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。
○都道府県知事等に対する応援の要請	第 74 条 都道府県知事等は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため必要があると認められるときは、他の都道府県の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。
○指揮系統	第 74 条 2 前項の応援に従事する者は、応急措置の実施については、当該応援を求めた都道府県知事等の指揮の下に行動するものとする。この場合において、警察官にあっては、当該応援を求めた都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行なうものとする。

災害救助法（昭和 22 年 10 月 18 日法律第 118 号）	
○応援の指示	第 31 条 厚生労働大臣は、都道府県知事が行う救助につき、他の都道府県知事に対して、応援をなすべきことを指示することができる。
○費用の弁償	第 33 条 第 23 条の規定による救助に要する費用（救助の事務を行うのに必要な費用を含む。）は、救助を行われた他の都道府県が、これを支弁する。
○費用の求償	第 35 条 都道府県は、他の都道府県において行われた救助につきなした応援のため支弁した費用について、救助の行われた地の都道府県に対して、求償することができる。

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）	
○職員の派遣	第 252 条の 17 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。
	2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた地方公共団体の負担とし、退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする。ただし、当該派遣が長期にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することとすることができる。

厚生労働省防災業務計画（地域保健の関連が深い部分の抜粋） 平成 13 年 2 月 14 日厚生労働省発総第 11 号制定、平成 21 年 3 月 10 日厚生労働省発社援 0310001 号修正 <第 1 編災害予防対策 第 3 章医療・保健に係る災害予防対策>	
第 7 節 防疫に係る防災体制の整備	1 都道府県及び市町村は、防災業務担当者に対して、関係法令、実務等に関する講習会、研究会等を実施すること等により、災害時の防疫活動の迅速かつ適切な確保に努める。 2 都道府県は、災害時の衛生状態の悪化や拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足する場合に備え、平常時から器具機材の確保や近隣都道府県との応援体制の確立に努める。 3 厚生労働省健康局は、都道府県及び市町村が行う防疫に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
第 8 節 個別疾病に係る防災体制の整備	第 2 難病 1 都道府県は、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者その他特殊な医療を必要とする患者（以下「難病患者等」という。）に対する災害時の医療を確保するため、医療機関等の協力を求めるとともに、連絡体制を整備するなど、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保に努める。 2 厚生労働省健康局は、都道府県が行う難病等に係る防災体制の整備に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。
<第 2 編災害応急対策 第 3 章医療・保健に係る対策>	
第 4 節 公衆衛生医師及び保健師等による健康管理	1 被災都道府県・市町村は、以下により、被災者等の健康管理を行う。 (1) 公衆衛生医師及び保健師等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等をいう。以下同じ。）を行うこと。 (2) 被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。 (3) 被災者等及び救護活動並びに健康管理に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健福祉センター等においてメンタルヘルスケアを実施すること。 2 被災都道府県は、被災者等の健康管理に際し、管下の保健師等のみによる対応が困難であると認めるときは、必要に応じ、厚生労働省健康局に公衆衛生医師及び保健師等の派遣を要請する。 3 厚生労働省健康局及び社会・援護局障害保健福祉部は、被災都道府県からの公衆衛生医師及び保健師等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行う。
第 7 節 防疫対策	1 被災都道府県・市町村は、災害防疫実施要綱（昭和 40 年 5 月 10 日衛発第 302 号都道府県知事・各指定都市市長あて厚生省公衆衛生局長通知）により策定された防疫計画に基づき、以下の点に留意しつつ、災害防疫活動を実施する。 (1) 被災都道府県は、災害発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に備え、管内市町村に対する迅速かつ強力な指導を徹底し、感染症流行の未然防止に万全を努めること。 (2) 夏場に災害が発生した場合や大雨や台風による河川の増水により洪水の発生が想定される場合には、衛生状態の悪化や汚染地域の拡大により、防疫に必要な器具機材等が不足することも想定されるため、被災都道府県は、近隣都道府県に対する応援要請を検討し、必要に応じ速やかな応援要請を行うこと。 (3) 冬場に災害が発生した場合には、インフルエンザが避難所において流行することが考えられるため、被災都道府県は、手洗いやうがいの励行、マスクの活用とともに、十分な睡眠の確保、清潔維持などを心がけることについて、被災者に対して注意喚起を行う。 (4) 避難所は、臨時に多数の避難者を収容するため、衛生状態が悪化し、感染症発生の原因となる可能性があることから、簡易トイレ等の消毒を重点的に強化すること。 また、施設の管理者を通じて衛生に関する自主的組織を編成するなど、その協力を得て防疫に努めること。 2 厚生労働省健康局は、前項に掲げる措置に関し、必要な助言及びその他の支援を行う。

広島県地域防災計画（基本編） 昭和 38 年 6 月策定、平成 23 年 5 月修正 <第 3 章 灾害応急対策計画>	
第 12 節 保健衛生・廃棄物処理計画	この計画は、災害時において生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件が重なることにより感染症が発生し、又は発生のおそれがある場合に、発生の予防とまん延防止を図るため、防疫及び廃棄物処理の必要な事項について定めることを目的とする。

広島県災害時公衆衛生調査活動マニュアル

平成25年2月

広島県健康福祉局

広島県災害時公衆衛生調査活動マニュアル目次

1 目的	50
2 位置付け	50
3 災害時公衆衛生活動の基本[再掲]	50
(1)公衆衛生活動の方向性	50
(2)公衆衛生スタッフの活動内容	50
(3)公衆衛生スタッフの活動形態	51
4 調査班の編成等	52
(1)編成職種	52
(2)班編成単位	52
(3)派遣期間	52
(4)待機及び出動の基準	52
(5)必要物品	52
5 調査班の活動の基本	53
6 調査班の活動内容	53
(1)公衆衛生ニーズの把握	53
(2)公衆衛生ニーズのアセスメント及び報告	53
様式1 避難所初期調査票	54
様式2 被災地域初期調査票	55

広島県災害時公衆衛生調査活動マニュアル

1 目的

大規模災害発生時に、被災地の公衆衛生ニーズを把握し、限られた資源（人的及び物的）を効果的に配分するため、公衆衛生に係る調査班の体制を整備することとし、当該調査活動等について必要な事項を定める。

2 位置付け

このマニュアルは、別に定める「広島県災害時公衆衛生活動マニュアル」（以下「活動マニュアル」という。）の一部として位置付け、災害発生後の概ねフェイズ0～フェイズ1の期間における公衆衛生活動に焦点をあて、必要な事項を定める。〔一部再掲〕

3 災害時公衆衛生活動の基本〔再掲〕

(1) 公衆衛生活動の方向性

災害時公衆衛生活動は、被災者の生命と安全の確保を図り、被災による被害を最小限にし、被災後の二次的な健康被害の予防を図り、早期に被災地及び被災者の復興をめざすことを目的とする。

そのため、災害発生直後は医療救護活動への対応が必要であるが、救命救急等の医療体制の確立後は、被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、プライバシーの保護等に配慮しながら、予測性を持った計画的・継続的な支援が大切である。

なお、高齢者や障害者等の要配慮者を含む被災者の多様な健康課題に対する支援に当たっては、保健・医療・福祉・介護等関係者と連携した自己完結型の「チーム」での活動が求められる。（活動マニュアルP37「表42 保健師以外の公衆衛生スタッフの行う支援」参照）

(2) 公衆衛生スタッフの活動内容

公衆衛生スタッフは、「直接的支援」（表1）、「情報収集、ニーズ把握、計画策定・評価」（表2）、関係機関連携（表3）を前提として、保健師を中心に連携し、一貫した中長期にわたる継続的支援体制を早期に構築し、表4に示す点に留意しながら個別及び地域への支援活動を実施する。

表1 直接的支援

避難所	生活環境面	生活環境の把握と公衆衛生上必要な調整 感染症、食中毒等の予防のための衛生管理 感染症等の患者の隔離、清潔、消毒等の指導 睡眠環境の確保、改善
	運営面	避難所責任者、代表者等との連携による支援体制の整備 公衆衛生活動に必要な情報の収集と関係部署への報告 医薬品、防疫薬品、衛生材料等の衛生管理に関する助言等 水・食料品等の衛生管理に関する助言等 関係者ミーティング（避難所責任者、代表等を含む）への参加 要配慮者の継続支援のため、管理台帳等を作成 保健・医療・福祉・介護等各担当部署等との連携・調整 公衆衛生活動に必要な職種・マンパワー量の積算と投入の提案 公衆衛生活動に関する避難所運営状況について、関係部署への報告・連携・調整
	住民支援	救護所や福祉避難所等の調整・連携 健康相談（巡回）等による要配慮者の把握 健康調査等による健康状態の把握 福祉避難所・介護保険施設への入所、医療機関受診が必要な避難者への支援 療養指導や他職種連携等を要する避難者への支援 感染症対策（うがい・手洗い励行、予防接種等）の実施 二次的な健康被害対策（健康相談、健康教育、健康診査等）の実施 仮設住宅等へ移行するケースに対する公衆衛生上の処遇調整 長期的な避難所生活を要する被災者に対する健康相談

在中・ト泊宅・車等	被災者の健康把握	要配慮者の所在把握及び安否確認 車中・テント泊の把握とエコノミー症候群の予防支援 要配慮者への個別支援（医療・服薬管理、サービス調整等） 訪問による健康調査
仮設住宅	住民代表連携・調整	自治会等の住民代表との連携・調整
	被災者の健康把握	入居者の健康調査、要配慮者等の継続的支援
	コミュニティ支援	自治コミュニティ住民代表との連携・調整 コミュニティの支援（集団健康教育、つどいの場の提供等）
その他	通常業務の実施	各種公衆衛生関係事業の再開
	職員の健康管理	職員の健康管理（休息確保、健康相談、検診等）

表2 情報収集、ニーズ把握、計画策定・評価

情報収集 ニーズ把握	被災に関する情報収集や分析整理、資料作成 公衆衛生活動に関する活動記録、集計、統計 被害が予測される人・集団・地域のリストアップ
計画策定・評価	必要な職種やマンパワーの算出と調整 フェイズ各期における災害時公衆衛生活動計画の作成と実施・評価・見直し 健康状況把握のための調査や健康診査等の実施の検討及び準備 医療チーム等外部支援活動収束化へ向けた検討や調整 通常業務再開へ向けた検討・調整（中止・延期・変更等）

表3 関係機関連携

災害対策本部	公衆衛生活動方針の決定及び初動体制づくり 被災地及び活動状況等の災害対策本部への報告 情報提供体制の確立と周知
関係機関	医師会や医療・救護班との連携及び巡回医療計画等との調整 保健・福祉・介護等各担当部署及び専門支援チーム等との対策検討
報告・引継ぎ	関係者ミーティング（連絡会議等の実施） 応援・派遣公衆衛生スタッフ、ボランティア等から被災地職員への活動記録等の引継ぎ

表4 支援活動の留意点

個別への支援活動	(1)相談的対応	・被災者の話を傾聴する姿勢を持ち、その人の持つ問題の本質を見極めることに努める。
	(2)セルフケア	・被災者が行ったほうがよいこと、支援が必要なことを見極め、被災者のセルフケア能力が高まるような支援を行う。
	(3)家族間の関係調整	・個人だけでなく家族の状況等を把握し、家族関係が良好になるように調整をする。
	(4)潜在的ニーズの発見	・表面化したニーズだけでなく、状況把握や会話から潜在的なニーズを把握する。
	(5)ケースワークの引継ぎ	・誰が見てもわかるよう情報の共有化を図る。
地域への支援活動	(1)ニーズの明確化と問題の予測	・ライフラインの断絶による衛生・栄養状態の悪化、近隣関係の崩壊によるストレスの増強等、地域での健康問題が漸次変化していくことに対応する。
	(2)コミュニティづくりの支援	・災害前のコミュニティが維持できない状況では、近隣同士の新たなコミュニティがつくれるよう、関係・場づくりの支援を行う。
	(3)地域への情報提供と行政サービスの調整	・関係機関との連携のもと、状況変化に応じて健康情報や生活情報をタイムリーに提供し、情報が行き渡るよう工夫し、住民の実態に応じた行政サービスが提供できるように調整する。

(3) 公衆衛生スタッフの活動形態

被災市町における公衆衛生活動は、（地区）保健師が中心となり、避難所を含む地域全体に対して、応援・派遣公衆衛生スタッフ、医療・救護班、住民代表、ボランティアセンター等と連携した公衆衛生活動体制を早期に確立し、表5に示す活動事項により実施する。

ただし、災害発生直後には、DMATが行う医療との役割分担を踏まえた医療救護の支援対応が必要となる等、状況に応じて臨機応変に再編・統合を図りながら活動することが重要である。

表5 活動事項一覧

企画・管理・運営 統括的事項	企画・管理・運営的事項	健康管理 避難所・地域健康管理事項
1 災害時公衆衛生活動計画の策定 ・健康課題の分析 ・活動計画の策定	1 応援・派遣公衆衛生スタッフへのオリエンテーション 2 被災者の健康管理 (避難所・地域健康管理事項と同じ)	1 被災者の健康管理 ・健康状況、課題の把握 ・健康相談、健康教育 ・環境整備 ・社会資源の活用調整 ・活動記録
2 情報管理 ・現地情報の確認、助言 ・全体情報の整理、報告 ・公衆衛生活動全体の調整 ・会議や関係機関への情報提供	3 避難所の公衆衛生上の管理 ・健康課題の把握と解決 ・社会資源の把握、調整 ・カンファレンス等の企画 ・生活衛生用品の点検	2 関係者との連携 ・各種専門支援チーム(救護、こころのケア、歯科保健、栄養等)との連絡調整 ・避難所責任者職員、住民リーダー、自治会役員等との連絡調整
3 体制づくり ・人員配置、調整 ・応援・派遣公衆衛生スタッフの受入調整 ・応援・派遣公衆衛生スタッフへ方針提示 ・他課との連携調整 ・他機関、管内市町等との連携調整 ・県庁や県地域機関等への報告、調整 ・勤務体制の調整	4 関係機関等との連携 ・各種専門支援チーム(救護、心のケア、歯科保健、栄養等)との連携 ・関係機関等との現地連携体制づくり	3 企画・管理・運営部門への報告、相談
4 職員の健康管理 ・職員の心身疲労への対処	5 自治会責任者等との連携 ・避難所等での健康づくり	4 関係者ミーティング ・ミーティングへの参画 ・カンファレンスへの参画
5 必要物品、設備の整備	6 関係者ミーティング ・ミーティングへの参画 ・カンファレンスの運営	5 必要物品の点検、補充 ・健康相談等の必要物品
6 関係者ミーティング ・ミーティング等への参画		

4 調査班の編成等

(1) 編成職種（必要に応じて、縮小又は拡大を行う。）

医師、保健師、衛生関係職、栄養士、事務職

(2) 班編成単位

原則として、保健所本所単位とする。（県外で活動を行う場合は全県単位とする。）

(3) 派遣期間

原則として、1週間とする。

(4) 待機及び出動の基準

表6のとおり。

表6 調査班の待機及び出動基準

待機基準	次のいずれかに該当する場合 ①広島県災害対策本部が設置された場合 ②県内で災害が発生し、各保健所管内で避難所が設置された場合 ③県外で発生した災害等の影響により要請があったときなど、健康福祉局長（健康福祉総務課）からの指示があったとき ④その他保健所長が必要と認めた場合
出動基準	次のいずれかに該当する場合 ①管内に避難所が設置された場合で、次の期限を越えて、10人以上が避難した避難所の継続が見込まれるとき ア 午前中に避難所が設置された場合は、翌日の正午 イ 午後に避難所が設置された場合は、翌々日の正午 ②災害対策本部から指示があった場合 ③県外で発生した災害等の影響により要請があったときなど、健康福祉局長（健康福祉総務課）から指示があった場合 ④その他保健所長が必要と認めた場合

(5) 必要物品

①被災地の地図

②被災地域の医療機関、保健センター、関連施設と基本情報を書き込んだ記録票

③デジタルカメラとICレコーダー

④通信手段（現地の状況が不明の場合は衛星携帯・電話を携行）

⑤各種調査様式などの帳票類

⑥その他、必要に応じ活動マニュアルP33表41に記載の物品

5 調査班の活動の基本

災害時の情報収集は、いまなすべきことを的確に把握し、以降の支援においての効果的な対応を可能にすることを目的とする。

災害時のアセスメントには、表7に示す特徴があるため、受動的な情報収集の態度では、「情報のないことは起きていないこと」となってしまい、特に情報が入りにくい孤立地域や被害が大きい地域への対応が遅れるおそれがあることから、表8の留意点を念頭におき実施する必要がある。

表7 災害時のアセスメントの特徴

災害時のアセスメントの特徴	①発災期・緊急対策期には通信やアクセス手段の途絶、情報提供者の被災などにより情報の入手が困難となる。(被災が大きいところほど情報が得られにくい。) ②情報の正しさを確認する手段が限られる。 ③現場の状況とニーズが急速に変化する。
---------------	--

表8 災害時のアセスメントを行う際の留意点

目的に徹すること	・迅速な対応を可能にすることに目的を集中し、科学的な正確さよりも行動・対応につながる実用性を重視する。
迅速であること	・迅速さを優先するためには、①アセスメントの対象範囲、②情報の深さ、要因への掘り下げ、③情報の精度においてある程度の妥協が必要である。 ・調べる事項あるいは地域の範囲を限定し、他の活用できる情報源から情報を取る。 ・因果関係の追求よりもまずは問題事象の把握を重視する。
可能なあらゆる手段を駆使すること	・信頼できる情報源の確保に努めるほか、既存データを含め可能な情報源と収集手段をできるだけ活用する。

6 調査班の活動内容

調査班は次の活動を行う。

- ①公衆衛生上のニーズの収集・評価・予測・要請
- ②必要な公衆衛生スタッフの職種・人数の評価・予測・要請
- ③災害時要配慮者・要医療者（要服薬者を含む。）の状況把握・支援要請

(1) 公衆衛生ニーズの把握

調査班は、被災地の災害対策本部、各避難所等において、主に表9に示す情報について把握する。なお、必要に応じて「活動マニュアル」に示す様式を活用する。

表9 公衆衛生ニーズの把握に必要な情報

被災状況	被災市町等が定期的に発する報道提供資料等を入手する。		
避難所の運営状況	・避難者の収容状況 ・外部との通信手段状況	・生活環境 ・物的、人的支援状況	・自主運営状況
要支援者の状況	・医療を必要とする者の状況 ・介護、援護を必要とする者の状況	・服薬を必要とする者の状況	
ライフライン状況	・電気 ・ガス	・水	
環境衛生状況	・トイレ、入浴環境	・ゴミ処理状況	・動物（ペット）飼育状況
飲食状況	・飲料水、食事の状況	・食事に配慮を必要とする者の状況	・調理状況

※避難所近隣の在宅生活者の情報を含む。

(2) 公衆衛生ニーズのアセスメント及び報告

調査班は、収集した情報をもとに、公衆衛生課題の全体について、どのような問題があり、どのようなニーズがあるかをスクリーニングし、様式1及び2により健康福祉総務課へ毎日報告する。

避難所初期調査票

(平成 年 月 日 時現在)

1. 避難所の運営	
①施設名称 []	住所 []
②部屋数 [室]	各部屋収容人数 [人] ~ [人]
③世帯間の間仕切り	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
④避難所内の履物	<input type="checkbox"/> 土足 <input type="checkbox"/> 靴を脱ぐ
⑤冷・暖房器具	<input type="checkbox"/> 足りている [が 台] <input type="checkbox"/> 不足 [が 台不足]
⑥運営責任者等	<input type="checkbox"/> 施設職員 [氏名 :] <input type="checkbox"/> 市町担当職員 [氏名 :] <input type="checkbox"/> 自主運営責任者 [氏名 :]
⑦外部との通信手段	<input type="checkbox"/> 固定電話 [番号 :] 接続 [可 · 不可] <input type="checkbox"/> FAX [番号 :] 接続 [可 · 不可] <input type="checkbox"/> 携帯電話 [番号 :] 接続 [可 · 不可] <input type="checkbox"/> E-mail [アドレス : @] 接続 [可 · 不可]
⑧支援者等 (市町職員以外)	<input type="checkbox"/> ボランティア [人] <input type="checkbox"/> その他 [人]
⑨健康管理者の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり 職種 [] 人数 [人] 頻度 [常駐 · 週 回] 職種 [] 人数 [人] 頻度 [常駐 · 週 回]
2. 要配慮者ほか ※個別情報については、活動マニュアル様式 2 を活用し、随時報告	
①医療を必要とする者 (歯科を含む。)	<input type="checkbox"/> あり [人] <input type="checkbox"/> なし []
②服薬を必要とする者	<input type="checkbox"/> あり [人] <input type="checkbox"/> なし []
③介護・援護を必要とする者	<input type="checkbox"/> あり [人] <input type="checkbox"/> なし []
④その他避難所生活上特別な配慮を必要とする者	<input type="checkbox"/> あり [人] <input type="checkbox"/> なし []
3. ライフライン状況等	
①電気	<input type="checkbox"/> 公共電気使用可 <input type="checkbox"/> 自家発電 <input type="checkbox"/> 停電中
②ガス	<input type="checkbox"/> 都市ガス使用可 <input type="checkbox"/> プロパンガス使用 <input type="checkbox"/> その他 [] <input type="checkbox"/> 使用不可
③水	<input type="checkbox"/> 水道使用可 <input type="checkbox"/> 断水中⇒ (<input type="checkbox"/> 給水あり <input type="checkbox"/> 井戸水使用 <input type="checkbox"/> その他 [利用])
4. トイレ、廃棄物、換気、浴場、ペット対策	
①トイレ設置状況	<input type="checkbox"/> 施設常設トイレ <input type="checkbox"/> 仮設トイレ <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> その他 []
②トイレ衛生管理方法	<input type="checkbox"/> 避難者の当番制 <input type="checkbox"/> 選任担当者が従事 <input type="checkbox"/> その他 []
③トイレ内汚物処理	<input type="checkbox"/> 水を流す <input type="checkbox"/> 袋に集める <input type="checkbox"/> その他 []
④汚物収集等	<input type="checkbox"/> 収集あり <input type="checkbox"/> なし⇒ (汚物管理方法 [])
⑤ゴミ処理	<input type="checkbox"/> 収集あり <input type="checkbox"/> 場所を決めて廃棄 <input type="checkbox"/> その他 []
⑥換気状況	<input type="checkbox"/> よい <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 悪い
⑦手洗い場	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> その他対応 []
⑧浴場	<input type="checkbox"/> あり⇒ (<input type="checkbox"/> 仮設浴場 <input type="checkbox"/> 仮設シャワー <input type="checkbox"/> その他 []) <input type="checkbox"/> なし
⑨ペット飼育	<input type="checkbox"/> あり⇒ (<input type="checkbox"/> ゾーニング飼育 <input type="checkbox"/> 飼育場所確保 <input type="checkbox"/> 飼育対策なし) <input type="checkbox"/> なし
5. 飲食状況	
①飲料水	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足⇒ (状況 [])
②食料	<input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足 食事状況 [] 回/日 <input type="checkbox"/> 弁当 <input type="checkbox"/> おにぎり <input type="checkbox"/> パン <input type="checkbox"/> レトルト <input type="checkbox"/> その他 []
③炊出し状況	[] 回/日 <input type="checkbox"/> ごはん <input type="checkbox"/> 味噌汁 <input type="checkbox"/> その他 []
④食事上の不足要素	<input type="checkbox"/> あり⇒ (<input type="checkbox"/> カロリー <input type="checkbox"/> タンパク <input type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> その他 []) <input type="checkbox"/> なし
⑤特別食の要否	<input type="checkbox"/> 必要⇒ (状況 []) <input type="checkbox"/> 不要
⑥調理者の手指衛生	<input type="checkbox"/> 可⇒ (<input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 流水 <input type="checkbox"/> その他 []) <input type="checkbox"/> 不可
【緊急ニーズ (物的・人的支援)】	
①	
②	
③	
④	
⑤	
⑥	

被災地区初期調査票

(平成 年 月 日 時現在)

1 地区の状況									
①地区名 [] 市 [] 町 [] 地区									
②地区世帯数等 [世帯 人] うち在宅世帯数 [/ 世帯 人]									
③冷・暖房器具 <input type="checkbox"/> 充足 <input type="checkbox"/> 不足 [が 台不足]									
④在宅世帯との通信手段 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ⇒ (情報伝達方法 []) 頻度 [回/日・週])									
⑤健康管理者の有無 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 職種 [] 人数 [人] 頻度 [週 回] 職種 [] 人数 [人] 頻度 [週 回]									
⑥近隣資源の稼動状況 <input type="checkbox"/> 医療機関 名称 [] 診療科目 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] 名称 [] 診療科目 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] <input type="checkbox"/> 社会福祉施設 名称 [] 種別 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] 名称 [] 種別 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] <input type="checkbox"/> 食料品店舗 名称 [] 扱品目 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] 名称 [] 扱品目 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] <input type="checkbox"/> 日用品店舗 名称 [] 扱品種 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] 名称 [] 扱品種 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] <input type="checkbox"/> 給油所 名称 [] 扱油種 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分] 名称 [] 扱油種 [] <input checked="" type="checkbox"/> [] 所要時間 [分]									
2 要援護者ほか ※個別情報については、活動マニュアル様式2を活用し、随時報告									
①医療を必要とする者 <input type="checkbox"/> あり [世帯 人] <input type="checkbox"/> なし [状況等 :]									
②服薬を必要とする者 <input type="checkbox"/> あり [世帯 人] <input type="checkbox"/> なし [状況等 :]									
③介護・援護を必要とする者 <input type="checkbox"/> あり [世帯 人] <input type="checkbox"/> なし [状況等 :]									
④その他在宅生活上特別な配慮を必要とする者 <input type="checkbox"/> あり [世帯 人] <input type="checkbox"/> なし [状況等 :]									
3 ライフライン状況等									
①電気 停電世帯数 [世帯]									
②ガス 使用できない世帯数 [世帯]									
③水 断水中 [世帯] ⇒ (□給水あり [頻度 : 回/日] <input type="checkbox"/> その他 [利用])									
4 トイレ、廃棄物、浴場									
①トイレの状況 各戸トイレ使用不能世帯数 [世帯] ⇒ (対応状況 [])									
②ゴミ処理 <input type="checkbox"/> 収集あり <input type="checkbox"/> 収集なし ⇒ (□場所を決めて廃棄 <input type="checkbox"/> その他 [])									
③浴場 各戸浴場使用不能世帯数 [世帯] ⇒ (対応状況 [])									
5 飲食状況									
①飲料水 不足世帯数 [世帯] ⇒ (対応状況 [])									
②食料 不足世帯数 [世帯 人] ⇒ (対応状況 [])									
③特別食の要否 <input type="checkbox"/> 必要あり ⇒ (状況 []) <input type="checkbox"/> 不要									
【緊急ニーズ(物的・人的支援)】									
①									
②									
③									
④									
⑤									
⑥									

中国5県災害等発生時の公衆衛生活動 に係る相互連携マニュアル

第1編 総則

1 基本的な考え方

「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」(以下「支援・受援マニュアル」という。)の人的支援のうち、公衆衛生活動支援要員(以下「災害時公衆衛生チーム等」という。)の活動に係る相互連携について必要な事項を定める。

- (1) 中国5県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパートに基づき、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行う。
- (2) 複数のブロックが被災するなどの大規模広域災害時については、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づき、全国知事会の調整の下で広域支援・受援を行うことになるが、支援・受援マニュアルに定める支援・受援に係る標準的な体制・活動手順等を基本に、柔軟に対応することとする。
- (3) 中国5県以外の大規模広域災害に対しても、支援・受援マニュアルの定めを準用して被災都道府県の支援に当たることとする。

2 広域支援体制

(1) カウンターパート制による支援

支援を行う県(以下「支援担当県」という。)は、カウンターパート制により、被災県に対して、必要に応じて、災害時公衆衛生チーム等を派遣する。

○隣接県による支援を基本的な考え方として、下表のとおり、第1順位から第4順位までを予め決定

○第1順位の県が被災したことにより支援ができない場合は、第2順位から第4順位までの県がそれぞれの順位により支援を実施

被災県	支 援 担 当 県			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
鳥取県	岡山県	島根県	広島県	山口県
島根県	鳥取県	広島県	山口県	岡山県
岡山県	広島県	鳥取県	山口県	島根県
広島県	山口県	岡山県	島根県	鳥取県
山口県	島根県	広島県	鳥取県	岡山県

※ 被災状況に応じ、広域支援本部が支援担当県の順位を調整

(2) 広域支援本部による支援

被災県に対する支援担当県を予め定めたカウンターパート制に加え、被災状況に応じて、より的確な支援を行うため、中国ブロック内各県、他ブロック及び全国知事会等と広域支援に係る包括的な調整を行う「中国5県広域支援本部」（以下「広域支援本部」という。）が中国地方知事会会長県（以下「会長県」という。）に設置された場合、広域支援本部の調整により、支援担当県は被災県に対して、災害時公衆衛生チーム等を派遣する。

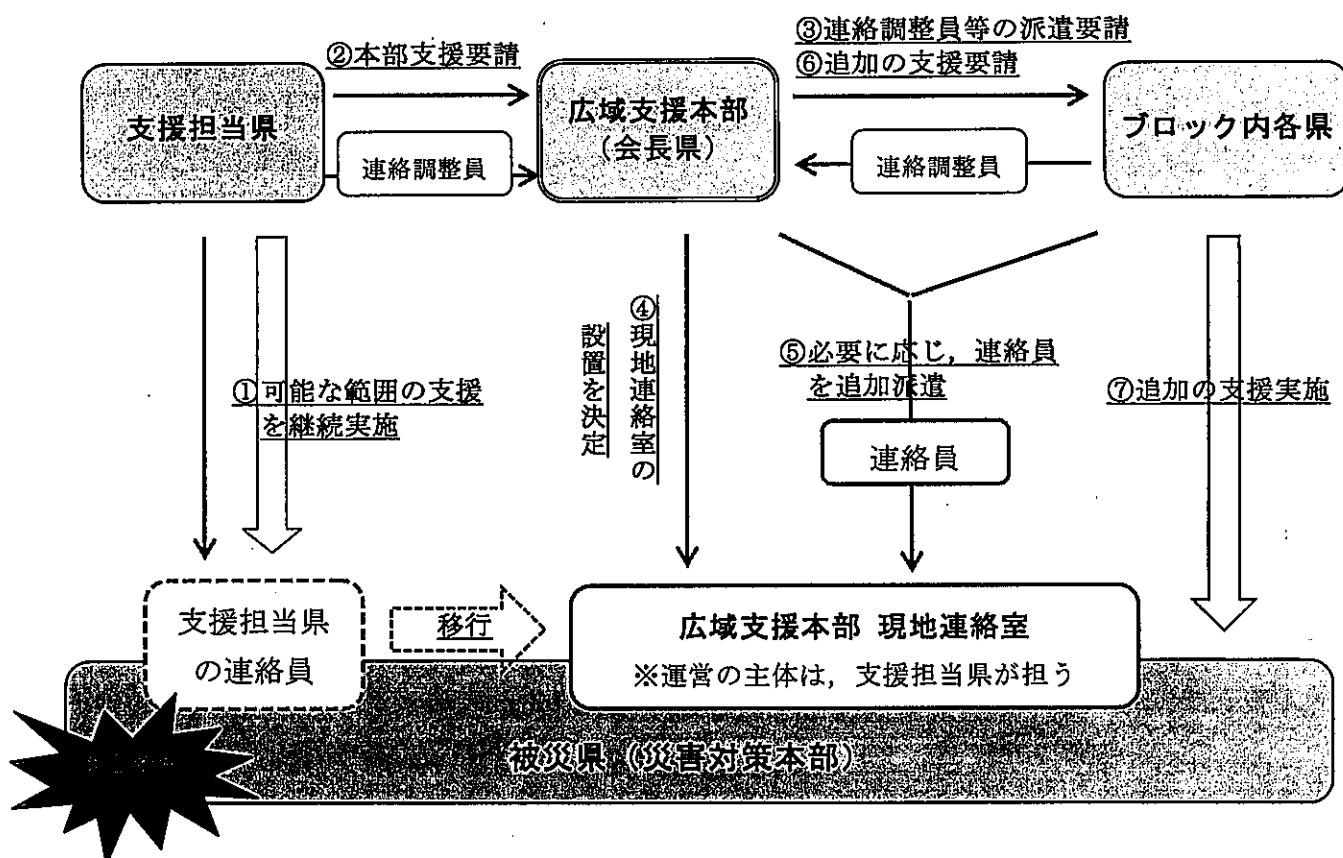
なお、広域支援本部設置県は、広域支援本部の設置が困難な場合は、速やかに次の県に連絡するものとする。

本部設置県 (会長県)	会長県が被災した場合			
	第1順位	第2順位	第3順位	第4順位
島根県	広島県	岡山県	山口県	鳥取県

※ 順位は、在任期間の長い順、会長互選の例に準拠

【中国ブロックで対応する場合】

<カウンターパート制> ⇔ <広域支援本部による調整>



3 被災県での公衆衛生活動

(1) 平常時の対応

平素から、各県は緊急時の連絡先を把握するとともに、派遣可能な専門職種の確保に努める（別表1・2）。

(2) 災害時の対応

カウンターパート制又は広域支援本部体制の下で、支援担当県は、災害時公衆衛生チーム等を被災県の避難所等に派遣する。

災害時公衆衛生チーム等は、保健師2人1組の班編成を最小単位とし、被災地の状況に応じて、保健師以外の専門職種を派遣する。

派遣期間は、概ね7日間（移動日2日、活動日5日）程度を基本とし、状況に応じて、期間の変更を行う。

災害時公衆衛生チーム等は、支援担当県の指示の下に、DMAT（災害派遣医療チーム）の業務に引き続き、避難所等において被災者の心身のケアを行う。

(3) 費用負担及び補償

災害時公衆衛生チーム等の活動に要した費用は、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」第5条により、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

職員派遣に係る費用負担及び補償のルール

《県職員》

- 「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定実施要領」第9条に基づく。
 - ・ 被支援県が負担する経費の額は、支援を実施した県（以下「支援県」という。）が定める規定により算定した当該派遣職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
 - ・ 派遣職員が支援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に要する経費は、支援県の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、被支援県の負担とする。
 - ・ 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務の従事中に生じたものについては被支援県が、被支援県への往復の途中において生じたものについては支援県が賠償の責めに任ずる。

《関係団体等職員》

- 関係団体等との協定に基づき、支援県が関係団体等へ支弁した派遣に係る費用については、被支援県が負担する。
- 派遣団体職員の死亡、負傷等に係る補償に要する経費及び業務上第三者に損害を与えた場合の経費については、被支援県は負担しない。
- 前号の補償等に対応するため、支援県は、関係団体等と補償に関する取り決めを行うこととし、補償に係る傷害保険料が発生した場合には、その傷害保険料は、被支援県が負担する。

第2編 災害時における支援担当県の役割

1 連絡員の派遣

支援担当県（後方支援本部）は、「支援・受援マニュアル」に基づき、被害状況等を把握し、支援の要否を検討するために、情報収集・共有体制を確立するとともに、被災県へ連絡員を派遣する。

――<支援・受援マニュアルに基づく連絡員の派遣>

(1) 派遣の決定時期

- ①被災県から、支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
- ②支援担当県が、災害等の実態に照らし支援が必要と判断したとき
- ③通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、被災県に甚大な被害が推測されるとき

(2) 連絡員の業務

- ①被災地の被害状況、被災地ニーズ等の情報を収集
- ②収集した情報については、支援担当県又は広域支援本部へ報告
- ③支援実施に関する被災県との調整

2 災害時公衆衛生チーム等の派遣調整

支援担当県は、被災県において必要な災害対策業務及び当該業務の実施に必要な支援要員の人数等を的確に把握し、必要に応じて管内市町村及び関係団体・機関と連携して速やかに支援要員を派遣する。

(1) 派遣必要性の把握

連絡員による被災地ニーズ等の情報や支援実施に関する被災県との調整から、公衆衛生活動の必要性を把握する。

必要に応じて、支援担当県又は広域支援本部は、公衆衛生活動の必要性を調査するため、被災県に調査班を派遣する。

(2) 支援要員の確保

支援担当県は、被災県から派遣要請の連絡があったとき又は情報収集の結果により、災害時公衆衛生チーム等の派遣が必要と判断されるときは、管内市町村又は関係団体と連携し、支援要員を確保する。

(3) 宿泊施設及び交通手段の確保

支援担当県は、支援要員の宿泊施設及び交通手段を確保する。

なお、交通手段の確保にあたっては、被災県を支援する他の県や管内市町村等と乗り合わせて往来するなど、効率的に行う。

(4) 派遣先の調整

支援担当県は、被災県と調整して、担当避難所等の派遣先を決定するともに、次の事項について被災市町村又は被災県からの要望がない場合は、支援担当県による方法で支援を行う。

- ・避難所のアセスメントの方法
- ・健康ニーズ調査の方法

3 災害時公衆衛生チーム等の派遣

- (1) 支援担当県は、支援要員が確保でき次第、災害時公衆衛生チーム等を編成する。
- (2) チーム編成時に、専門職が不足する場合は、広域支援本部（広域支援本部が設置されている場合。以下同じ。）を通じて、他県に専門職の支援（チームの一員として派遣）を依頼する。
- (3) 支援担当県は、宿泊場所、移動手段が確保でき次第、災害時公衆衛生チーム等を派遣する。
- (4) 支援担当県は、派遣状況報告（様式1）により被災県又は広域支援本部に報告する。

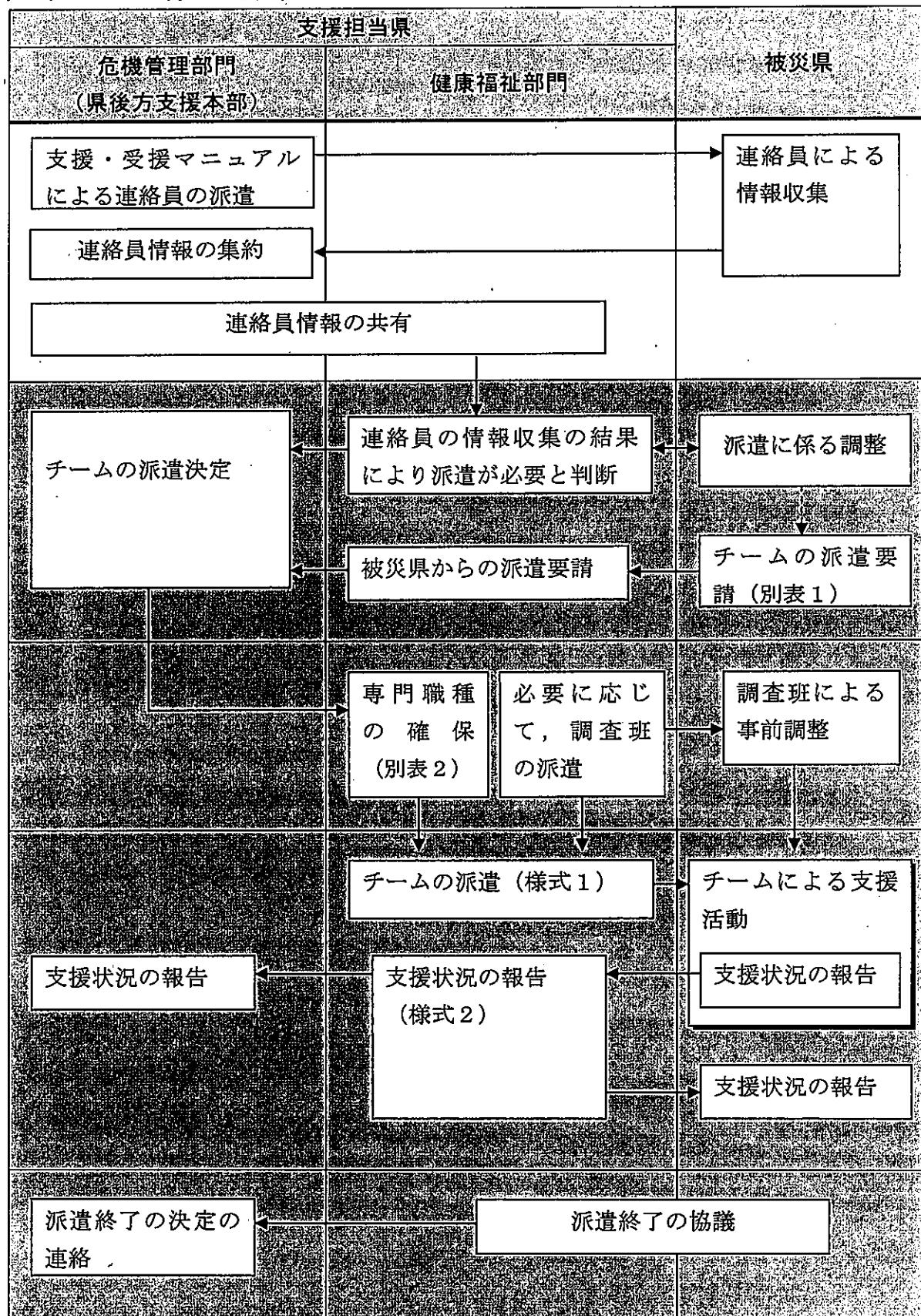
4 支援状況の報告

支援担当県は、派遣状況を適正に管理し、支援状況報告書（様式2）により、被災県及び広域支援本部へ報告する。

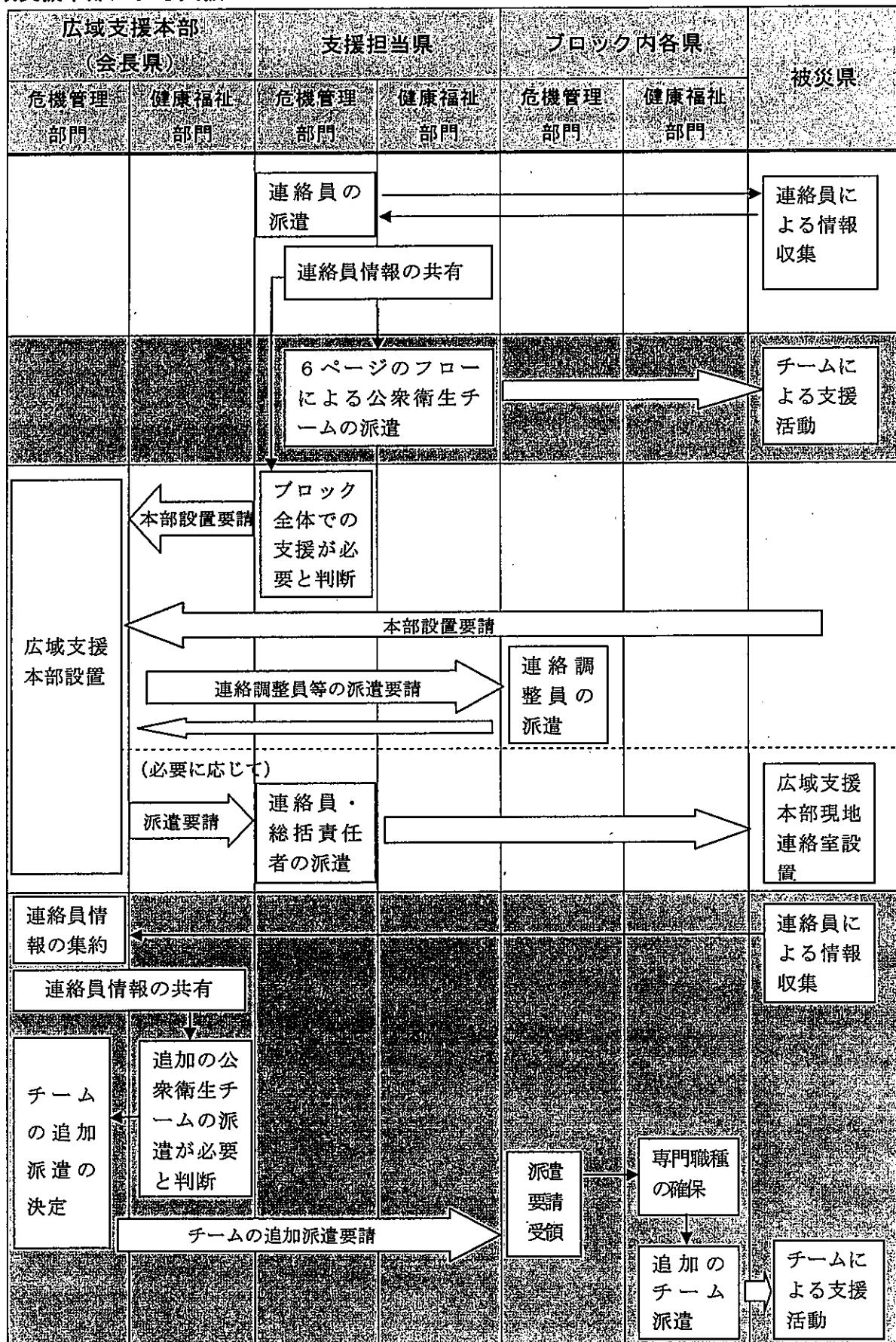
5 派遣の終了

- (1) 災害時公衆衛生チーム等の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部が設置されている場合は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、支援担当県に支援の継続を要請する。

カウンターパート制による支援フロー



広域支援本部による支援フロー



別表 1

緊急連絡先一覧表

県名	連絡担当部局	連絡先(時間内)		備考
鳥取県	福祉保健部	○ NTT (直)	0857-26-7142	
	福祉保健課	○ NTT FAX	0857-26-8116	
島根県	健康福祉部	○ NTT (直)	0852-22-6331	
	健康福祉総務課	○ NTT FAX	0852-27-6317	
岡山県	保健福祉部	○ NTT (直)	086-226-7316	
	保健福祉課	○ NTT FAX	086-234-2456	
広島県	健康福祉局	○ NTT (直)	082-513-3030	
	健康福祉総務課	○ NTT FAX	082-511-6715	
山口県	健康福祉部	○ NTT (直)	083-933-2710	
	厚政課	○ NTT FAX	083-933-2739	

※ 勤務時間外の連絡先を含む、各県担当者名簿については、別途年度毎に作成する。

第3編 災害時における被災県の役割

1 必要な支援要員の把握

被災県は、当面必要な業務を確認し、当該業務の実施に必要な支援要員に関する情報（職種、活動内容、人数、期間、場所等）を把握する。

2 支援内容の連絡

被災県は、人員の不足が見込まれる場合、必要とする支援要員に関する情報を取りまとめ、支援担当県に要請する。

3 派遣の終了

- (1) 災害時公衆衛生チーム等の派遣の終了は、被災県の状況に応じて、被災県と支援担当県（広域支援本部が設置されている場合は、広域支援本部）が協議の上、決定する。
- (2) 被災県は、被災状況から支援継続が必要と判断される場合は、支援担当県に支援の継続を要請する。

別表 2

派遣可能な専門職種一覧表

(平成28年3月現在)

派遣可能な専門職種	鳥取県		島根県		岡山県		広島県		山口県	
	県職員	その他								
医師	○	◎	○	◎	○	△	○	◎	○	
保健師	●		●		○		●		●	
栄養士	○	◎	○		○	△	○	◎	●	
歯科衛生士	○		○		○	△	○	◎		◎
薬剤師	○	◎	○	◎	○	△	○	◎	○	
獣医師	○		○		○	△	○	◎		
食品衛生監視員	○		○		○		○			
環境衛生監視員	○		○		○		○			
臨床検査技師			○		○					
診療放射線技師		◎	○		○	△				
歯科医師		◎		◎	○	△		◎	◎	
歯科技工士										◎
看護師		◎		◎		△		◎		
助産師		◎				△				
理学療法士						△		◎		
作業療法士								◎		
柔道整復師		◎				△		◎		
精神保健福祉士		◎				△		◎		
臨床心理士		◎				△				
社会福祉士						△		◎		
介護福祉士						△		◎		
介護支援専門員						△		◎		
障害者相談支援専門員								◎		
障害福祉施設職員						△				

※ ● : 市町村職員を含む

◎ : 旅費等の実費に加え、日当（人件費相当）が必要

(△ : 協定締結に向け、準備中)

様式 1

派遣担当県 ⇒ 被災県・広域支援本部

派遣担当県	
連絡先（担当者）	

災害時公衆衛生チーム等の派遣報告

担当避難所名：_____

連絡月日： 月 日

No.	所属	氏名	専門職種	派遣期間
1				/ ~ /
2				/ ~ /
3				/ ~ /
4				/ ~ /
5				/ ~ /

*宿泊先を確保されているチームは、宿泊先を記入してください。

宿泊先の名称	電話番号

様式 2

派遣担当県 ⇒ 被災県・広域支援本部

災害時公衆衛生チーム等の活動報告

年月日	平成 年 月 日() 天候()		派遣日程	/ ~ /
所属			スタッフ職・氏名	
活動開始時間	時 分	活動終了時間	時 分	
活動場所				
活動内容	【主に被災者への対応】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所(健康相談) ・仮設住宅(健康相談 訪問) ・地区活動支援(健康相談) ・職員の健康管理(健康相談) ・要支援者フォロー(健康相談) ・その他() 			
1日のスケジュール			直近の行事予定 ボランティア等	
			不足物品	
留意事項				
健康課題				
その他 引継ぎ事項				

(参考)

中国5県災害等発生時の公衆衛生活動における相互連携体制の運用について
(平成28年3月29日「中国地方知事会公衆衛生活動チーム部会」合意事項)

《県職員派遣》

- 支援を行う県（以下「支援担当県」という。）は、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」第3条（4）【医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣】を根拠として派遣する。
- 派遣に当たっては、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定に基づく支援・受援マニュアル」の人的支援のうち、公衆衛生活動支援要員について必要な事項を定めた「中国5県災害等発生時の公衆衛生活動に係る相互連携マニュアル」に基づき派遣する。
- 経費の負担については、「中国5県災害発生時の広域支援に関する協定実施要領」第9条に基づくものとする。

《関係団体等職員派遣》

- 被災県は、支援担当県に対して、「中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定」第3条(6)【特に要請のあった事項】として専門職種関係団体等職員の派遣を要請する。
- 被災県の要請に対して、支援担当県は、関係団体等職員を、支援担当県が関係団体等と締結した協定に基づき派遣する。
- 派遣に当たっては、原則として県職員と併せたチームとして派遣するものとし、その方法については、県職員と同様に、「中国5県災害等発生時の公衆衛生活動に係る相互連携マニュアル」に基づいた派遣を行う。
- 関係団体等職員派遣に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）が負担するものとする。
 - ① 関係団体等との協定に基づき、支援を実施した県（以下「支援県」という。）が関係団体等へ支弁した派遣に係る費用については、被支援県が負担する。
 - ② 派遣団体職員の死亡、負傷等に係る補償に要する経費及び業務上第三者に損害を与えた場合の経費については、被支援県は負担しない。
 - ③ 前号の補償等に対応するため、支援県は、関係団体等と補償に関する取り決めを行うこととし、補償に係る傷害保険料が発生した場合には、その傷害保険料は、被支援県が負担する。

